

令和4年3月15日

環境経済委員会

ごみ減量推進課  
廃棄物処理課

## 浜松市一般廃棄物処理基本計画改定版の策定について（修正案）

### 1 趣旨

令和3年12月3日の環境経済委員会において報告しました「浜松市一般廃棄物処理基本計画改定版（素案）」について、パブリック・コメントの実施を経て、別紙のとおり修正案を作成しましたので報告いたします。

### 2 報告資料

- ・ 市民の皆さんからの提出意見とその意見に対する市の考え方の公表
- ・ 浜松市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画編（改定版）』（修正案）
- ・ 浜松市一般廃棄物処理基本計画『生活排水処理基本計画編（改定版）』（修正案）
- ・ パブリック・コメントに寄せられた主な意見と計画修正点

### 3 今後のスケジュール

令和4年3月15日      パブリック・コメントの結果報告及び市の考え方公表  
令和4年4月1日      施行

# 一般廃棄物処理基本計画(案) に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と  
その意見に対する市の考え方の公表



令和3年12月から令和4年1月にかけて実施しました一般廃棄物処理基本計画(案)に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。

意見募集を行った結果、市民等120名と5団体から300件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

また、お寄せいただきましたご意見を考慮して、「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、令和4年4月からの実施を予定しています。今後とも、一般廃棄物処理行政に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この内容は、市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)にも掲載しております。

令和4年3月

浜松市環境部ごみ減量推進課

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1-10

TEL 053-453-0026

FAX 050-3737-2282

Eメールアドレス

[gomigen@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:gomigen@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

浜松市環境部廃棄物処理課

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1-10

TEL 053-453-6226

FAX 053-457-3071

Eメールアドレス

[ej-tobu@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:ej-tobu@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

## 募集結果

### 全体

【実施時期】	令和3年12月15日から令和4年1月14日	
【意見提出者数】	120人・5団体	
【提出方法】	持参（0件）郵便（4件）電子メール（19件） FAX（97件）説明会等（5件）	
【意見数内訳】	300件 （提案 8件、要望 263件、質問 20件、 その他 9件）	
【案に対する反映度】	案の修正 3件	今後の参考 216件
	盛り込み済 10件	その他 71件

### ごみ処理基本計画編（改定版）

【実施時期】	令和3年12月15日から令和4年1月14日	
【意見提出者数】	（個人）119人、（団体）5団体	
【提出方法】	持参（0件）郵便（4件）電子メール（18件） FAX（97件）その他（5件）	
【意見数内訳】	294件 （提案 8件、要望 259件、質問 18件、 その他 9件）	
【案に対する反映度】	案の修正 3件	今後の参考 215件
	盛り込み済 9件	その他 67件

### 生活排水処理基本計画編（改定版）

【実施時期】	令和3年12月15日から令和4年1月14日	
【意見提出者数】	（個人）4人	
【提出方法】	持参（0件）郵便（0件）電子メール（2件） FAX（0件）その他（2件）	
【意見数内訳】	6件 （提案 0件、要望 4件、質問 2件、その他 0件）	
【案に対する反映度】	案の修正 0件	今後の参考 1件
	盛り込み済 1件	その他 4件

## 目 次

### ごみ処理基本計画編（改定版）

1	計画改定の考え方（意見数 0件）	
2	ごみ処理を取り巻く社会的動向（意見数 2件）	3 ページ
3	本市を取り巻く状況及びごみ処理の現状と課題 (意見数 25件)	4 ページ
4	基本理念（意見数 1件）	12 ページ
5	基本方針及び計画の目標等（意見数 4件）	13 ページ
6	施策体系（意見数 0件）	
7	個別施策	
	基本方針1（意見数 228件）	15 ページ
	基本方針2（意見数 16件）	35 ページ
	基本方針3（意見数 1件）	38 ページ
	資料編（意見数 3件）	39 ページ
	その他（意見数 14件）	40 ページ

### 生活排水処理基本計画編（改定版）

1	計画改定の考え方（意見数 0件）	
2	本市を取り巻く状況及び生活排水処理の現状と課題 (意見数 2件)	42 ページ
3	生活排水処理の検証（意見数 0件）	
4	基本方針等（意見数 0件）	
5	施策の展開と具体的行動（意見数 4件）	43 ページ
	資料編（意見数 0件）	
	その他（意見数 0件）	

## ごみ処理基本計画編（改定版）

### 2 ごみ処理を取り巻く社会的動向（2件）

<b>質問 1</b>	プラスチックごみが問題となっているが、計画のほとんどが家庭から排出されるもえるごみを中心となっているのはどうしてか。
<b>提案 1</b>	本計画にプラスチックの一括回収やリサイクルについて、対応を盛り込めないか。

#### 【市の考え方】案の修正

プラスチックごみに関しては、プラスチックの資源循環の取組みが重要と考えています。市としては、プラスチック製品を購入した後、各家庭から排出されるプラスチックへの対応が重要と考えています。

対応については、計画案 38 ページに記載していますが、国の方針が示されたことから次のように修正します。

#### 《修正内容 1》

- ・『ごみ処理基本計画編（改定版）』 38 ページ  
7 個別施策 基本方針 1 「ごみの減量・資源化と適正処理の推進」  
(2) 家庭系ごみの資源化の推進

#### （修正前）

（前略）

- ・プラスチック資源の循環を推進するため、プラスチック一括回収に係る国の方針を注視しながら情報収集と本市においての実施を検討します。

#### （修正後）

（前略）

- ・プラスチック資源の循環を推進するため、プラスチック資源の分別収集に係る制度内容について、情報収集と本市においての実施を検討します。

#### 《修正内容 2》

- ・『ごみ処理基本計画編（改定版）』 41 ページ

#### （修正前）

プラスチック資源の循環を推進するため、プラスチック一括回収に係る国の方針を注視しながら情報収集と本市においての実施を検討します。	← 調査・検討 →
	※調査検討で実施可能と判断した場合、開始時を決定し実施

#### （修正後）

プラスチック資源の循環を推進するため、プラスチック資源の分別収集に係る制度内容について、情報収集と本市においての実施を検討します。	← 調査・検討 →
	※調査検討で実施可能と判断した場合、開始時を決定し実施

### 3 本市を取り巻く状況及びごみ処理の現状と課題（25件）

<b>質 問 2</b>	本計画の本市の総人口の推移について、12月1日の報道発表によると国勢調査の確定値が出たが、どのように反映するのか。
----------------------	---

#### 【市の考え方】案の修正

寄せられたご意見により、浜松市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画編（改定版）』案の一部を修正しました。

令和2年国勢調査結果（速報値）で記載していた総人口と総世帯数の値を、次のように確定値へ修正します。

#### 《修正内容》

・『ごみ処理基本計画編（改定版）』4ページ、5ページ

#### 3 本市を取り巻く状況及びごみ処理の現状と課題

##### (1) 本市を取り巻く状況

##### ア 本市の人口・世帯数

#### <①総人口を速報値へ修正>

##### （修正前）

（前略）

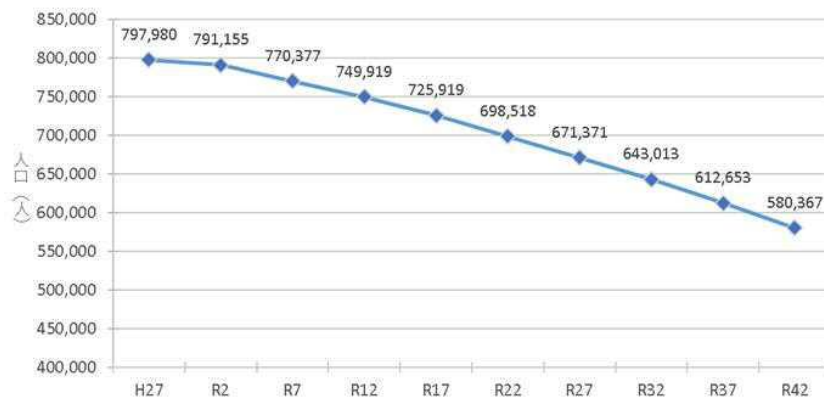
令和2年国勢調査結果（速報値）によれば、10月1日現在の本市の人口は、79万1,155人となっており、平成17年以降、減少が続いています。（中略）

図表 3-1 近年の総人口の推移



(出典) 浜松市”やらまいか”人口ビジョン(令和2年改訂版)及び令和2年浜松市の人口《国勢調査結果(速報値)》を基に作成

図表 3-2 将来推計人口(総人口)



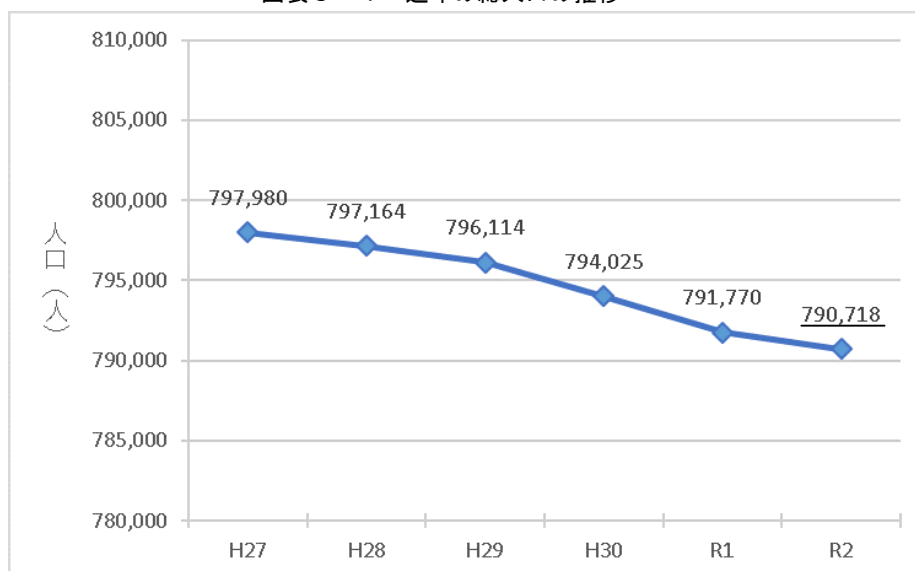
※令和2年までは実績値を表記 (出典) 浜松市”やらまいか”人口ビジョン(令和2年改訂版)及び令和2年浜松市の人口《国勢調査結果(速報値)》を基に作成

(修正後)

(前略)

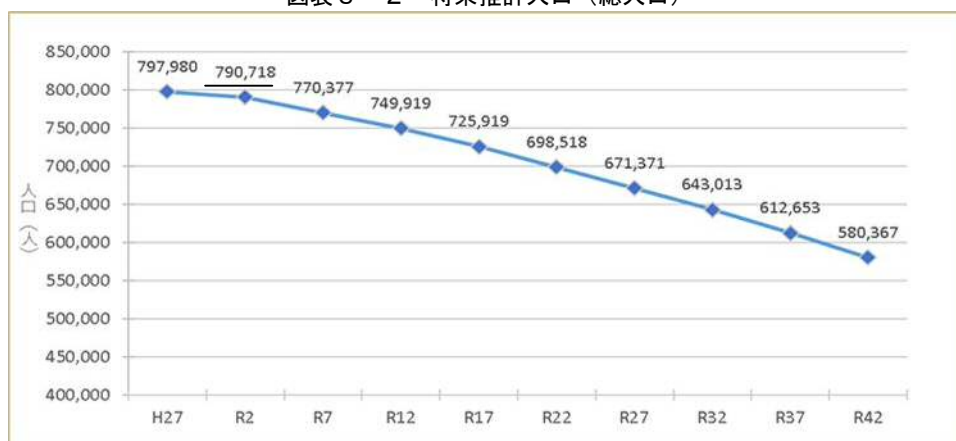
令和2年国勢調査結果によれば、10月1日現在の本市の人口は、79万718人となっており、平成17年以降、減少が続いています。(中略)

図表 3-1 近年の総人口の推移



(出典) 浜松市”やらまいか”人口ビジョン(令和2年改訂版)及び令和2年浜松市の人口《国勢調査結果》を基に作成

図表 3-2 将来推計人口(総人口)



※令和2年までは実績値を表記 (出典) 浜松市”やらまいか”人口ビジョン(令和2年改訂版)及び令和2年浜松市の人口《国勢調査結果》を基に作成

## <②総世帯数を確報値へ修正>

(修正前)

また、令和2年国勢調査結果(速報値)によれば、世帯数は、10月1日現在31万9千9百世帯です。(中略)

図表 3-3 総世帯数の推計

年次	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
総世帯数	309,227	319,900	322,000	327,000	330,000	332,000

(出典) 浜松市”やらまいか”人口ビジョン(令和2年改訂版)及び令和2年浜松市の人口《国勢調査結果(速報値)》を基に作成

※令和2年までは実績値を表記



(修正後)

また、令和2年国勢調査結果によれば、世帯数は、10月1日現在 32万749世帯です。(中略)

図表3-3 総世帯数の推計

年次	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
総世帯数	309,227	<u>320,749</u>	322,000	327,000	330,000	332,000

(出典) 浜松市“やらまいか”人口ビジョン(令和2年改訂版)及び令和2年浜松市の人口《国勢調査結果》を基に作成

※令和2年までは実績値を表記

※同一の文章を使用している『生活排水処理基本計画編(改定版)』についても、以下の部分を同様に修正します。

・『生活排水処理基本計画編(改定版)』3ページ、4ページ

2 本市を取り巻く状況及び生活排水処理の現状と課題

(1) 本市を取り巻く状況

要望  
1

本市の事業所数・従業員数について、統計には、労働力人口もあり、配慮が必要である。

#### 【市の考え方】今後の参考

事業所数・従業員数については、主に本市における事業系のごみへの影響要因として記載させていただきました。ご指摘いただいた労働力人口は、全員が市内事業所に就業するものではないため記載をしておりませんが、今後の参考とさせていただきます。

要望  
2

アルミ缶・スチール缶の分別を行ってはどうか。

#### 【市の考え方】その他

アルミ缶については、自治会・町内会・子ども会が主催する集団回収へのご協力をお願いしており、ごみ集積所に出されたかんは、収集効率を考慮し、合わせて収集し民間事業所に売却しています。今後は、市況やリサイクル手法の進展に応じて、分別品目を検討してまいります。

提案  
2

図表3-8のごみの分別について、本計画の分別区分として、雑がみは古紙に含まれているが、今後、雑がみ分別回収を促進していくために、古紙と別の区分としたらどうか。

#### 【市の考え方】今後の参考

古紙類の品目については、雑がみも古紙という判断にしています。分別回収に関して、雑がみに関する意識啓発は必要なことであるため、今後も積極的に周知してまいります。

<b>要望 3</b>	<p>天竜区青谷に建設中の新清掃工場について、機能・費用・周辺地域への影響、現在の進捗状況などを詳しく教えてほしい。</p> <p>現在の清掃工場についてお知らせしているが、言葉だけでは伝わらないため、HP等で映像として現状をお知らせし、処分方法や方式などをもう少し詳しく説明してほしい。</p>
-----------------	--

**【市の考え方】 その他**

新清掃工場及び西部清掃工場の詳細については、HPにて公開しております。

<b>要望 4</b>	<p>ごみの組成状況について「ごみ減量に関しては、生ごみと紙類の削減が効果的であり、これをいかに削減するかが課題です」とある。生ごみ・紙類の削減について広く周知し、実行できるように市が先頭に立って取り組んでほしいと思う。</p>
-----------------	--

**【市の考え方】 盛り込み済**

ご指摘のとおり、ごみの減量や資源化の取組みは市と市民や事業者の皆様と協働で行う必要があると考えています。このため、計画案の38ページ、39ページの基本方針に沿って取り組んでまいります。

<b>質問 3</b>	<p>バイオマス事業を推進するとあるが、進捗が△（遅れている）となっている。バイオマス事業の今後の見通しは。</p>
<b>要望 5 ・ 6</b>	<p>生ごみバイオマス事業への対応について、民間事業者の事業計画を注視してとあるが、いつまで待つのか。市がもっと積極的に推進してほしい。（2件）</p>

**【市の考え方】 その他**

生ごみバイオマス事業については、事業計画者が住民説明会を行うなど施設整備に向けた準備を進めているところです。市としては法令手続きや安定的な原料（生ごみ）調達に向けた環境整備、円滑な事業運営に向けた関係機関との調整支援等を行います。

<b>要望 7</b>	<p>計画の進捗評価について、ごみ処理有料化の検討のところのみ他都市の調査研究があるが、ごみの分別やリサイクル方法、資源化についても他都市に学ぶことが多いのでは。他都市で学んで取り組めることは研究し、市民にも知らせてほしい。</p> <p>バイオマス化は、事業者だけの問題にはせず、市としても進められるようにしてほしい。</p> <p>分別方法などまだまだ市民に浸透していなかったり、高齢化も進み分別できなくなっていたり、ごみ出しができなくなっている状況もあるように思う。より有効な分別と回収方法を検討し、ごみの減量が進められたら良いと思う。集積所で雑がみ、生ごみ、草木、紙おむつなどを分類して回収するとよいのでは。</p>
-----------------	--

**【市の考え方】 今後の参考**

他自治体で取り組んでいるごみ減量・資源化の取組みで、本市で取り組める施策

については、引き続き調査・研究してまいります。

バイオマス事業に関しては、市としても円滑な事業運営が行えるよう支援してまいります。

ごみの分別に関しては、分別方法の周知強化や、より資源化を促進する回収方法について調査・研究してまいります。

<b>要望 8</b>	雑がみ・牛乳パック分別が他に比して低いと思われる。更なる周知が必要では。
-----------------	--------------------------------------

**【市の考え方】 今後の参考**

令和3年度の家庭系もえるごみの組成調査結果では、紙類はもえるごみのうち約3割を占めています。雑がみ・牛乳パックを含めた紙類全体の、分別による資源化について、周知を強化してまいります。

<b>質問 4</b>	家庭ごみ減量の施策は具体的には何をするのか。
-----------------	------------------------

**【市の考え方】 その他**

具体的には、計画案 38 ページの基本方針 1「ごみの減量・資源化と適正処理の推進」の「(1)家庭系ごみ減量の推進」に記載した個別施策により取り組んでまいります。

<b>要望 9 、 12</b>	焼却処分を減らすことを前提にするのが世界の流れ。持続可能な社会を作るためには、分別の徹底、リサイクルなど市民と一緒に考えていく必要があり、今有料化を導入したら、そこで満足してしまい、よりよい社会を構築することに逆行してしまうと思う。(4件)
------------------------------	--

**【市の考え方】 その他**

持続可能な社会を作るためには、ご指摘のとおり、分別の徹底、リサイクルなどを市民や事業者の皆様と一緒に考えていく必要があり、これは家庭ごみ有料化の実施の有無に関わらず実施するものと考えます。

<b>要望 13</b>	P25によるとH30年度以降ごみ排出量が増加傾向とあるが、P13を見るとR元年度以降少しずつだが減ってきているのではないか。まだまだ知られていないところもある市のごみ出し状況の中で減ってきているので、もっと知らせていけば減っていくのではないか。
------------------	--

**【市の考え方】 今後の参考**

計画案 25 ページでは、もえないごみがH30年度以降増加していると記載しています。計画案 13 ページの図表 3-15 のとおり、市全体のごみ量は微減傾向ですが、事業系ごみは減少傾向、家庭系ごみは横ばいとなっております。このようなごみの状況についても、市民に分かりやすく周知してまいります。

要望 14	資源物集団回収の減少とあるので、市が率先して集積所で新聞や雑がみ、段ボール、アルミ缶などを回収しても、PTAなどへの影響が少ないのではないかと。
要望 15	リサイクル率の向上について、資源物集団回収の減少とあるが、市が率先して集積所で雑がみや新聞、段ボールなどを回収してもPTAなどの影響が少ないのではないかと。市が回収すると民間事業者圧迫になると言うが、民間事業者の利益は守り、市民の利益は守らないのか。

**【市の考え方】 その他**

資源物の集団回収量は減少していますが、売却益や市からの協力金が地域の活動団体の活動資金にもなります。また、資源物集団回収は、車が無い方や高齢の方で回収拠点まで資源物を運べない方への排出機会の創出など、市民の利益に繋がっています。

また、資源物の集団回収は、分別の啓発にも繋がるという面もありますので、費用対効果を含め、総合的に検討いたします。

要望 16	啓発方法の検討について、雑がみが資源物であるとの認知度が低いと思う。全家庭が雑がみが資源であることを認識したら、ものすごい量のゴミが減り、資源に生まれ変わる。市として雑がみはゴミではなく資源であることを市民に宣伝してほしい。びん、かん、ペットの回収日に雑がみ、新聞を加えてほしい。そうすれば高齢者でも持っていけるのでは。雨に濡れない対策、大きなナイロン袋やシートをかぶせるなどの工夫が必要。 市民に浸透するまで啓発を進めてほしい。ごみを有料化してごみ減量よりも、市と市民が共働でごみ減量するほうが持続可能である。
要望 17	雑がみが資源物であるとの認知度が低いと記述があった。雑がみの認知度が低いということは、分別によるごみ減量が可能であるため、有料化の検討・実施は必要ないと思う。

**【市の考え方】 盛り込み済**

もえるごみの約3割を占める紙類の中から、資源化できるものを分別することは重要と考えています。計画案の38ページに記載したとおり、家庭ごみ有料化の実施の有無に関わらず分別の啓発を進めるべきものと考えております。回収方法については、地域の資源物集団回収や官民の拠点回収など既存の回収方法を踏まえ、効率的な回収方法を検討してまいります。

要望 18	市として分別・減量・資源化などの広報を強化すべき。
要望 19	肝心なことは、処分場がどこにあり、あと何年使えるか？ということや市民や事業者がゴミ収集がいかにかSDGsや循環型社会と矛盾する行為であることを自覚するよう、上手に広報することだと思う。 横浜市では、ビニール傘のゴミは、ビニールの部分と金属部を分別と聞いているが、最終処分に想像力を働かされる市民になりたい。スマートシティを掲げるならば、職員自ら地域の美化に尽力するだろうし、そのような人が増えれば市民のモラルも向上するはず。おそらくどこが最終処分場か知らない人も多いと思うので、「広報はままつで クイズ」形式の啓発から始めたらどうか。

### 【市の考え方】盛り込み済

計画案 39 ページの基本方針 2 「市民・事業者・市の協働による取組の推進」の「(1)人材育成及び環境教育の推進」に記載したように、広報活動を強化します。また、啓発の方法については、今後の参考にさせていただきます。

<b>要望 20</b>	リチウムイオン電池の危険性を周知徹底すべき。
------------------	------------------------

### 【市の考え方】今後の参考

廃棄されたリチウムイオン電池が収集運搬又は施設の処理過程で、出火原因となった事例が本市に限らず全国の自治体で多数報告されているところです。

ご意見のとおり、リチウムイオン電池の危険性及び適切な排出方法を周知徹底することで火災事故等の防止につながることから、周知内容等について検討してまいります。

<b>要望 21</b>	最終処分量の削減をして、持続可能なごみ処理体制を維持するためにも、家庭ごみ有料化の小手先の対策ではなく、製造段階から消費まで根本的に見直していく必要があると思う。有料化はしても結果は燃やして埋めるだけで、持続可能なごみ処理体制とはいえない。
------------------	--

### 【市の考え方】その他

最終処分量の削減を行うには、もえるごみやもえないごみの減量を行うことが必要です。近年では、企業などでも商品の包装等の見直しが行われているところですが、ご指摘のとおり、製造段階から消費段階までそれぞれの過程で持続可能な循環型社会を構築する取組みが必要と考えます。

家庭ごみ有料化の減量・資源化効果については、家庭ごみ有料化を実施している自治体の事例からは、資源物を有料化の対象外品目とした場合、資源物の分別が促進され、もえるごみやもえないごみの減量が促進されたという結果が出ています。

#### 4 基本理念（1件）

<b>要 望 22</b>	P27の基本理念に沿ってSDGs未来都市にふさわしい事業となるよう、分別をもう少しきめ細かくしたらどうか。例えば、最近全国からの見学で注目されている徳島県上勝町のような45分別を参考にしたらどうか。人口規模や地域性は違うが、上勝町の取り組みはゴミを限りなくゼロにしたように、全ての町民が実践を通しゴミ収集をゼロにした「発想の逆転」のよう。
-----------------------	---

##### 【市の考え方】今後の参考

ごみの分別はごみの処分方法とも関連があり、費用対効果も含め総合的に決定しております。多くの市民の皆様にご協力いただけるごみ減量方法については、今後も引き続き検討してまいります。

## 5 基本方針及び計画の目標等（4件）

要望 23	<p>基本計画が掲げる目標は、令和4年度を起点に令和10年度末までの7年間を目途に、ごみ総排出量は10%、2.1万トンの削減、資源化率は2割増しとしている。</p> <p>ごみ総排出量削減計画（R2年比）については、各指標に違いがあり分かりにくかったため、排出量に揃えて計算をしてみた。ごみ総排出量削減目標は、有料化を念頭にした家庭系ごみ削減が突出しており、家庭系ごみだけで超過達成（135%）する数値である。各指標の削減目標を合算した結果では、食品ロスの削減も含めて4.4万トン削減となる。これはごみ総排出量の削減目標2.1万トンの2倍超であり、計画の整合性に問題があるのでは。</p> <p>家庭系の目標削減量が全体の7割を占めており、事業系とのバランスを欠いている。</p> <p>有料化ありきでは、ごみ削減に向けて市民の理解と協力は得られないのでは。</p>
----------	---

### 【市の考え方】今後の参考

計画目標値に関しては、国が示す目標値を参考に設定したものです。市としても、国が示す目標値を目指す中で、循環型社会の推進に向けごみ減量・資源化に取り組む必要があると考えています。

本市においては、令和2年度現在の家庭系ごみは、事業系ごみの約2倍の量が排出されており、近年、排出量は横ばいの状態が続いています。このため、家庭系ごみの削減目標の方が多くなっています。

家庭ごみ有料化ありきではなく、計画案38ページに記載した様々な方法で市民の皆様にも協力いただきながら、ごみ減量に取り組んでまいります。

要望 24 ・ 25	<p>一般廃棄物処理基本計画の掲げるごみ削減目標は有料化による削減のみが突出し、他の項目が努力目標になっている。</p> <p>資源化の取組みは民間だのみの目標ともとれるため、分別・資源化の具体的な目標を追加して盛り込む必要がある。（2件）</p>
---------------------	--

### 【市の考え方】今後の参考

計画案では、国が示す目標値を参考に中長期的な目標値を設定しており、個別施策ごとの削減値は示しておりません。いただいた意見は、個別施策を実施する中で参考とさせていただきます。

提案 3	<p>資源化率（リサイクル率）の目標数値について資源化量で比較してみた。計画は、リサイクル率を20%以上向上させるようであるが、浜松市自体の取組みが低下横這いに対し、民間事業者の比重が2倍以上となっている。また、家庭系もえるごみ（R2年度13.5万トン）、事業系もえるごみ（R2年度6.5万トン）についてR3年度の組成調査をもとに分別率向上のため資源物割合の目標を達成している。この目標が意味するところは何か、資源物の種類を特定しているのか。この場合、家庭系もえるごみで1.3万トン、事業系もえるごみで0.5万トンの資源化と考えてよいのか。もえるごみを資源化しても多くが民間事業者にまわるのであれば、行政の裁量が生かされないのではないか。浜松市独自の取組を計画に盛り込む必要があるのでは。</p>
---------	--

はないか。 市独自の取組みをもっと盛り込むべき。
-----------------------------

**【市の考え方】今後の参考**

現状では、家庭系ごみ、事業系ごみともに、もえるごみの中に分別可能な資源物が含まれており、これらについて適正に分別していただくことが重要と考え、補助指標として設定しました。

資源化量（推計）は、令和2年度の家庭系もえるごみ及び事業系もえるごみを基に算出するとご指摘のとおりです。

資源化は、市民・事業者・市が一体となって進めるものと考えておりますので、いただいた意見は今後の参考とさせていただきます。



## 7 個別施策

### 基本方針 1 (228 件)

要望 26	合併前の細江町の分別のような細かな分別をすると良いのでは。
要望 27	東京にはソーラーシステムを利用してごみを圧縮できるゴミ箱もある。生ごみは庭に捨てているが、庭のない人もいると思う。生ごみ処理機を家庭や地域に配布あるいは設置し、土などに再生できないか。徳島県の上勝町では様々にごみの資源化がされている。ぜひ、浜松でも色々取り組んでほしい。
要望 28	分別・減量・資源化をもっと進めるべき。
要望 29	まずは分別を徹底してリサイクルなど市と一緒に考え、実行していく必要があるのではないかな。

#### 【市の考え方】 今後の参考

分別や資源化の促進に関するご意見として、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

その他 1	家庭ごみのなかで約 1/3 を占める野菜ごみなどを家庭で資源化している。夫婦 2 人で毎日出る量 300~800 g、90 日間の平均で 500 g、家庭菜園の一角に幅 60 cm、長さ 2m の「キエーロ」を造り、混ぜておいた。2 週間程度でなくなり、土になった。毎日 500 g の減量となった。今までコンポストを使ってやったが、水分管理が難しくうまくいかなかった。
----------	---

#### 【市の考え方】 今後の参考

生ごみの資源化についてのご意見として承ります。

要望 30	フリーマーケットなどを市が率先して開催すればごみが減るのでは。
要望 31	不要になったものを流通しあえばごみの減量につながる。いつでもだれでも参加、出店できるフリーマーケットの場所の提供をお願いする。
要望 32	服、家具、自転車、おもちゃ等（特に粗大ごみになるもの）を市民に無料又は低価格で提供してほしい。
要望 33	まだ使えるものを市が回収し、販売またはフリーマーケットの開催すればごみが減るのではないかな

#### 【市の考え方】 今後の参考

リユースの取組みに関しては、現在、浜松市西部清掃工場にある環境啓発施設「えこはま」において、子ども服やおもちゃ、食器等のリユースコーナーの常設やフリーマーケットを実施しております。いただいたご意見は今後の施策検討の参考とさ

させていただきます。

<b>要望 34</b>	家庭の生ごみをステーションに持っていくとポイントをもらえる制度にし、人を雇い、空地に生ごみを埋めてミミズを増やし、魚、つり用の餌として全国のホームセンター等に出荷。 日本・世界へアピールし、雇用創出、空地の有効活用。 専門家も集まる地域モデルとなる。
------------------	---

**【市の考え方】その他**

ご意見として承ります。

<b>提案 4</b>	基本方針1（1）家庭系ごみの減量の推進について、「家庭系ごみの減量を推進するための新たな取組みを検討・実施します。」では抽象的なため、「家庭系ごみの減量を推進するために、家庭系ごみの過半数を占める生ごみ、雑がみの減量を重点的に取り組んでいきます。」にしてください。
-----------------	--

**【市の考え方】その他**

ご指摘のもえるごみに含まれる生ごみや雑がみの減量は重要な取組みですが、これら以外の品目についても減量を行うことは必要なため、計画案のとおりとさせていただきます。

<b>提案 5</b>	基本方針1（2）家庭系ごみの資源化の推進について、「紙類の分別徹底を推進するため、雑がみの分別啓発と効率的な回収方法の検討を行います。」では抽象的なため、「紙類の分別徹底を推進するため、雑がみの分別啓発と、各自治会の集積所において、雑がみ回収ができる日を週1回以上、設定します。」にしてください。
-----------------	--

**【市の考え方】今後の参考**

効率的な回収方法については、今後、費用対効果等考慮しながら検討していくため、現時点では具体的な回収方法について決定していません。このため、計画案のとおりとしたいと考えています。ご意見いただいた回収方法の提案は、今後の検討の参考とさせていただきます。

<b>質問 5</b>	紙おむつのリサイクルについて、民間との連携などを検討しているか。
<b>要望 35</b>	高齢化社会で使わざるを得ない紙おむつの需要は益々増大し膨大なごみの1つとなっている。他都市では紙おむつのリサイクルが実施されている都市もあると聞いた。浜松市でも事業者と連携し実施できないか。

**【市の考え方】その他**

計画案 38 ページの基本方針1の「(2)家庭ごみの資源化の推進」の個別施策にある、新たな資源化品目の調査・検討の中で、今後検討してまいります。

<b>要望 36</b>	古紙は新聞・雑誌・段ボール・写真やグラビアなど何れも紙には違いないが処理の仕方は違うと思う。はがき大以下の紙も積もればバカにならないので、これらも回収する方法を検討すべきだと思う。
------------------	--

**【市の考え方】その他**

現状でもはがき大以下の雑がみに関しても回収していますが、雑がみとして扱う

紙の種類や出し方について、引き続き市民の皆様へ周知してまいります。

要望 37	<p>“家庭系ごみ減量の推進について”雑がみを分別してリサイクルに出すようにしたらもえるごみが半分以下に減った。周りの人も同様の経験をしている。ただ、分別した雑がみを車が無いと古紙の駅まで持っていけないのが現状。そこで、月に1回でも2回でも市の車が回収に回ったらもっと分別できると思う。ごみカレンダーの空白の日で良いので検討してほしい。有料化の前に分別を徹底したらごみは減量すると思う。</p>
要望 38	<p>「紙類の分別徹底を推進するため、雑がみの分別啓発と効率的な回収方法の検討を行います」とあるが、集積所収集を月に1回行ってほしい。雑がみだけの収集車を作るのはお金がかかると思うが、雑がみ対策をやればかなりごみ減量できると思う。大阪市・広島市・京都市では実際に雑がみを集積所で収集しているので浜松市でもやってほしい。</p>
質問 6	<p>紙ごみは市として回収しないのか。</p>
要望 39	<p>雑がみを出せる場所がもっと増えるとよいのでは。近くにないと意識はありながらもゴミとして捨ててしまう。</p>
要望 40	<p>まずは紙類だけでも徹底させてはどうか。古紙回収の日を設けるなど、高齢者にも配慮してほしい。</p>
要望 41	<p>ゴミの30%が紙類であり、「雑がみ」として資源になるのであれば、有料化ではなく「ゴミ」となっていたものを「資源」にすればゴミ減量となる。雑がみの分別をあらゆる方法で周知徹底してほしい。そして「こしのえき」や地域の資源回収だけでなく、大阪市・堺市などのように定期的に（週1回程度等）集積所回収してほしい。</p>

**【市の考え方】今後の参考**

雑がみについては、現在も市の施設や民間の回収拠点で回収していますが、計画案に記載のとおり、効率的な回収方法を検討してまいります。いただいた意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

要望 42	<p>もえるごみの中でもっとも多く重いのは「残飯や野菜くず」ではないか。戸建や農家などでは生ごみ処理機を利用できても、多くの集合住宅などではもえるごみの一部にならざるを得ない。業務用生ごみ処理機を設備として住宅地に設置する準備を進めるのが将来的によいと思う。</p>
要望 43	<p>家庭での生ごみ減量は水切りの徹底や買い過ぎない、作り過ぎないなどの呼びかけは必要なことと思う。現在のコンポスト容器の配布も継続してほしい。</p> <p>加えて、街中の庭のない家庭でも使える道具としてミニ・キューロの導入を検討してほしい。私も実際に作って使用している。地域の家庭や学校などで大人がこうした取り組みをやっている姿は子ども達への真の環境教育に繋がると思う。だれでも気軽にとはいかなくても市が使い方や利点をPRし希望者を補助する制度で導入してはどうか。他市では福祉作業所などに制作を委託して市民に低価格で販売している例もあった。</p>

**【市の考え方】 今後の参考**

生ごみの処理に関するご意見として、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

<b>その他 2 ・ 3</b>	生ごみをコンポストに入れるとごみの量が減る。(2件)
------------------------------	----------------------------

**【市の考え方】 今後の参考**

ご意見として承ります。

<b>要望 44</b>	プラスチック（CDやCDケース等）の分別収集をしてほしい。
------------------	-------------------------------

**【市の考え方】 盛り込み済**

プラスチック資源の循環利用は重要な視点であるため、計画案38ページの基本方針1「(2) 家庭系ごみの資源化の推進」のとおり情報収集を行い、実施について検討してまいります。

<b>質問 7</b>	プラごみとして出したごみは燃やしていると聞く。プラスチックごみはごみか、資源ごみか。どう考えて処理すべきか。
<b>質問 8</b>	分別して出されたペットボトルは燃やしていると聞くが本当なのか。

**【市の考え方】 その他**

現在、市が収集したプラスチック製容器包装やペットボトルは、再商品化事業者に引き渡し、プラスチック製品の原材料などにリサイクルしています。

<b>要望 45 ・ 46</b>	「民間の資源物回収拠点情報についても…」とあるが、民間に頼るだけでなく、市が率先して回収拠点を設置・運営してほしい。他市では、市内の身近なところに常時職員がいて様々なごみを持ち込めるようにしているところもある。(2件)
<b>要望 47</b>	ごみの減量は分別・資源化の徹底で可能であると考え。特に雑がみの分別はまだ認知度が低いと思うため、もっと広報・自治会活動・公民館活動・学校など様々な分野で周知していくべきでは。同時に、回収方法も現在の民間事業者の回収に頼るだけでなく市の資源回収場所で回収するようにしてほしい。身近な場所で高齢者でも出しやすい方法でなくては効果は得られない。自治会単独で雑がみや食用油なども含めた資源物を24時間出せる回収場所を確保し減量化に資するとともに自治会財政に生かして頑張っているところがあるので参考にしてほしい。

### 【市の考え方】盛り込み済

現在も、区役所や協働センター、各清掃事業所などに回収拠点を設置していますが、資源物回収拠点の整備・拡充を検討してまいります。

資源物分別の広報については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

<b>要望 48 ・ 49</b>	<p>お金になるアルミ缶、古紙等を集積所に出せるようにして、それを収集する権利を業者に売ってはどうか。市民は回収してもらえて、業者はビジネスチャンスとなり、市には利益がでる。年配者などは「こしのえき」などに運べない人もたくさんいる。市が責任を持って回収してくれれば、資源化が進むと思う。PTAなどが資源回収しているから難しいと言うのであれば、PTAなどが市の回収の前の日に資源回収をすればよいだけではないか。</p> <p>また、上記のように回収する権利を業者に売り、そのお金を教育などに回せば市民も喜ぶのではないか。</p> <p>昔のように、新聞紙をリサイクルへ回したらトイレットペーパーなどと交換してくれれば、市民はより頑張れると思う。(2件)</p>
-------------------------------	---

### 【市の考え方】今後の参考

現在も、市が回収したかん、雑がみ等については、事業者へ売払いを行っています。今後の回収方法については、施策検討の参考とさせていただきます。

<b>要望 50</b>	<p>今のごみ収集では剪定枝や雑がみを集積所に出すともえるごみとして収集されてしまう。年寄りや車を持たない人が遠くの協働センターや収集拠点に持ち込めない現実がある。通常のごみ出しぐらいの距離での分別収集に取り組みばもえるごみは減る。収集方法の一考を検討し善処を望む。</p>
<b>要望 51</b>	<p>もえるごみの日にダンボールが出されている。資源物の日に缶ボックスにアルミ缶が多く入っている。現在の集積所に資源物のアルミ缶、ダンボール、雑がみ、新聞紙等を回収品目と回収日を増やせば、ごみの減量になり、リサイクル率が上がる。こしのえき等にもっていくのは労力があるから集積所に出せたら助かる。</p>
<b>要望 52</b>	<p>草や木の枝なども集積所に出せばもえるごみとなる。別の日または別口で集めたらよいのではないか。</p>
<b>要望 53</b>	<p>徹底的に資源化、再利用を行うべき。今やっていない雑がみの回収やアルミとその他の分別などもっと細かい分別を実施するべきでは。高齢者や障害者等が回収場所に簡単に運べるよう、回収拠点を増やしたり、直接各戸に回収できるシステムをつくるべきではないか。運ぶのが面倒だと資源化されずゴミにされてしまう。</p>
<b>要望 54</b>	<p>ごみの焼却を減らすため、草木の再資源化、生ごみの堆肥化、古着の再資源化、古紙回収を増やしてほしい。企業にもプラスチックを減らすよう呼びかけてほしい。</p>

### 【市の考え方】今後の参考

ご意見を参考とさせていただき、収集経費と資源化推進のバランスを考慮して今後の施策を検討してまいります。

<b>要望 55</b>	生ごみ処理機の助成に力を入れる、資源ごみや牛乳パックをいつでも捨てに行けるようにしてほしい。
------------------	--

**【市の考え方】 今後の参考**

生ごみ処理機の助成や資源物の回収に関するご意見として、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

<b>要望 56</b>	バイオマス事業で堆肥化や新しい熱源を生み出す方法は他市の事例を参考に取組みを急いでほしい。
------------------	---

<b>要望 57</b>	他市でバイオマスもうまく行っているところもあると聞くので、まずはそこを真似してほしい。
------------------	---

**【市の考え方】 その他**

ご意見として承ります。

<b>要望 58</b>	自治会やチラシなどでごみの減量を呼び掛ける取組みが必要なのではないか。分別・資源化の取組みを求める。
------------------	--

**【市の考え方】 今後の参考**

現在も、出前講座やHPなどでの周知、公共施設へのチラシ配架などを行っていますが、多くの市民の皆様のご協力が必要な取組みですので、いただいたご意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

<b>その他 4 ・ 5</b>	何かをすると民間圧迫をしてはいけないとよく言うが、地球環境のため、持続可能な企業活動をするためには、環境問題を優先しなくてはいけないのでは。そのための指導、補助をしていくほうがよいのでは。(2件)
------------------------------	--

**【市の考え方】 その他**

企業等への指導や補助に対してのご意見として承ります。

<b>質問 9</b>	事業系ごみ減量について、大手コンビニなどとの連携をどのように考えているか。
-----------------	---------------------------------------

**【市の考え方】 その他**

事業系ごみについては、浜松市食品ロス削減協力店という制度の中で食品ロスに取り組んでいただいたり、今後予定している生ごみバイオマス事業などを活用したりする中で削減につなげたいと考えています。

<b>要望 59</b>	事業系生ごみを活用したバイオマス事業の推進については、農業者から出る残さなどとのネットワークなど、スマートシティ部署と連携し全市的に展開すれば、事業所の周辺の住民が家庭から「ルールを守って参加する」ことができるのではないか。
------------------	--

### 【市の考え方】その他

事業系生ごみを活用したバイオマス事業については、市産業部が所管する「浜松市バイオマス産業都市構想」や「浜松市エネルギービジョン」などにも位置付け、全市的に取り組んでいるものです。計画の中では、産業廃棄物及び事業系一般廃棄物による生ごみのバイオマス発電を計画しており、当初のスキームで安定的に事業運営できた場合は、将来的に市内の家庭系一般廃棄物についても処理することなども検討する、としています。

要望 60	基本方針 1-4「ごみの適正処理の推進」について、現在スマートフォンとともにモバイルバッテリーを所持する人が多いと思うが、故障したなどの不要なモバイルバッテリーについては“JBR 非加盟のメーカー製品”については廃棄の仕方が無いと言う現状があるようだ。通常の“乾電池等回収”では受け付けていないだろうし、リチウムイオン製品が多いモバイルバッテリーはゴミ回収車に投入されると火災などの危険性もある。モバイルバッテリーの処分方法について何かしらの案内があるとよいと思う。
----------	---

### 【市の考え方】今後の参考

「リサイクルマーク（スリーアローマーク）」が表示された小型充電式電池やモバイルバッテリーについては、市HPにて可能な限り家電量販店やホームセンターなどの「リサイクル協力店」への持込をお願いしているところです。

ただし、一般社団法人 JBRC で回収していない「リサイクルマークの無いもの」及び「破損・膨張等のあるもの」や、「リサイクル協力店がお近くにない場合」は、4週間に1回の「特定品目」の日にごみ集積所に出していただくようご案内しております。

排出者に対し適切な排出を促せるよう、周知方法について随時見直してまいります。

要望 61 ～ 63	分別の仕方を一度聞いても時間が経てば分からなくなってしまう。常に市民に周知するとともに、家族全員に行きわたるような工夫が大切だと思う。学校や職場でも教育してはどうか。特に大学進学や就職で浜松に来た人に伝える努力をもっとして、1年後、3年後等にも再度案内をすればよりよい分別ができるのではないか。（3件）
---------------------	---

### 【市の考え方】今後の参考

より一層ごみ分別ルールの周知を図るため、ご意見を今後の施策検討の参考とさせていただきます。

要望 64	自治会への支援について、各自治会によって困りごとが違うと思うため、解消できるような取組みをお願いしたい。
----------	--

### 【市の考え方】今後の参考

自治会のご意見を伺いながら、調査・検討してまいります。

<b>質 問 10</b>	自治会が行っている集積所の管理について、自治会によって対応が様々だと思う。市はどのように考えているのか。
-----------------------	--

**【市の考え方】 今後の参考**

自治会等の皆さまに管理いただいているごみ集積所についての課題は、地域の状況により様々であると思います。環境美化推進員の説明会や研修会の場で共通ルールをご確認いただき、個別の課題は地元の清掃・環境事業所にもご相談いただき取り組んでいただければありがたいと考えています。

**※基本方針 1 「(1) 家庭系ごみの減量の推進」中の「・ごみ減量施策の一つとして家庭ごみ有料化の導入について検討していきます」については、いただいたご意見を以下①から③にまとめました。**

**①個別施策の記載に関するご意見**

<b>提 案 6</b>	基本方針1 (1) 家庭系ごみの減量の推進について、「ごみ減量施策の一つとして家庭ごみ有料化の導入について検討していきます。」ではごみ減量よりも有料化ありきが先行するため、「ごみ減量施策について、市民や学者から取組みや工夫についての意見を聞き、市がごみ減量の最善の方法を市民に提示していく。」にしてはどうか。
----------------------	--

**【市の考え方】 今後の参考**

ご提案いただいた内容については、全般的な家庭ごみ減量施策の検討であると考えますので、基本方針1 (1) 「家庭系ごみの減量の推進について」の中の「・家庭ごみの減量を推進するための新たな取組みを検討・実施します。」の中で具体的な取組み方法として参考にさせていただきます。

**②家庭ごみ有料化検討の広報等に関するご意見**

<b>要 望 65 ～ 69</b>	有料化について知っている市民はほとんどいない。広報はままつに特集が載っているとは言え、隅々まで読んでいる市民は少ないのでは。広報はままつだけでは不十分。(5件)
<b>要 望 70</b>	市民とのコミュニケーションは、市民の納得のうえで行政の進行をしてほしい。パブリックコメントだけで市民の判断を受け止めてほしくない。行政区単位での是非賛否を経ての分析・判断をしてほしい。
<b>要 望 71 ～ 73</b>	市民との協働が大切だと考えているなら、有料化について、時間をかけて浜松市が置かれている状況を説明する場を持ち、分別を訴えていく必要がある。(3件)
<b>要 望 74 ・ 75</b>	有料化は市民へ直接説明をして市民の声を聞くべき。コロナでできないのであれば、収束するまで待つべき。(2件)



要望 76 ～ 83	有料化について丁寧な説明会を開いて市民の声を聞いてほしい。(8件)
要望 84	ごみの減量は大変大事であると実感している。広報6月号でごみに多く雑がみが入っていることを知った。私のように市民にごみの分別が徹底されていない面が多いと思う。意識化を図ることは大切だが、そのために値上げというのは一足飛びすぎる。まずは現状を知ってもらう丁寧な説明が必要ではないか。
要望 85	ごみはどうしても出てくるもの。なるべくごみが出ないように工夫しているつもり。なぜ有料化するのかわからない。もっと市民の声に耳を傾けて、分かるように説明してほしい。
要望 86	家庭ごみ・事業ごみの生ごみについて他市では先進的な取組みを行っているところが沢山あるが、浜松市ではなぜできないのか理由を市民にわかりやすく説明してほしい。有料化をする前に今一度市民との協力が大切。
要望 87	有料化反対の声が多くある以上、まずごみ意識の経済側と市民への十分な説明が必要かと思う。
要望 88	今回の有料化を知らない市民が多いため、市民の同意なしで進めるのは問題である。
要望 89	今までの取組みの反省と教訓をもとにどうしたらより削減するかを考え、提案すべきなのにそれが見えない。理由がよく見えないまま結論ありきではないか。審議会の「答申」にもそれが見えない。
要望 90	私の場合、雑がみを可燃ゴミにしないだけでも、ぐんとゴミの量が減った。各自治会に担当者が来て、雑がみやその他リサイクルに回せるものは回さないと有料化になることを説明するのはどうか。有料化になろうとしていることを全く知らない人は大勢いる。
要望 91	家庭ごみ有料化について市民への丁寧な説明が不足している。市民の声を十分に聞いて施策を行ってほしい。

### 【市の考え方】今後の参考

ごみ減量・資源化に関する周知や、現在市が検討を行っている有料化の検討状況について市民の皆様にお知らせするのは重要であると考えております。

また、市としても、市民の皆様のご意見を、検討の参考とさせていただきたいと考えており、様々な方法でご意見を伺ってまいります。

### ③家庭ごみ有料化の減量効果に関するご意見

要望 92	有料化をすればごみが減るといえるが、算定基準は正しいのか。有料化となれば、その前に駆け込みで片付けてごみを出し、増えたごみの量が基準になっているのであれば減るのは当然。人間の心理としてお金がかかるのであれば減らそうとするが、慣れてしまえば「まあいいか」と元に戻る。有料化をしないで感性に訴える方がきちんと考え習慣化する。
----------	--

要望 93 ・ 94	有料化してもごみの減量につながらないのでは。(2件)
要望 95	有料化によって一時的には減量するかもしれないが、根本的には期待できない。地球温暖化を抑制するためにごみ減量が必要なことを市民に啓蒙することが解決の道であると思う。
要望 96	有料化してもごみが減るのははじめだけで、あとは元に戻るという自治体の話を聞いた。
要望 97 ～ 99	家庭ごみ有料化をしてもごみが減量するとは思えない。分別を徹底して資源化の方が減量につながり、環境にも優しく持続可能な施策ではないか。(3件)
要望 100	家庭ごみ有料化で市民への経済的負担を強いるのではなく、ごみ分別を強化して市民の意識向上を市が真剣に取り組むことがごみの減量につながるのではないか。有料化ではごみの減量は実現しない。
要望 101	有料化をすることによるごみの削減効果は少ないと思う。ごみ減量天下取り大作戦もほとんど市民に周知されておらず、ごみの削減は有料化しかないと言わないでほしい。
要望 102	45リットル45円の有料化はやめてほしい。有料化してもごみの減量にはならないのでは。分別をもっと徹底することが必要だと思う。ごみを減らすのが世界の流れ。分別の徹底、リサイクルなど市民と一緒に考えたらどうか。
要望 103	有料化が理解できない。袋が高額になるとなぜごみが減るのか。説明をしてほしい。私は自宅の植木の手入れで出た枝葉は「みどりのリサイクル」で、毎回回収場所へ運んでいる。資源のための分別をきっちりやり、学校の廃品回収や近くの民間回収拠点に運んでいる。市から配布される「ごみ・資源物の出し方便利帳」を手元に置いて、それに従ってゴミを出している。ごみに関心のない人もいるので、その人たちに勉強してもらうことが必要である。ただお金を取れば意識が変わることは期待できない。
要望 104	家庭ごみ有料化に反対である。有料化してもごみの減量にならないのではないか。今より分別を徹底させることを考えてほしい。市民への負担を少なくしてほしい。
要望 105	コロナ禍で個包装のものが増え、製造販売工程からしてごみが増える状況にもなっている。このような中で、減量のために家庭ごみ有料化にするのはやめてほしい。一時的には減るかもしれないが、リバウンドするのは。市民の負担を増やさないでほしい。

#### 【市の考え方】今後の参考

家庭ごみ有料化の検討を行う上での参考とさせていただきます。なお、家庭ごみ有料化の減量効果ですが、家庭ごみ有料化を実施している多くの自治体で、減量効果が継続しています。

#### ④-1 ごみ袋に関するご意見

<b>要望 106</b>	いま買ってある袋はそのまま使えるようにするだけでなく、市内のスーパーやコンビニ等のレジ袋を指定ゴミ袋で提供すれば、混乱は起きにくくなる。また、収入は町内会費やレジ袋を買う際に還元して、更に余計な出費を感じさせない様にしてほしい。
-------------------	--

##### 【市の考え方】 今後の参考

ごみ袋に関するご意見として、家庭ごみ有料化の検討を行う上での参考とさせていただきます。

#### ④-2 ごみ袋に関するご意見

<b>質問 11</b>	数年前から浜松市が指定したごみ袋でしかごみを出せなくなった。現在の指定ごみ袋でごみは有料化扱いになっていると思っていたが、ごみ袋の売り上げは誰が受け取っているのか。
------------------	--

##### 【市の考え方】 その他

現在の指定ごみ袋制度は、市が袋の規格のみを定め、製造事業者の袋を認定し、事業者が自由に販売しているもので、売り上げはすべて製造・販売事業者の収入となっています。

#### ⑤ 有料化導入時には市民生活を考えてほしいという意見

<b>要望 107</b>	有料化は反対。税収はかなりの額があるはずだが、まだ徴収されなければならないのか。ごみを出す事にお金を払えばごみが減ると言うのは安易な考え方。市民の生活をもう少し考えてほしい。
<b>要望 108</b>	今生活が苦しいなか、ごみ袋購入にも負担が増すと考えると気が重い。
<b>要望 109</b>	生活に困っている人が増えている。有料化はその方々の生活をより悪くさせてしまう。

##### 【市の考え方】 今後の参考

市民生活への影響に関するご意見として、家庭ごみ有料化の検討を行う上での参考とさせていただきます。

#### ⑥-1 ごみ処理費用に関するご意見

<b>要望 110</b>	有料化は反対。税金を払っているので税金で対応をしてほしい。廃品回収での分別を徹底するよう呼びかけすべき。
<b>要望 111</b>	市民サービスは市民の税金が原資でもある。有料化によって生まれる税収となれば、税の二重取りではないか。
<b>要望 112</b>	有料化は税の二重取り、地方自治法に違反するのではないか。国の交付税もおりており、市の財政でまかなうべき費用を市民からの有料化資金でまかなうなど本末転倒である。有料化による負担増はますます生活困難をもたらすのでは。

要望 113	家庭ごみ有料化は反対である。反対の理由としては、家庭ごみは市の財政でやるべきである。税金の2重取りである。
要望 114	<p>家庭ごみ有料化について。浜松市が方針を決めて、パブコメを募集する方法では「一応、市民の意見を聞きました」という、アリバイ作りの印象が避けられない。</p> <p>パブコメを意味のあるものにするためには「浜松市は、ごみの有料化を考えているが、その是非に関して、幅広く市民の意見を募集する」という内容でのパブコメを実施すべきではないのか、と思う。</p> <p>一年かけて審議会で検討したとのことだが、その間の市民へのアンケート結果を見ても、有料化には過半数の市民が反対だ。</p> <p>私は、生ごみは庭に埋めているし、紙類に関しては、できる限り、資源ごみとして、リサイクルの流れにのるようにして、ごみ減量に努めている。家庭ごみ有料化には賛成できない。紙類のリサイクル用の袋を無料で市民に配付するなど、これまで通り、ごみ袋は無料で配布してごみ処理費用は市が税金で賄うべきである。</p>
要望 115	私はずっと前から例えば雑がみや水切りなどにきちんと取り組んでいる。本来ごみの処理にかかる費用は税金で賄うのが本筋である。予算の見直しの中で必要経費として確保すべき。有料化により改善するという安易な姿勢ではなく、市民、行政、企業が一体となって環境改善をすべきでは。
要望 116	生活に欠かせない「ごみ処理」は市税で賄うべき。

**【市の考え方】 今後の参考**

ごみ処理費用の負担に関するご意見として、家庭ごみ有料化の検討を行う上での参考とさせていただきます。

**⑥-2 ごみ処理費用に関するご意見**

要望 117	地方自治法第 227 条では「特定の『者』のための事務については使用料をとることができる」となっている。家庭ごみは、日々の生活で発生するものであり、特定の『者』ではなく市民全体が対象。市民は税を負担しており、家庭ごみの処理は税込で賄うのは当たり前。
-----------	--

**【市の考え方】 その他**

ごみの処理は自治事務にあたり、地方自治法 227 条に基づき手数料を徴収できる事務となっています。判例（平成 19 年（行ウ）第 21 号「ごみ有料化条例」の無効確認等請求事件（平成 23 年 3 月 15 日 上告棄却（最高裁））では、「一般廃棄物である家庭系ごみの収集・運搬・処分は、廃棄物処理法が定める行政目的のための普通地方公共団体の事務と同時に、これらのごみを排出する個人のための事務ともいえる。ごみの排出者は、それぞれ事前に有料で調達した指定袋を単位として排出したごみを特定することになるため、普通地方公共団体が提供する役務とこれを享受する者とはそれぞれ個別的な一対一の関係にあると言え、役務提供者を特定のごみ排出者に対応させることは可能である。地方自治法 227 条の「特定の者」のためにするという文言に反するとまでは言うことができない」とされています。

### ⑦-1 ごみ処理手数料に関するご意見

要望 118	ごみ袋 45L を 45 円にするのは反対。
要望 119	ごみの回収量の減量と処理費用の削減が、なぜごみ袋 10=1 円にすることでできていると思っていることが理解できない。むしろ不法投棄が増大するのではないか。また、金額が何故に 101 円を想定したのか、納得できない。所得が増えず物価が上昇し、コロナ感染症のまん延によって打撃を受けている市民に追い打ちをかけるような値上げはやってはいけないと思う。
要望 120	45 リットル 45 円、4 人家族で年間約 5,000 円の利用料は負担が重い。家庭ごみは日常生活の中で発生するものだから、所得に関わらず一律に負担を強いる有料化はやめてほしい。広報はままつ 6 月号で募集して寄せられた意見では、有料化反対が多数を占めていた。無理な有料化はやめてほしい。
要望 121	高齢者をかかえていて、どんなに頑張っても必要となる焼却ごみが出る。1 枚 45 円の負担は大きい。有料化は再検討してほしい。

#### 【市の考え方】今後の参考

ごみ処理手数料に関するご意見として、家庭ごみ有料化の検討を行う上での参考とさせていただきます。

### ⑦-2 ごみ処理手数料に関するご意見

要望 122	市税、県民税を払っているのにごみ袋が 45 円にあがるなんて。会社のごみ処理費用は別に有料で払っている。こんなに高いのに、また袋にかけて高くするのは嫌だ。
-----------	---

#### 【市の考え方】今後の参考

家庭ごみ有料化の実施の有無に関わらず、従前から事業系ごみについては処理手数料をご負担いただいております。家庭ごみ有料化は、近年、家庭系ごみの排出量が横ばいの状態が続いているため、減量施策の一つとして検討を進めているものです。いただいたご意見は、家庭ごみ有料化の検討を行う上での参考とさせていただきます。

### ⑧不法投棄に関するご意見

要望 123 ～ 127	有料化で不法投棄も増えそうで心配。(5件)
要望 128	有料化によって不法投棄やごみ屋敷が増えるのではないか。
要望 129	家庭ごみ有料化の検討とあるが、今回想定されている価格が高いので不法投棄が増えるのではと心配している。SDGs や循環型社会、生物多様性社会を真剣に考えてほしい。

要望 130 ・ 131	有料化して一時的にごみが減っても不法投棄が増えるのではないか。(2件)
要望 132	家庭ごみ有料化に反対する。有料化で減量につながるという考えは短絡的である。むしろ不法投棄や地域外への投棄を助長し、最悪の場合、河川や海洋などの投棄によって環境汚染を引き起こすのでは。そうなった時の責任は誰が取ることになるのか明確に公表してほしい。
要望 133	今でも道にごみを捨てていく人がいる。私は近くのを拾い集め、我が家のごみ袋に入れ出している。有料化されたら…市民の暮らしをよくするのが市政だ。
要望 134	不法投棄やルール違反が増加しているが、市民の意識を高めるような施策がなぜできないのか。安易な有料化には反対する。
要望 135	有料化にならないプラスチックごみのほうに汚れたごみが混入されることが増えてくるかもしれないし、不法投棄が増える危険があると思う。現在でも、河川や海の近く、山などにごみを捨てる方がいて、気になって拾いたいと思っても一人で拾って持ち帰ることができる量ではない。何とかこうしたものも改善したい。

**【市の考え方】 今後の参考**

家庭ごみ有料化の検討を行う上での参考とさせていただきます。なお、家庭ごみ有料化の実施の有無に関わらず、不法投棄は法律において禁止されていますので、市として対策を強化してまいります。

**⑨家庭ごみ有料化のメリットに関するご意見**

質問 12	有料化のメリットは何か。有料化によって減量化のスピード、不法投棄が増えるのではないか。
----------	---

**【市の考え方】 その他**

家庭ごみ有料化を実施している自治体の事例からは、①市民のごみ減量や分別に対する意識の変革、②ごみの排出量に応じた手数料を支払うことによる市民負担の公平化、③手数料収入をごみ減量・資源化施策を始めとした環境行政分野に充てることによる更なるごみ減量などが期待できます。また、不法投棄に関しても併せて対策をしっかりと行っていると聞いております。

**⑩有料化の議論に関するご意見**

要望 136 ～ 140	家庭ごみ有料化の議論をなぜ急ぐのか。ごみの減量について、もっと市民に周知し一緒に取り組み、減量することが先ではないか。(5件)
要望 141	コロナ禍で世の中が大変な時に市民にあまり知られていないものを早急に進めるべきではない。コロナ禍が去り、通常通りになった時に時間をかけて議論して決めてほしい。有料化でゴミが減るとは思えない。

要望 142	有料化は市と市民が協力して対処し、結果を見てからでも遅くはない。その場合も成功するかどうかは広報活動にかかっていることを忘れないでほしい。
要望 143	有料化についてあまり理解されていない所で急ぎ進めるのはやめてほしい。
要望 144	有料化を急ぐ前に、分別や減量をもっと市民に意識させ周知させる工夫がほしい。意識している人は増えていると思うが、無関心な人もいる。有料になれば変わると思えない。市全体でやらなければ意味がない。
要望 145 ～ 147	天下取り大作戦は知らなかった。市民に浸透していないのに結果を急ぎすぎ。資料にもあるが、ごみは少しずつ減っている。有料化ではなく、分別の徹底で減量は可能。(3件)
要望 148	有料化について検討していることを知らない人が多くいると思う。もっと時間をかけてしっかり周知し、その中で分別などについても周知徹底を図り、実践を促してから有料化の検討をしてほしい。今は、すぐに有料化の段階ではないと思う。資料6でも、十分説明するようにとある。性急な有料化は止めてほしい。
要望 149	時間をかけて議論、分別の周知をしていくべき。
要望 150	有料化はまだ十分に議論されているとは思えない。

#### 【市の考え方】その他

家庭ごみ有料化の検討については、平成26年度に策定した現一般廃棄物処理基本計画「ごみ処理基本計画編」において、「ごみ減量施策の一つとして有料化の導入可能性について検討を行う」と位置付け、現在検討を行っているものです。ごみ減量の必要性を市民の皆様にご理解いただくなかで、家庭ごみ有料化に関するご意見も伺いながら検討を進めてまいります。

#### ⑪-1 他の施策を実施してから有料化すべきではないかというご意見

質問 13 ～ 15	生ごみのバイオマス事業を実施してから、有料化の話をするべき。市が直接バイオマス事業をやらない理由は何か。令和2年度第1回のごみ減量推進部会の議事録に「民間事業者のバイオマス事業の～締結まで進まなかった」とあるが、バイオマス事業を民間でできないのであれば市が行うべき。家庭ごみ～生ごみの処理など他市では先進的な取り組みをしているところが多く有るが、浜松では何故できないのか理由など市民に分かりやすく説明してはどうか。(3件)
要望 151	有料化は生ごみのバイオマス事業を実施してからでもよいのでは。

<b>要望</b> 152	生ごみ等は市民農園や農家と話をし、堆肥等に活用する方法などを考える。市がバイオマス事業を行わないで有料化とは。
------------------	---

**【市の考え方】 その他**

事業系生ごみを活用したバイオマス事業については、市産業部が所管する「浜松市バイオマス産業都市構想」や「浜松市エネルギービジョン」などにも位置付け、全市的に取り組んでおり、現在、事業計画者が準備を進めています。市が法令手続きや安定的な原料（生ごみ）調達に向けた環境整備、円滑な事業運営に向けた関係機関との調整支援等を行う中で事業が進んでいる状況です。

また、家庭ごみ有料化の検討については、ごみ減量施策の一つとして、現在検討を進めているものです。ご意見として承ります。

**⑪-2 他の施策を実施してから有料化すべきではないかというご意見**

<b>要望</b> 153 ～ 175	有料化の前に、ごみの分別・減量資源化の周知啓発や回収品目の拡大などを行うべきではないか。（23件）
<b>要望</b> 176 ・ 177	有料化をする前に減らせる工夫を考えてほしい。減らす取組みを行っている自治体の例や、市内の自治会単位で頑張っている様子もあると思うから教えてほしいし、できることは協力したい。何年もプランターで生ごみをたい肥化している。（2件）
<b>要望</b> 178 ～ 180	ごみの減量化には大賛成だが、有料化には反対である。減量化を進めるならばやるべきことがある、それもやらずに有料化はおかしい。ごみの減量に取り組む意思があるならば、それを研究している学者の知恵を借り、成功している先進自治体の事例を学ぶべきである。市民に対する教育や宣伝、キャンペーンをもっと徹底的に行うべきでは。（3件）
<b>要望</b> 181	<p>有料化により減量効果があると考える前に、もっと減量化の施策を徹底すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別の徹底。</li> <li>・雑がみとして出せる紙はたくさんある。紙以外のものが混ざっていても業者で分別できる。</li> <li>・プラごみは水ですすぐ位で出せるようにすれば、お菓子の個包装などもプラごみになり、もえるごみの量が減る。</li> <li>・生ごみの堆肥化をする回収場所を各所に作る。土地のある人はコンポストなどを利用する。</li> </ul> <p>細かな対応を徹底してみんなの力で減量化する。</p>
<b>要望</b> 182 ・ 183	有料化の前に減量に有効な施策を市民にわかりやすく協力しやすいかたちで展開すべきではないか。浜松市のごみ排出量は今すぐ有料化を実施しなければならぬほど切迫しているわけではないため、もっと時間をかけて検討・実施できるのでは。（2件）



要望 184	有料化はごみの減量に一定の効果が出るかもしれないが、その後値上げの繰り返しになる危険があると思う。環境面を考えても分別や資源化することを周知することなど、やるべき対策を先にすべきではないか。
要望 185	ごみの減量は分別・資源化を徹底すれば可能である。浜松市のごみの現状では有料化は必要ないと考える。ごみの資源化はここ数年減っており、分別・資源化の取組みが求められる。他市で実践しているバイオマス事業では堆肥や新しい熱源を生み出すなどの利点があるため、こうした先進的な施策を参考にして取り組んでほしい。雑がみや剪定枝を集積所回収してほしい。
要望 186	行政上、試行ということが難しいかもしれないが、有料化決定でなく試行でまず意識改革を行ってほしい。
要望 187	ごみ袋の有料化の前にやることがあるのでは。有料化は不法投棄が増えたり、貧困世帯の負担が大きかったり、問題がある。
要望 188	資源ごみになるものは、集め回収場所に出している。浜松は資源の回収場所が多くあり助かっている。分別や資源化をもっと市民にアピールしていけば、焼却ごみも減るのではないか。いろいろな物が少しずつ値上がりしてきていて、家計をじわじわと圧迫してきている。ぜひごみの減量＝有料化の方向にならない策をお願いしたい。
要望 189	私たちは、「ごみの減量は有料化ではなく分別・資源化を徹底すれば可能である」と考える。現状、有料化によるインセンティブ（動機づけ）を持ち出すほどではなく、有料化は市民の自発的な取組みに水を差しかねない。ごみの資源化量は減っており、必要なのは有料化ではなく分別・資源化である。私たちは浜松市に、ごみの減量・資源化など総合的なプランを示し、地球にやさしく安心して暮らせる街にすることを求める。

#### 【市の考え方】今後の参考

家庭ごみ有料化の検討は、ごみ減量施策の一つとして行っており、他のごみ減量施策も併せて行う必要があると考えています。ご意見は、家庭ごみ有料化の検討を行う上での参考とさせていただきます。

#### ⑫有料化ありきではないかというご意見

要望 190	「ごみ減量施策の一つとして家庭ごみ有料化の導入について検討していく」とあるが、まずは「家庭ごみ減量を推進するための新たな取組みを検討・実施」に力を入れてほしい。有料化ありきでやらないでほしい。
要望 191	家庭のごみの減量を推進するために有料化と言っているが有料化ありきの説明。
要望 192	市は最初から「有料化ありき」で進めているが、そもそもそれがおかしいと思う。
要望 193	ごみ袋有料化はやめてほしい。「有料化ありき」で進んでいるように思う。

## 【市の考え方】その他

家庭ごみ有料化の検討は、ごみ減量施策の一つとして行っており、家庭ごみ有料化ありきで進めているものではありません。

### ⑬-1 その他家庭ごみ有料化に関するご意見

要望 194	家庭ごみ、生ごみの処理に関する先進的な事例を浜松市で行えない理由を市民に説明してはどうか。
要望 195	有料化は市民の意見を聞かずに市議会での議論等で決めるのではなく、市民の投票等で決めるなど大きく市民に家庭ごみ有料化の問題を取り上げたらどうか。
要望 196 ～ 217	家庭ごみ有料化は反対である。(22件)
要望 218	家庭ごみ有料化に反対する。ごみ減量は有料化ではなく分別・資源化を徹底すれば可能ではないか。市民への説明が十分でなく、市民の理解が得られていない現状のもとで実施するのは問題である。コロナ禍で市民は経済的にも大変である。家計への負担増はやめてほしい。
要望 219	家庭ごみ有料化に反対する。焼却場建設には税金を使用するべき。
要望 220	浜松市の現状では有料化は必要ない。
要望 221	畑が無く生ごみの堆肥化はできない。水切りはしているが、衛生上や小さい子供がいるため干すことまではできない。そのような家庭も多くあるはずで、それを考慮せず有料化するのはひどい。
要望 222	人間が生きていればごみは必ず出るものであり、有料にすればごみが減るというものではない。資源の分別を個人でやるのは難しいため、市が他市を参考にし、市民に広報していけば市民は協力してくれる。そうすることが持続可能で住みやすい街になる道だ。
要望 223	私は年金生活者で、病気などで医療費がかさみ、保険料も高くなって生活が大変、これ以上の負担は無理。生ごみはコンポストで処理しており、紙類も再利用を考えて取り組んでいる。減量に取り組んでいるが何とかならないか。
要望 224	有料化は反対。家庭ごみ・事業ごみ、分別を徹底して再利用を進めることが重要。焼却は最後の手段。子供から大人、学校、企業どの段階でも分別教育を徹底し、市民の意識の変化を追求していくことが重要。分別種類、分別方法を徹底し、CO2削減のために焼却ごみを減らすことが最重要。市民も地球環境のため、積極的に学習して分別思想を身に着ける必要がある。

要望 225	有料化によって市民は苦しめても良いのか。
要望 226	値上げをすればごみが減るだろうというような、市民を信用しない安易な方法には賛成できない。
要望 227	浜松市のもえるごみの量を平成 27 年度から令和 2 年度を比較すると 14,686 トンも減っている。こうした市民の努力があるため、有料化は考えられない。
要望 228	ごみ減量には賛成だが、市民の大半はごみの減量を望んで、できるだけ努力をしていると思う。しかし、物を買えば増えてしまうごみは、生産者のごみ排出に関する意識を厳しく問わなければ問題の解決にはならない。ごみ袋の有料化で消費者、市民への負担だけが求められるのは公平ではないし、問題の解決にはならないと思う。
要望 229	市は、これから他の町の転入者も受け入れたい、ということであれば、今回の「ゴミの有料化ルール」作りには、市民への啓発や市外へのアピールをすべき。私自身は、生ごみはコンポスト処理で 30 年以上出したことがないが、今後高齢化により、紙おむつや飲食宅配のゴミなどが増えることを考えれば、それ以外の、例えば瓶詰めの金物でできているフタやビールのフタなども資源に戻すべき。P.26 にリチウム電池が混入で発火とあるが、とにかくごみは出す人が責任を持って分別するに限ると思う。

**【市の考え方】 今後の参考**

いただいたご意見は、家庭ごみ有料化の検討を行う上での参考とさせていただきます。

**⑬-2 その他家庭ごみ有料化に関するご意見**

質問 16	有料化について、各自治会との意見交換は進んでいるのか。
要望 230	自治会の意見を公表して有料化に踏み切ってほしい。

**【市の考え方】 今後の参考**

令和 2 年度、令和 3 年度と各区自治会連合会の会議において、家庭ごみ有料化の検討状況などについて説明し、意見交換を行っています。ご意見は、家庭ごみ有料化の検討を行う上での参考とさせていただきます。

**⑬-3 その他家庭ごみ有料化に関するご意見**

質問 17	市は家庭ごみ有料化によってごみを減らしたいのか、それとも市民からお金を取りたいのか。真意はどこにあるのか。
----------	---

**【市の考え方】 今後の参考**

家庭ごみ有料化の検討は、ごみ減量の施策の一つとして検討を行っています。

#### ⑬-4 その他家庭ごみ有料化に関するご意見

<b>提 案 7 ・ 8</b>	有料化の導入の検討とあるが、やめてほしい。(2件)
----------------------------------	---------------------------

#### 【市の考え方】その他

家庭ごみ有料化の検討については、平成 26 年度に策定した現一廃廃棄物処理基本計画「ごみ処理基本計画編」において、「ごみ減量施策の一つとして有料化の導入可能性について検討を行う」と位置付け、現在検討を行っているものです。ごみ減量の必要性を市民の皆様にご理解いただくなかで、家庭ごみ有料化に関するご意見も伺いながら検討を進めてまいります。

## 基本方針2（16件）

要望 231	プラスチックはお菓子の個包装やお惣菜の入れ物など現状ではもえるごみに多く含まれると思う。洗ってプラごみにするかは個人の考えでもえるごみの量に影響している。
要望 232	ごみのリサイクル指導が行き渡っていない。学校教育や地域で行うべき。

### 【市の考え方】今後の参考

現在も小学生を対象とした社会科副読本の作成や、市民の皆様を対象にした出前講座等でリサイクルを含めた環境教育を行っています。今後も、ごみ減量・資源化の啓発の中で、一手間かけて分別することでごみが資源物になることを周知していきたいと考えています。

要望 233	意識改革のため、ごみ処理のどこにどれだけ費用がかかっているか、どれだけ収入があるかを提示してみてもどうか。
-----------	---

### 【市の考え方】今後の参考

ごみ処理の部門ごとの経費は現在もHPに公開しておりますが、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。

要望 234 ・ 235	ごみの出し方や減量方法、再利用等を熱意をもって強く訴えてほしい。 (2件)
-----------------------	--

### 【市の考え方】その他

市民や事業者の皆様にごみ減量・資源化・適正処理についてご理解いただくことは重要と考えています。ご意見として承ります。

要望 236	出前講座の中で「ごみ減量天下取り大作戦」を実施していたことを知った。市民へのアピールが弱いと思う。
-----------	---

### 【市の考え方】その他

市民への周知に関するご意見として承ります。

要望 237	ごみ減量のため努力をしている他都市の状況を市民に知らせ、地球環境のために本気の取組みをしていくことが大事。
要望 238 ・ 239	企業に協力をお願いして、従業員を対象にごみ分別学習会（家庭系ごみ、事業系ごみともに）を開催してもらうように、市は積極的に企業に働きかけをするべき。（2件）

**【市の考え方】 今後の参考**

市民への環境教育等に関するご意見として、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

要望 240	有料化が本当にごみ減量になるか疑問。有料化については多くの反対意見もあると聞く。そこで、有料化の前に市が行っているゴミ処理とはどんな仕事か、市民に広く知らせ啓蒙することが大事だと思う。
要望 241	家庭から出る古紙・もえるごみ・もえないごみ・連絡ごみ・プラスチックごみ・特定ごみが、それぞれどのように回収され、処理されていくかを市民は知らない。知ることで市民の協力も得られるのでは。

**【市の考え方】 今後の参考**

現在までも出前講座やごみ減量・3R説明会を行ってまいりましたが、更なる啓発のため、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。

質問 18	環境美化推進員の支援強化は具体的には何をするのか。
要望 242	環境美化推進員への支援を強化とあるが、特定の人だけに教えても効果が薄い。その人たちが知っていても周囲の人たちへの周知などはあまりされていないと言う話を聞く。推進員の負担も大きい。市が行政の責任で周知などを行うべきだし、家族の1人だけが知っていればよいというのではない。多角的な周知をすべきだと思う。

**【市の考え方】 その他**

環境美化推進員は、市内の自治会等が選任し、ごみ減量及び資源化について、地域内での調整を図りながら住民の意識高揚に努め、自主活動の推進を行っていただく方ですが、ごみの減量・資源化の取組みは、市民・事業者・市の協働のもと行うことが重要と考えます。

環境美化推進員への支援強化としては、研修方法や研修内容の充実など行う予定ですが、併せて市民や事業者の皆様への啓発についても強化していきたいと考えております。

<b>要望 243</b>	ごみ減量のためにあらゆる努力をしているつもり。家庭からのごみは商品についてくるものがほとんどであり、生産者や小売業に減量対策をしてもらうのが先決。
<b>要望 244</b>	基本方針2の推進のために過剰包装などの減量を促してほしい。

**【市の考え方】 今後の参考**

ごみの減量は、市民・事業者・市が協働で取り組んでいくことが重要と考えます。事業者に対する取組みとしては、現在、条例に基づき大規模建築物所有事業者へごみの減量・資源化・適正処理に関する計画書の提出を義務付けるほか、立入検査を行い減量や資源化の指導・助言を行っております。また、食品ロス削減協力店制度による食品ロス削減のための普及啓発等も行っております。今後も、民間事業者と連携しながら脱プラスチックや過剰包装の削減等、事業者のごみ減量・資源化に資する方策を検討してまいります。

<b>要望 245</b>	企業から送られてくる窓付き封筒がフィルムのものがあるが、分別するのに手間である。紙の窓のものを使う企業を助成するなど、働きかけをしたらどうか。また封筒が雑がみであることを印字するよう、企業に周知・働きかけをして、協力してくれた企業はHPで公表してはどうか。
-------------------	--

**【市の考え方】 今後の参考**

事業者との連携に関するご意見として、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

### 基本方針3（1件）

<b>要 望 246</b>	地震の注意情報が発表された場合、発災後の復旧活動に必要な塵芥車等を事前に津波被害の無い地区に移動させる場所の確保を検討してほしい。
------------------------	---

#### 【市の考え方】今後の参考

災害時の復旧に必要な対応は、市全体の課題でもあります。課題等も整理しながら、実現可能か検討してまいります。



## 資料編（3件）

その他6	「家庭ごみ有料化に関すること」について諮問していたが、諮問の仕方がおかしい。本来であれば、「家庭ごみを減量するためにはどうしたらよいか」を諮問すべき。有料化したいがための諮問で、恣意的で不誠実である。
------	--

### 【市の考え方】その他

浜松市環境審議会への諮問は、浜松市包括外部監査での意見や、国の施設整備交付金の交付要件などから、ごみ減量の手段の一つとして、他の自治体で導入が進んでいる家庭ごみ有料の導入について、市として検討を行う必要が生じたことから、「家庭ごみ有料化に関すること」を諮問したものです。

要望247	浜松市環境審議会提案事項（令和3年10月12日） 項目1：市民への理解を得る説明会は、最低でも小学校単位、自治会単位での説明でなければ市民の信頼を得ることはできないのでは。
-------	---

### 【市の考え方】今後の参考

市民へのごみ減量の重要性に関する説明や、家庭ごみ有料化を実施する場合の説明等、多くの市民の皆様にご理解いただけるように実施する必要があると考えております。ご意見は参考にさせていただきます。

要望248	浜松市環境審議会提案事項（令和3年10月12日） 項目4：有料化実施都市と横並びの金額設定ではなく、浜松市として算出した金額設定の根拠を示してほしい
-------	---

### 【市の考え方】今後の参考

今後、家庭ごみ有料化の検討を行う上での参考とさせていただきます。仮に家庭ごみ有料化を実施することとした場合は、金額設定の根拠も併せてお示しします。

## その他（14件）

要望 249	プラでできているごみ袋を昔のように紙製にできないのか。もしくは、回収箱を設置してそこに入れる方法はできないのか。
要望 250	連絡ごみと特定ごみに関する対応は今まで通りで良いと思う。
要望 251	浜松市としてSDGsを理念として施策の具体化や決定を行ってほしい。
要望 252	ごみの減量は大事なことであり、持続可能な社会を次の世代にという思いは誰もが考えている。皆が納得し、協力できるやり方を模索すべき。納得ができれば市民は大変になってももっと協力してくれると思う。
要望 253	そもそも、家庭ごみを減らすためには、大量生産と大量消費と言う現代経済の仕組みが問題。根本的な問題解決に向けては、多くの市民参加により深く真剣な討議を重ねるべきではないか。
その他 7	コロナの影響もあり食品の個別包装が多くなっているのでごみ減量は今は無理ではないか。
要望 254	スーパー等では、プラゴミ・トレイ等の回収で利益を得ている。スーパー等プラごみのもととなる商品を販売してさらにそのプラごみの回収をして利益を出しているところに何かしらの負担や、ごみが出ない方法を求めるべきではないか。
その他 8	ごみ処理は生活していくうえで必要不可欠なもの。我が家ももえるごみ2回、プラ1回、もえないごみ月1回くらいごみ袋を使用している。雑がみも回収所に持っていつている。決められたように出すには選別、汚れ取りに時間をかけて出しているつもり。将来を考えてごみをいかに少なくしていくか流通などで利便性があるかもしれません、その辺も改善が必要だと思う。庭を持つ家など枝葉も多く出されている。
要望 255	アルミ缶などを市が集めて、売ったお金で子育てを充実させてほしい。
要望 256	ごみ減量天下取り大作戦を継続してほしい。
要望 257	基本方針2と3は大いに結構だと思う。

### 【市の考え方】今後の参考

ごみ減量・資源化に関するご意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

要望 258	私は現在、コンポストを使っている。ごみ減量のため、紙類の資源化、容器包装プラゴミも本当に頑張っている。資源ごみを出すのに困っている高齢者もいる。
要望 259	浜松市環境審議会ごみ減量推進部会なども傍聴に行ったが、市の出している数字があまりにも意味がないものが多く、委員の方にもよく質問されていた印象がある。
その他 9	自炊生活をしていてはプラごみは減らない。

【市の考え方】 その他  
ご意見として承ります。

## 生活排水処理基本計画編（改定版）

### 2 本市を取り巻く状況及び生活排水処理の現状と課題（2件）

<b>質 問 1</b>	中小の畜産農家からの排水や汚泥処理の方法についてどう認識しているのか。
----------------------	-------------------------------------

#### 【市の考え方】その他

畜産業の排水は水質汚濁防止法で対応し、汚泥は産業廃棄物となります。

排水につきましては、苦情が発生した場合、農業振興部局と連携して現地調査を実施しております。その上で、水路の悪臭や汚濁がみられる場合には、行政指導を実施しております。

<b>質 問 2</b>	惣菜店、飲食店からの油といった排水に関して、夕方の時間帯に流していることが見受けられる。それらの排水処理についてどう認識しているか。
----------------------	--

#### 【市の考え方】その他

時間帯に関わらず、このような事例が見受けられた場合、下水道への接続や排水処理施設の整備・管理をするよう、行政指導を実施しております。

## 5 施策の展開と具体的行動（4件）

<b>要望 1</b>	海外の事例で、（行政が）市民が進んで取り組む気にさせるインセンティブを上手に設けていた。 例えば、流量センサーをつけたメーターを設置し、きめ細かいデータを住民のスマホでわかるようにする（節水のアドバイスも含む）、代金の節約につながる方法を提案するといった、市民の目が向くようなアイデアがあればと思う。
-----------------	---

### 【市の考え方】今後の参考

今後の参考とさせていただきます。

<b>要望 2</b>	下水道が整備されている区域において下水道への接続は、必要なことではあるが、個人にとって膨大な費用が掛かりあまり強制的になるのはいかがなものか。
-----------------	---

### 【市の考え方】その他

公共下水道整備区域においては、下水道法により下水道への接続が義務付けられています。水環境への負荷低減、健康で快適・衛生的な生活環境を作るために、下水道が利用可能となる皆さまには、丁寧な説明を行い、下水道への接続をお願いしております。なお、下水道への接続にあたり、本市では「浜松市水洗便所改造資金貸付あっ旋」制度があります。

<b>要望 3</b>	費用の掛かる下水道インフラ整備は抑えて、汚水を発生場所で処理する合併処理浄化槽の数を増加させるべきではないか。
-----------------	---

### 【市の考え方】盛り込み済

公共下水道整備区域内においては、経済性や地域住民の下水道への接続意向調査の結果を踏まえ、下水道インフラ整備を行っております。

<b>要望 4</b>	災害時におけるし尿処理について、危機管理課と連携を取りながらしっかりと対応してほしい。
-----------------	---

### 【市の考え方】その他

危機管理課や関係機関との連携を含め、災害時のし尿処理については、「浜松市災害廃棄物処理計画」に基づき対応します。



浜松市一般廃棄物処理基本計画  
『ごみ処理基本計画編（改定版）』  
（修正案）

令和4年●月改定



## 目次

1	計画改定の考え方	1
(1)	計画の目的及び改定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	2
2	ごみ処理を取り巻く社会的動向	3
(1)	国際的な動向	3
(2)	国の動向	3
(3)	市の動向	4
3	本市を取り巻く状況及びごみ処理の現状と課題	4
(1)	本市を取り巻く状況	4
ア	本市の人口・世帯数	4
イ	本市の事業所数・従業者数	6
(2)	ごみ処理の現状と課題	7
ア	ごみの分別区分	7
イ	ごみ・資源物処理施設	8
ウ	中間目標年度における計画実績	12
エ	市民意識について	21
オ	ごみ処理の課題と今後の方向性について	25
4	基本理念	27
5	基本方針及び計画の目標等	28
(1)	基本方針	28
(2)	計画期間	29
(3)	計画目標	29
ア	ごみ総排出量	30
イ	資源化率	32
ウ	最終処分量	35
(4)	計画の進行管理	36
6	施策体系	37
7	個別施策	38

## 1 計画改定の考え方

### (1) 計画の目的及び改定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」に基づき、生活環境の保全、公衆衛生の向上、循環型社会<sup>1</sup>の形成を図りつつ、一般廃棄物<sup>2</sup>の適正な処理を行うため、市が区域内の処理計画を中長期的な視点から策定する計画で、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画とで構成されています。

浜松市では、平成26年3月に、平成26年度から令和10年度までの本市のごみ処理行政の方向性を示す浜松市一般廃棄物処理基本計画「ごみ処理基本計画編」（以下「当初計画」という。）を策定し、ごみの減量と資源化を進めてきました。

当初計画策定以後、国際的には、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国では、「食品ロス<sup>3</sup>の削減の推進に関する法律」の施行、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定されました。本市においても上位計画である「第2次浜松市環境基本計画」の改定を行うなど、当初計画策定時から廃棄物行政を取り巻く社会情勢は大きく変化してきました。

また、当初計画の中間目標年度である平成30年度を経過し、各施策の実施において生じた課題への対応も必要となっています。

これらの社会状況や課題を踏まえ、当初計画の見直しを行い、浜松市一般廃棄物処理基本計画「ごみ処理基本計画編（改定版）」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

---

<sup>1</sup> **循環型社会**：大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に替わるものとして、資源・エネルギーを循環的に利用する社会形成を目指した概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等になることを抑制すること、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用すること、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が出来る限り低減された社会」としている。

<sup>2</sup> **一般廃棄物**：産業廃棄物以外の廃棄物をいい、一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水（し尿・生活雑排水）」に分類される。

<sup>3</sup> **食品ロス**：本来であれば食べられるものだが捨てられてしまった食品・食材のこと。

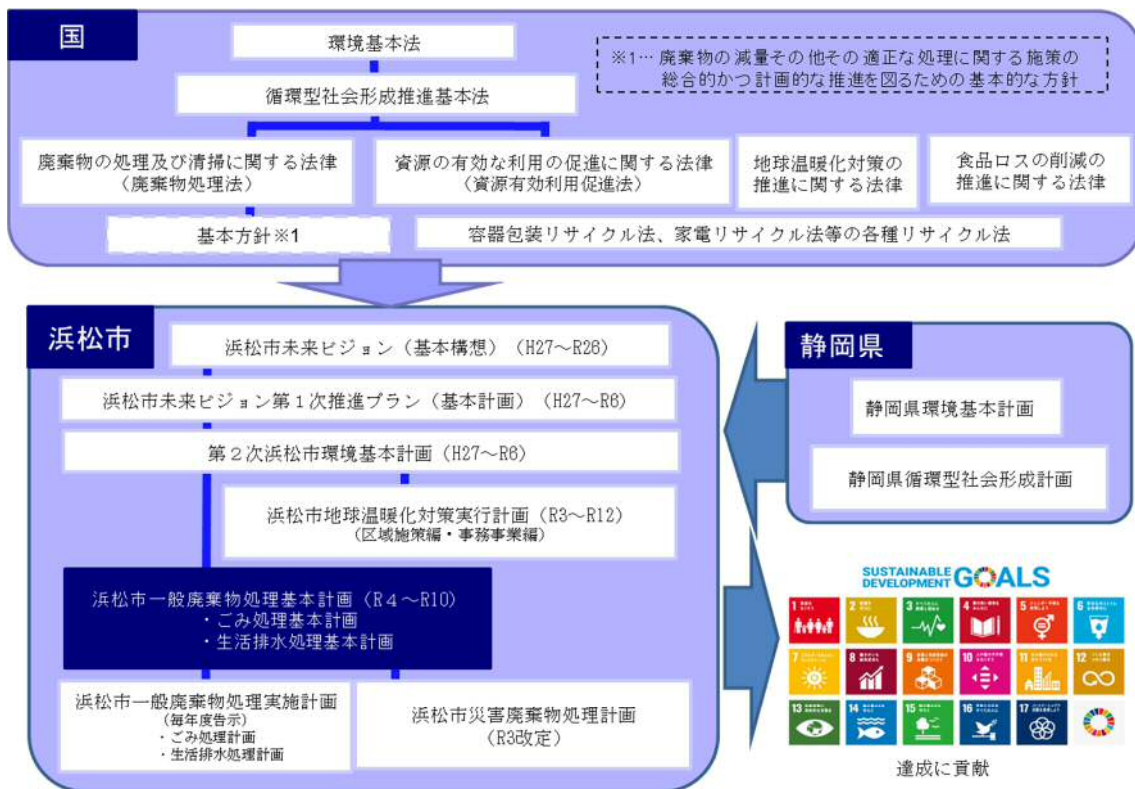


## (2) 計画の位置付け

本市の総合計画である「浜松市未来ビジョン」やその個別計画である「第2次浜松市環境基本計画」を上位計画とし、関連する計画と整合性を図りつつ策定します。

なお、本計画を「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく本市の「食品ロス削減推進計画」として位置付けます。

図表 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け



## 2 ごみ処理を取り巻く社会的動向

### (1) 国際的な動向

平成27年9月の国連サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とは、令和12年（2030年）までの国際開発目標のことをいいます。2030アジェンダでは、「誰一人取り残さない」という理念の下、世界を持続的かつ強くしなやかなものに移行させるための大胆かつ変革的な手段を取ることを決意し、すべての国に適用される普遍的な17の目標「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げました。廃棄物分野での目標の達成に向けたターゲットとして、プラスチックごみによる海洋汚染の防止や食品ロスの削減のほか、小売・消費レベルにおける食料の廃棄を半減させることや廃棄物の発生防止、3R<sup>4</sup>の促進による廃棄物の削減や適正処理などが設定されています。

また、脱炭素社会<sup>5</sup>を目指し、全ての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして、平成27年12月にパリ協定が採択されました。パリ協定では「産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃未満に抑える」という目標が設定され、そのための施策として、全ての国に温室効果ガス排出削減目標の提出及び状況報告が義務付けられました。

### (2) 国の動向

国においては、SDGsやパリ協定といった国際的な動きを踏まえ、平成30年6月に、誰もが持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が低減され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界を目指す「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

また、令和元年7月に、食品リサイクル法に基づく新たな基本方針を作成するとともに、同年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行しました。

更に、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮し、使用された資源を徹底的に回収、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（プラスチック資源循環戦略）を令和元年5月に策定したうえで、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を制定しました。この法律ではプラスチック製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組み（3R+Renewable<sup>6</sup>）を促進するための措置を講じるとし、設計・製造、販売・提供、排出・回収・リサイクルそれぞれの主体に向けた個別の措置事項が盛り込まれています。

---

<sup>4</sup> 3R：Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）という循環型社会形成のための3つの言葉の英単語の頭文字。

<sup>5</sup> 脱炭素社会：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量が、森林などによる吸収量等で相殺されて実質ゼロとなる「カーボンニュートラル」が達成された社会のこと。

<sup>6</sup> Renewable（再生可能な）：ここでは、3Rに加えて「再生可能資源の推進」を意味する。

### (3) 市の動向

このような国内外の社会情勢の変化に対応していくため、本市においても、令和2年4月に本計画の上位計画である「第2次浜松市環境基本計画（改定版）」を策定しました。

## 3 本市を取り巻く状況及びごみ処理の現状と課題

### (1) 本市を取り巻く状況

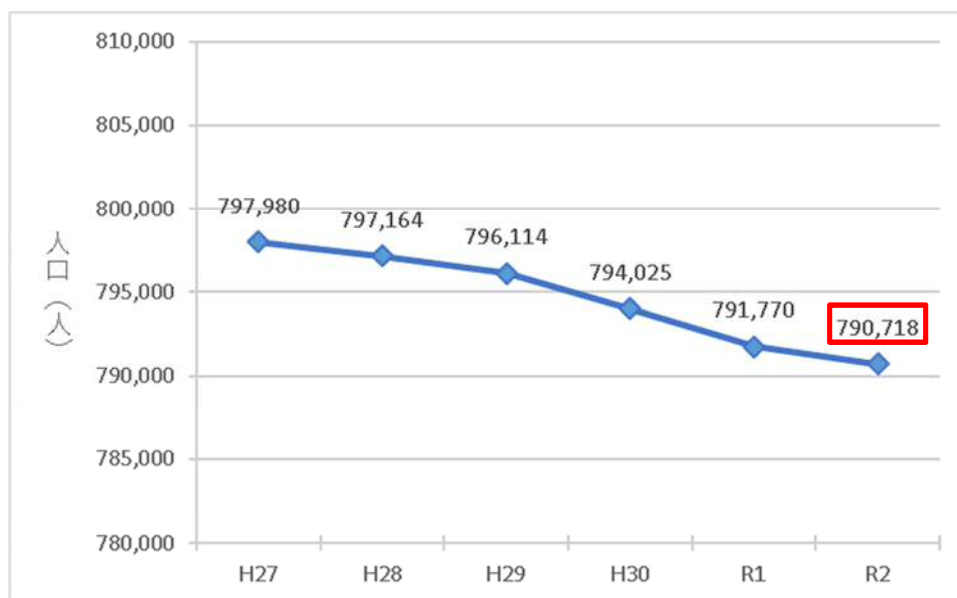
#### ア 本市の人口・世帯数

本市は人口約80万人、面積は約1,558平方キロメートルで、静岡県最多の人口と最大の面積を有する都市です。

令和2年国勢調査結果によれば、10月1日現在の本市の人口は、79万718人となっており、平成17年以降、減少が続いています。平成27年から平成29年にかけては、年間約1千人の減少でしたが、平成29年から令和元年にかけては、年間約2千人の減少となっており、減少幅は拡大しています（図表3-1）。

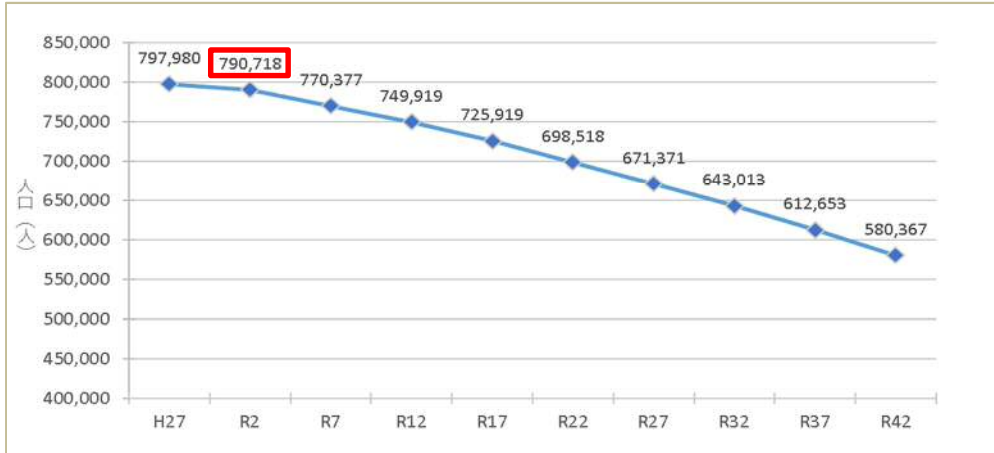
本市の将来人口推計によると、現在のままの出生率や移動率が継続すれば、引き続き人口減少が進むと想定され、令和12年には約75万人に減少すると推計されます（図表3-2）。

図表3-1 近年の総人口の推移



（出典）浜松市”やらまいか”人口ビジョン（令和2年改訂版）及び令和2年浜松市の人口《国勢調査結果》を基に作成

図表 3-2 将来推計人口（総人口）



※令和2年までは実績値を表記（出典）浜松市”やらまいか”人口ビジョン（令和2年改訂版）及び令和2年浜松市の人口《国勢調査結果》を基に作成

また、令和2年国勢調査結果によれば、世帯数は、10月1日現在 32万749世帯です。本市の将来世帯推計によると、令和12年には32万7千世帯に増加する見込みです（図表3-3）。世帯主を年齢階層別に見ると、64歳以下の世帯は減少し、65歳以上の世帯が増加する見込みです（図表3-4）。さらにその内訳を見ると、65歳以上の単独世帯は令和12年には平成27年の1.6倍に増加し（図表3-5）、平成27年には総世帯数に占める高齢者単独世帯数は9%程度であったものが、令和12年には14%程度に上昇すると推計されます。

図表 3-3 総世帯数の推計

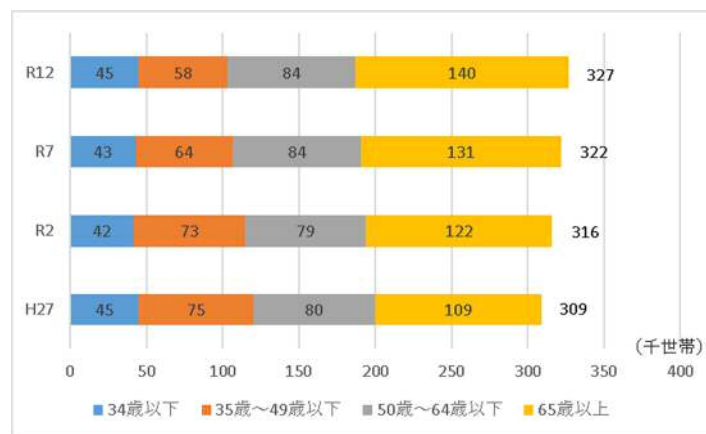
（世帯）

年次	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
総世帯数	309,227	320,749	322,000	327,000	330,000	332,000

（出典）浜松市”やらまいか”人口ビジョン（令和2年改訂版）及び令和2年浜松市の人口《国勢調査結果》を基に作成

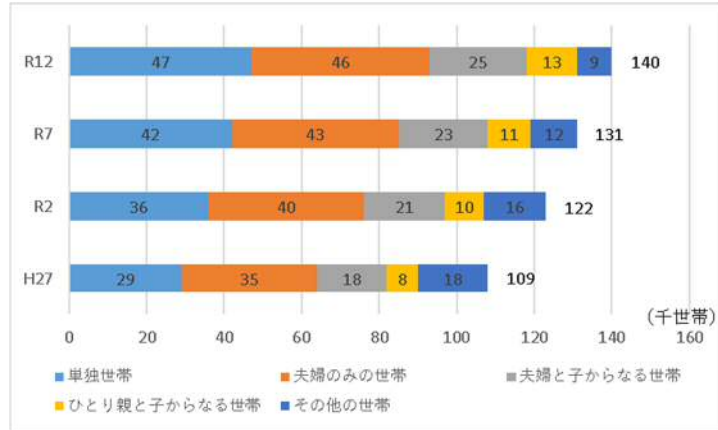
※令和2年までは実績値を表記

図表 3-4 本市の世帯主年齢階層別将来世帯数



（出典）浜松市”やらまいか”人口ビジョン（令和2年改訂版）を基に作成

図表 3-5 65歳以上世帯の世帯累計別将来世帯数



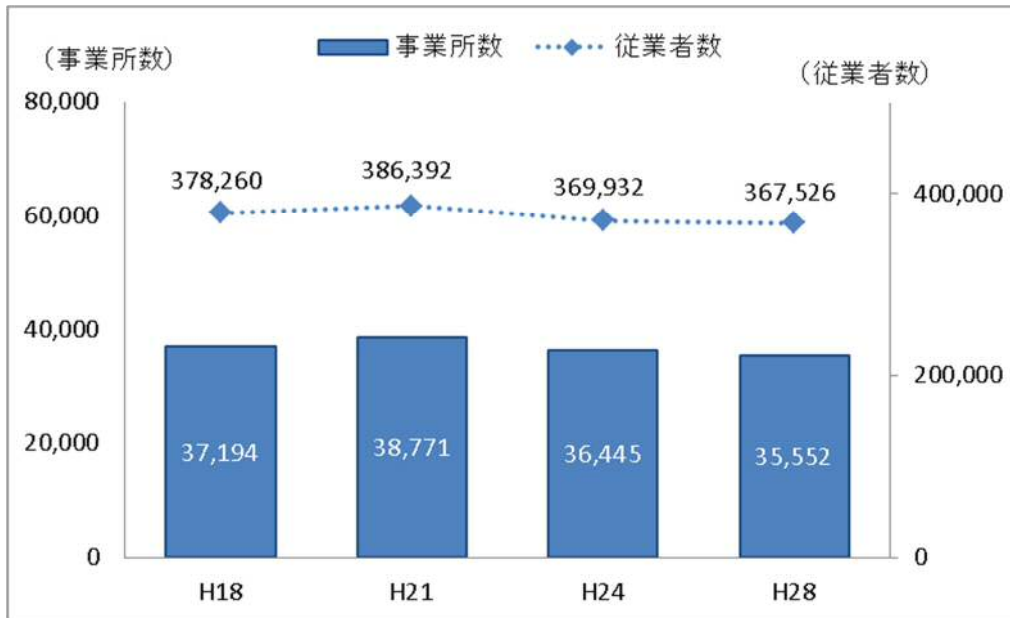
(出典) 浜松市「やらまいか」人口ビジョン(令和2年改訂版)を基に作成

### イ 本市の事業所数・従業者数

経済センサス等の統計調査によると、本市の事業所数及び従業者数(共に民営事業所のみ)は、どちらも平成21年がピークとなっており、以後減少傾向にあります。

直近調査結果である平成28年の事業所数及び従業者数は、ピーク時である平成21年と比較し、事業所数が8.3%減少し35,552事業所、従業者数が4.9%減少し367,526人となりました(図表3-6)。

図表 3-6 事業所数・従業者数の推移



(出典) 平成18年度「事業所・企業統計」、平成21年度～平成28年度「経済センサス」を基に作成

## (2) ごみ処理の現状と課題

### ア ごみの分別区分

本市のごみ集積所（連絡ごみは戸別収集）での家庭系ごみの分別区分は図表 3-7 のとおりです。また、資源物の拠点回収区分は図表 3-8 のとおりです。

図表 3-7 家庭系ごみの分別区分

	品目	内容
1	もえるごみ	もえる素材で長さ 60 cm未満のもの
2	もえないごみ	もえない素材で長さ 60 cm未満のもの（連絡ごみは除く）
3	プラスチック製容器包装	プラマークの表示があり、きれいなもの
4	びん（無色・透明）	無色・透明のびん、茶色のびん、その他の色のびん
5	びん（茶色）	
6	びん（その他の色）	
7	かん	スチール缶、アルミ缶
8	ペットボトル	ペットボトルのマークの表示があり、きれいなもの
9	特定品目	蛍光管、電池類、水銀体温計・水銀血圧計、ライター、スプレー缶・卓上ガスボンベ
10	連絡ごみ	堅固な素材を使用したもの・長さ 60 cm以上のもの等

図表 3-8 資源物の拠点回収区分

	品目	内容
1	古紙	新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、その他紙（紙パックなど）
2	古着類	古着、古布等
3	剪定枝等	家庭から出る落ち葉、刈り草、枝（長さ 1m、太さ 15 cmまで）
4	廃食用油	家庭から出る植物系てんぷら油
5	使用済みインクカートリッジ	ブラザー、キヤノン、エプソン、日本HPの純正品のもの
6	羽毛布団	ダウン 50%以上の羽毛布団
7	使用済み小型家電	パソコン等の小型家電で、縦 15 cm未満、横 60 cm未満、奥行 30 cm未満のもの

## イ ごみ・資源物処理施設

市のごみ・資源物処理施設は図表3-9のとおりです。

図表3-9 ごみ・資源物処理施設配置図





### ① 焼却・溶融施設

もえるごみや連絡ごみを破碎した後の可燃物を焼却・溶融処理するための施設として、図表 3-10 に示す 2 か所の施設を運用しています。

南部清掃工場と西部清掃工場では焼却や溶融処理にて発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、西部清掃工場では隣接する古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（ToBiO）へも熱供給するなど有効利用しています。

また老朽化した南部清掃工場の代替施設として、天竜区青谷に新清掃工場（令和 6 年度供用開始予定）の建設を進めるほか、西部清掃工場の更新基本計画の策定を開始しました。

図表 3-10 焼却・溶融施設

名称	南部清掃工場	西部清掃工場
所在地	南区江之島町 1715 番地	西区篠原町 26098 番地の 1
敷地面積	22, 106. 28 m <sup>2</sup>	66, 960. 25 m <sup>2</sup>
建物面積	焼却施設 6, 802. 38 m <sup>2</sup> 延床面積 15, 303. 19 m <sup>2</sup> 付属建物 1, 181. 65 m <sup>2</sup>	焼却施設 8, 807. 21 m <sup>2</sup> 延床面積 13, 293. 53 m <sup>2</sup> 付属建物 1, 493. 15 m <sup>2</sup>
炉形式	全連続燃焼式（ストーカ式）	キルン式ガス化溶融炉
焼却能力	150t/24 時間× 3 炉	164. 9t/24 時間× 3 炉
ごみピット	3, 100 m <sup>3</sup>	9, 500 m <sup>3</sup>
集じん装置	バグフィルター	バグフィルター（2 段）
排水処理	沈殿＋ろ過処理＋pH 調整＋下水道放流	循環再利用（無放流）
余熱利用	発電（2, 800kW）、場内給湯、燃焼空気、白煙防止、場内冷暖房	発電（9, 600kW）、温水プール（古橋廣之進記念浜松市総合水泳場）、場内給湯、燃焼空気、白煙防止、場内及び水泳場の冷暖房
竣工年月日	昭和 56 年 2 月 28 日	平成 21 年 1 月 31 日
その他	—	環境啓発施設『えこはま』を併設



## ② 破碎・保管施設

破碎・保管施設は、もえないごみや資源物を破碎・選別・減容し、一部を再資源化するための施設として、図表 3-11 に示す 3 か所の施設を運用しています。特に、施設規模の大きい平和破碎処理センターは稼働から 30 年近くが経過しており、代替施設として天竜区青谷に新破碎処理センター（令和 6 年度供用開始予定）の建設を進めています。

図表 3-11 破碎・保管施設

破碎施設			
名称	平和破碎処理センター	引佐中間処理施設 (特定品目破碎、選別施設)	南部清掃工場 (布団破碎設備)
所在地	西区平松町 81 番地	北区引佐町三岳 610 番地の 3	南区江之島町 1715 番地
敷地面積	9,869 m <sup>2</sup>	—	—
建物面積	建築面積 4,025.97 m <sup>2</sup> 延床面積 6,183.81 m <sup>2</sup>	—	—
処理能力	連絡ごみ・もえないごみ 破碎 140t/5 時間 プラスチック製容器包装 圧縮減容 45t/10 時間	スプレー缶破碎 1,200 本/時間 ライター破碎 4,000 本/時間 蛍光管破碎 直管型 6,000 本/時間 環型 2,000 本/時間	布団 60 枚/時間
破碎設備	回転式破碎機、せん断式 破碎機	スプレー缶・ライター処 理機、蛍光管破碎機	布団破碎機（二軸破碎 機）、破碎物投入コンベア
選別設備	プラスチック選別機、磁 選機、不燃物・可燃物選 別機、アルミ選別機、ア ルミ精選機	—	—
排出設備	プラスチック圧縮減容 機	—	—
集塵・ 脱臭設備	サイクロン、バグフィル ター、脱臭装置	—	—
竣工年月日	平成 5 年 3 月 10 日	平成 25 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日

保管施設		
名称	平和最終処分場（資源物ストックヤード）	
所在地	西区平松町 77 番地	
保管品目	びん（無色、茶色、その他）	プラスチック製容器包装
保管面積	106 m <sup>2</sup>	980 m <sup>2</sup>
保管容量	171 m <sup>3</sup>	1,960 m <sup>3</sup>

### ③ 埋立処分場

埋立処分場は、もえないごみを破碎した後の不燃物等や、焼却・溶融処理にて発生した残さ（飛灰等）を最終処分するための施設で、図表 3-12 に示す 4 か所の施設を運用しています。

図表 3-12 埋立処分場

名称	平和最終処分場		浜北環境センター
所在地	西区平松町 77 番地		浜北区灰木 172 番地
	第 1 期	第 2 期	
埋立面積	71,575 m <sup>2</sup>	48,360 m <sup>2</sup>	12,315 m <sup>2</sup>
埋立容量	810,719 m <sup>3</sup>	567,700 m <sup>3</sup>	60,273 m <sup>3</sup>
埋立期間	令和元年 9 月廃止	約 35 年	約 20 年
埋立方式	サンドイッチ方式（セル方式併用）		セル方式
浸出水施設	建築面積 467.29 m <sup>2</sup>	建築面積 291.69 m <sup>2</sup>	建物面積 706 m <sup>2</sup>
	延床面積 923.80 m <sup>2</sup>	延床面積 790.96 m <sup>2</sup>	延床面積 1,068.47 m <sup>2</sup>
処理能力	230 m <sup>3</sup> /日	150 m <sup>3</sup> /日	50 m <sup>3</sup> /日
供用開始	平成 2 年 9 月	平成 19 年 3 月	平成 14 年 4 月

名称	舞阪吹上第 2 廃棄物最終処分場	引佐最終処分場
所在地	西区舞阪町舞阪 2621 番地の 26	北区引佐町三岳 610 番地の 3
埋立面積	6,555 m <sup>2</sup>	9,445 m <sup>2</sup> (第 1 期埋立区画)
埋立容量	39,500 m <sup>3</sup>	77,300 m <sup>3</sup> (第 1 期埋立区画)
埋立期間	約 42 年	約 48 年
埋立方式	サンドイッチ方式	セル&サンドイッチ方式
浸出水施設	—	建築面積 448.31 m <sup>2</sup>
	—	延床面積 558.26 m <sup>2</sup>
処理能力	—	60 m <sup>3</sup> /日
供用開始	平成 8 年 7 月	平成 9 年 4 月

## ウ 中間目標年度における計画実績

当初計画における中間目標年度（平成 30 年度）の計画値及び実績値は図表 3-13 のとおりです。

3つの指標のうち、「最終処分量」については計画値を達成しましたが、「一人 1 日当たりのごみ排出量」と「リサイクル率」の 2 指標については計画値の達成が出来ませんでした。

図表 3-13 中間目標年度における計画値及び実績値

計画目標値	平成 30 年度計画値	平成 30 年度実績値
一人 1 日当たりのごみ排出量	866 g / 人・日	879 g / 人・日
リサイクル率	23.6%	18.8%
最終処分量	13,816 t / 年	12,812 t / 年

## ① ごみ排出量の状況

平成 26 年度から令和 2 年度までのごみ排出量<sup>7</sup>の推移をみると、平成 30 年度には、台風 24 号の影響で飛散した工作物や枝等の家庭系ごみ<sup>8</sup>が増加したため前年度の排出量を上回ったものの、ごみの排出量は微減傾向でした（図表 3-14）。

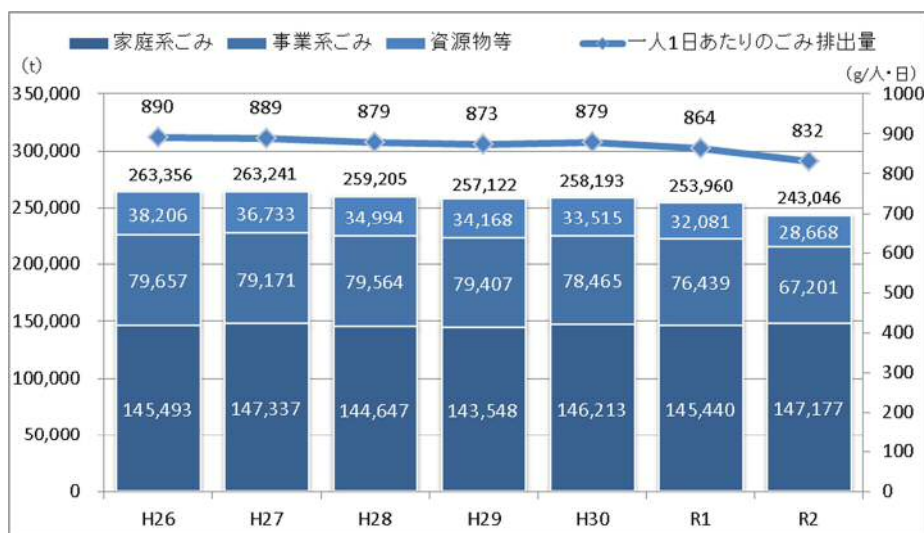
令和 2 年度は、新型コロナウイルスによる社会経済活動の停滞により、事業系ごみ<sup>9</sup>が前年度より大きく減少し、市全体のごみ排出量も減少しましたが、今後、新型コロナウイルスによる社会経済活動の停滞が回復すれば事業系ごみの排出量が増加することが予想されます。

ごみ排出量の内訳をみると、事業系ごみや資源物等は減少しているものの、家庭系ごみは横ばいのままです（図表 3-15）。このため、平成 30 年度から令和 2 年度まで「ごみ減量天下取り大作戦」を展開し、生ごみの減量、雑がみの分別、料理・食材の食べキリ・使いキリの推進に取り組んできました。この取り組みは市民のごみ減量の意識醸成には寄与したものの、前述の台風の影響や新型コロナウイルス感染拡大による在宅時間の増加などにより、家庭系ごみの減少とはなりませんでした。

図表 3-14 一人 1 日あたりのごみ排出量<sup>10</sup> (g/人・日)

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
計画値	894	886	879	872	866	863	860
実績値	890	889	879	873	879	864	832

図表 3-15 ごみの排出状況



<sup>7</sup> **ごみ排出量**：市民・市内業者が排出したごみ・資源物・集団回収量・市のリサイクルステーション回収量を合計した総量を示す。

<sup>8</sup> **家庭系ごみ**：一般家庭の日常生活に伴って生じるごみ。

<sup>9</sup> **事業系ごみ**：商店、オフィス、飲食店、工場等の事業活動によって生じる、産業廃棄物以外のごみ。

<sup>10</sup> **一人 1 日あたりのごみ排出量**：市民一人が 1 日に排出するごみの量を示すもの。なお、一人 1 日あたりの排出量は、ごみの総排出量 (t/年) ÷ 人口 (人) ÷ 年間日数 (日/年) × 1,000,000 (g/t) で算定される。

## ② リサイクルの状況

資源化量（市が回収した資源物、集団回収による資源物、破碎後資源、溶融後資源の合計）については、平成 26 年度は 53,765 t であったものの、年々低下し、令和 2 年度には 44,005 t となりました。その要因としては、民間の資源物回収拠点の整備が進んだ結果、新聞や段ボールなどの古紙類が資源物集団回収から民間の回収拠点に流れたことなどによるものと考えられます。その結果、リサイクル率も減少し、現在の計画値と実績値において、大きな乖離が生じています（図表 3-16）。

このため、民間拠点回収量について調査を行ったところ、平成 30 年度の民間拠点回収量は約 17,535t（推計値）で、民間拠点回収量を含めたリサイクル率は 24.0%（推計値）でした。

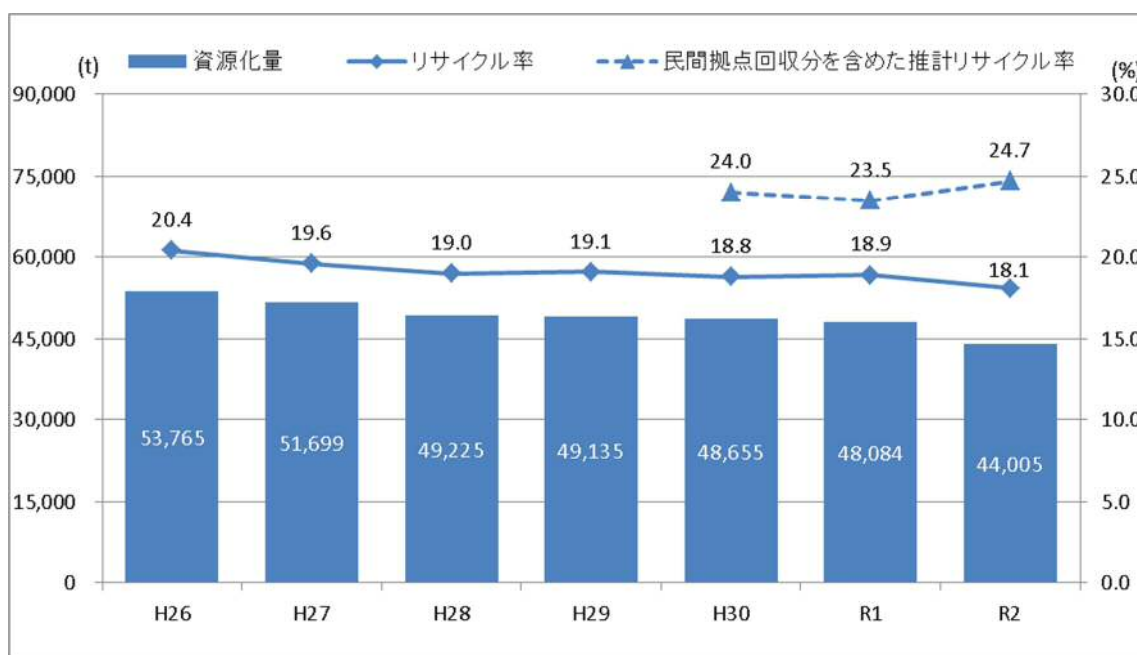
今後は、より資源物を分別・排出しやすい環境を整備するなど、資源物の回収量を増加させる施策の検討が必要です。また、国の施策や資源循環を取り巻く環境について今後の動向を注視していく必要もあります。

※「リサイクル率」の算定方法：（資源化量÷総排出量）×100

図表 3-16 リサイクル率の推移

(%)

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
計画値	21.3	21.4	21.5	22.5	23.6	24.6	25.7
実績値	20.4	19.6	19.0	19.1	18.8	18.9	18.1
(民間拠点回収分を含めた推計値)					(24.0)	(23.5)	(24.7)



### ③ 最終処分量の状況

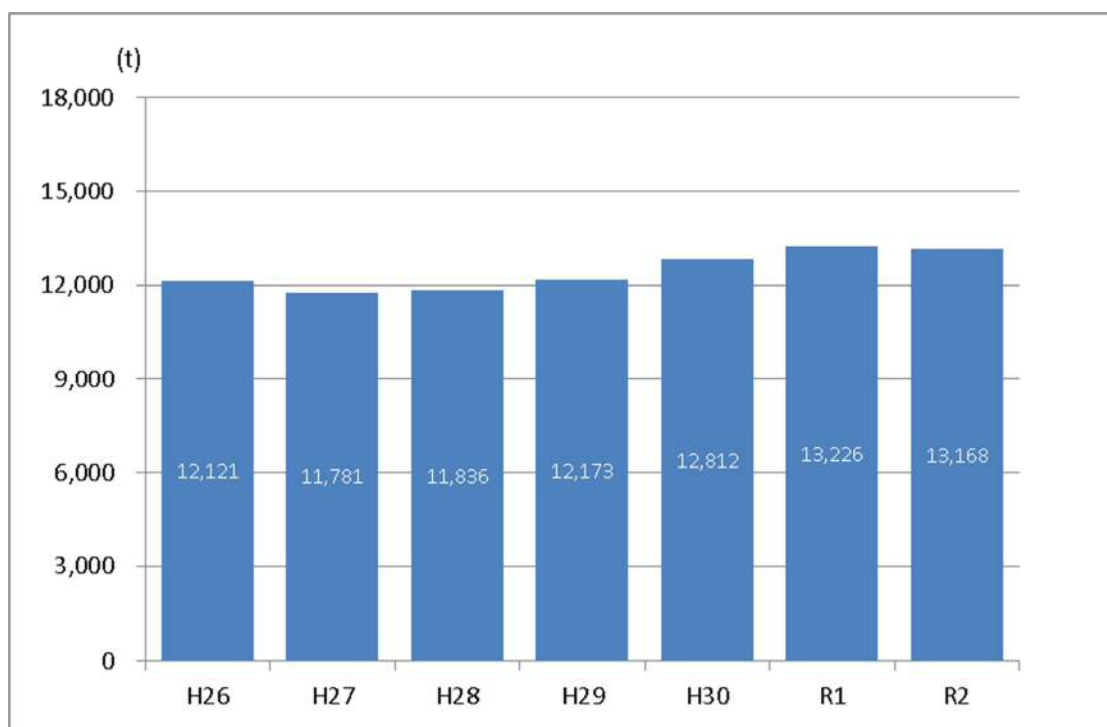
最終処分量は、平成 27 年度までは減少していましたが、平成 28 年度以降増加に転じました。これは主に連絡ごみの増加により、破碎処理後の不燃物が増えたためです。令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大による社会経済活動の停滞により、事業系ごみが大きく減少したため、ごみ排出量が前年度より減少した結果、最終処分量も減少しました（図表 3-17）。

今後も、もえるごみやもえないごみを含め、更なるごみの減量や資源物の分別に取り組む必要があります。

図表 3-17 最終処分量の推移

(t)

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
計画値	14,477	14,348	14,135	13,966	13,816	13,749	13,605
実績値	12,121	11,781	11,836	12,173	12,812	13,226	13,168



#### ④ ごみ処理経費の状況

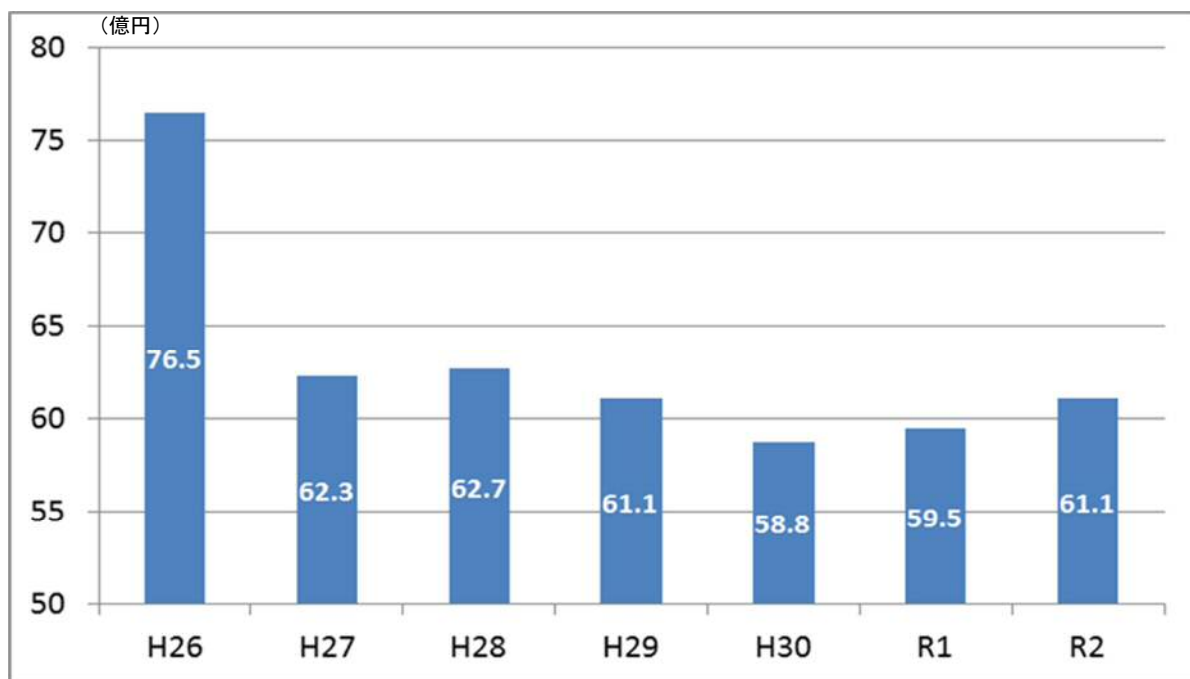
本市では、合併以降、ごみ処理施設の統廃合を進め、現在では焼却・溶融施設として2施設、破碎施設として3施設、保管施設として1施設、埋立処分場として4施設が稼働しています。

本市のごみ処理経費の推移は、図表3-18のとおりで、令和2年度の処理経費は、約61.1億円となっています。平成27年度に西部清掃工場の減価償却の一部が終了したことや、天竜ごみ処理工場を休止したことにより、前年比で大きく経費が減少しています。また、令和2年度の主なごみ処理経費の増加要因は、事業系ごみの減少による一般廃棄物処理手数料の減少や南部清掃工場の設備補修工事の減価償却費の増加によるものです。

今後、令和6年度に新清掃工場及び新破碎処理センターの稼働を予定しており、設計・建設費用と、20年間の運営経費を合わせ、約783億円の費用負担が発生する見込みです。

このため、今後のごみ処理に関する経費を抑えるためにも、更なるごみの減量に取り組んでいく必要があります。

図表3-18 ごみ処理経費の推移







## ⑥ 計画に定めた具体的行動の進捗状況について

計画に定めた施策の平成 26 年度から令和 2 年度までの具体的行動の進捗状況は、完了した取組みが 13 件、計画どおりの取組みが 34 件、遅れている取組みが 2 件、事業を集約した取組みが 2 件となっています（図表 3-21）。

遅れている取組みは、家庭系生ごみの分別回収の調査・研究、事業系生ごみを活用したバイオマス<sup>12</sup>事業の推進です。計画どおり実施できていない理由は、民間事業者の事業計画の遅れによるものです。（図表 3-22）。

具体的行動のうち、完了した取組みも合わせれば、全体の約 9 割が計画どおり進んでいます。計画目標の達成のため、着実な成果が上がるよう個別施策の効果を確認し、見直す必要があります。

図表 3-21 具体的行動の進捗状況

区分	状況	件数
完了	すでに完了したもの	13
計画どおり	当初の計画どおり順調に取り組んでいるもの	34
遅れている	当初の計画より進捗が遅れているもの	2
集約	当初計画に記載したが、検討の結果、集約したもの	2
合 計		51

<sup>12</sup> バイオマス：生ごみ、木くず、家畜排せつ物等の生物由来の再生可能な有機性資源のことで、「Bio（生物）」と「Mass（量）」を組み合わせた単語。

図表 3-22 令和 2 年度末における具体的行動の進捗評価

◎・・・完了    ○・・・計画通り    △・・・遅れている

基本方針 1：ごみの減量と資源化を推進します

個別施策	具体的行動	進捗状況
1. 生ごみ減量の推進	1. 生ごみの水切りに関する情報発信を行う	○
	2. 水切りグッズの開発及び配布を行う	○
	3. 堆肥化容器の配付や生ごみ処理機 <sup>13</sup> 購入補助等を通じて生ごみの減量を推進する	○
	4. 家庭系生ごみの分別収集について調査・研究し、バイオマス事業を推進する	△
2. 紙類減量の促進	1. 雑がみ回収促進のための保管庫貸与事業を実施する	◎
	2. 幼稚園、小中学校での雑がみ回収は、対象範囲を保育園や高校などにも広げて継続実施する	○
	3. 事業系の雑がみの分別と資源化を促進する	○
3. 資源物集団回収の活性化及び拠点回収の整備	1. 資源物（市のリサイクルステーション <sup>14</sup> 、みどりのリサイクル <sup>15</sup> 等）の回収拠点のあり方について総合的な検討を行い、再構築を図る	◎
	2. 地域の資源物集団回収の活性化を図る	○
	3. もえるごみ削減のための草木類、古着類の行政回収～再資源化 <sup>16</sup> 手法を調査研究する	◎
	4. 使用済小型電子機器類の回収拠点を拡充する	○
	5. 廃食用油の回収拠点を拡充する	○
4. ごみ処理有料化の検討	1. 有料化の必要性、効果、導入時期等について調査・研究する	○
	2. 他都市の状況を調査・研究する	4-1に集約
	3. 検討委員会等を設置して検討する	4-1に集約
	4. 小規模の店舗や事業所からごみ集積所へ排出されるごみの有料化について調査・研究する	○
5. 事業系ごみの減量、資源化、適正処理等の推進	1. 大規模建築物所有事業者の更なるごみ減量等の促進に向け市条例に基づいて指導を行う	○
	2. 清掃工場における資源物や処理困難物 <sup>17</sup> の混入防止のための監視・指導を行う	○
	3. 集積所への事業系ごみの混入を防止するため、事業者に対するごみの排出指導を強化する	○
	4. 事業系生ごみを活用したバイオマス事業を推進する	△

<sup>13</sup> 生ごみ処理機：生ごみの減量、堆肥化等を目的とする機器のこと。微生物の働きによって分解するものや熱によって乾燥させるもの等がある。

<sup>14</sup> リサイクルステーション：地域の資源物集団回収が減少しているため、区役所や協働センター等に回収拠点を設置し、古紙、アルミ缶、布類等の資源物を回収している事業。

<sup>15</sup> みどりのリサイクル：市内の回収拠点に市民が持ち込んだ剪定枝等の草木類を、チップや堆肥などの資源物に再資源化する事業。

<sup>16</sup> 再資源化：ごみや資源として回収されたものを熔融焼却、破碎、選別、減容等の処理をして、再び資源として新たに製品の原料とすること。

<sup>17</sup> 処理困難物：浜松市の処理施設では適正な処理が困難な品目。市で受け入れができないため、専門業者や販売店での引き取りとなる。

基本方針 2：意識啓発と環境教育を推進し、住みよいまちづくりに努めます

個別施策	具体的行動	進捗状況
1. ごみ排出ルールの周知徹底	1. 排出ルールの運用状況を検証し、必要に応じてルールの見直しを行う	○
	2. レジ袋削減に向けた普及啓発を行うとともに「レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」締結事業者を拡充する	○
	3. ごみ分別方法の手引きを作成する	○
	4. 職員の出前講座等による啓発活動を推進する	○
	5. ごみ分別収集カレンダーを分かりやすい表示に改善する	○
	6. 転入者や外国人等を対象に情報提供を推進する	○
2. 環境教育の充実	1. 小学生社会科副読本「ごみとわたしたち」等を配付し、子どもを対象とした環境教育を促進する	○
	2. こどもモットイナイ大作戦事業を実施する	○
	3. 学校での生ごみ堆肥化を実践する	◎
	4. 親子で3Rについて学ぶ「親子リサイクル見学会」を行う	◎
	5. 小学生向けのごみ絵本を作成・配付する	◎
	6. 3Rなどに関する出前講座や説明会を実績する	○
	7. Eスイッチプログラム <sup>18</sup> を幼稚園から中学校まで実施し、ごみ減量やリサイクルの意識啓発に努める	○
	8. 環境美化推進員 <sup>19</sup> を育成・強化する	○
3. 情報の公開と共有化	1. ごみの適正処理や3Rに関する情報を提供するツール（スマートフォンアプリ等）を開発し、市民に広める	○
	2. リサイクル品目回収後の再生品や利用方法の情報提供を行う	○
	3. ごみ減量の行動に移すための動機付けになる情報の発信を推進する	○
	4. 「ごみ減量通信」をホームページにも掲載する	◎
4. 不法投棄 <sup>20</sup> 防止対策と資源物持ち去り <sup>21</sup> 取り締まりの強化	1. 不法投棄防止看板の継続掲出を推進する	○
	2. 清掃関係車両へ不法投棄防止ステッカーの貼付を依頼する	◎
	3. 市職員による不法投棄防止パトロールを実施強化する	○
	4. 資源物持ち去りを禁止するため平成 26 年 4 月からの条例改正に罰則規定を設け、市職員によるパトロールを強化する	○

基本方針 3：安定的かつ効率的なごみ処理と資源化体制の整備を図ります

個別施策	具体的行動	進捗状況
1. ごみ処理施設の新設及び統廃合の推進	1. 新清掃工場の建設に着手する	◎
	2. 西部清掃工場の更新等について検討する	◎
	3. 旧ごみ処理施設解体計画を策定し、解体又は跡地利用を進める	○
	4. 清掃工場における津波対策について検討する	◎
	5. ペットボトル減容施設解体後の跡地利用について検討する	◎
2. ごみ収集運搬及び処理体制の検討	1. 戸別収集 <sup>22</sup> の導入など高齢者や障がい者などに配慮した収集方法を検討する	○
	2. 将来の安定した一般廃棄物処理のために、他自治体とのごみの相互受入れを推進する	○
	3. 新清掃工場稼働に向けた収集体制を検討する	○
	4. ペットボトルの中間処理について効率的な委託化の準備を進める	◎

<sup>18</sup> Eスイッチプログラム：「みどり」「水」「廃棄物」「大気」「エネルギー」「食」の6つの分野で構成され、浜松市の地域特性を取り入れた浜松版環境学習プログラム。

<sup>19</sup> 環境美化推進員：自治会等から選任され、ごみの減量や資源化について地域内での住民意識の高揚や自主活動の推進を行う市民。地域での活動の他、市が主催する研修会等にも参加する。

<sup>20</sup> 不法投棄：廃棄物を山林や河川敷等のごみの排出場所として定められた場所以外に廃棄することを言う。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められており、法律に違反した場合の罰則も定められている。

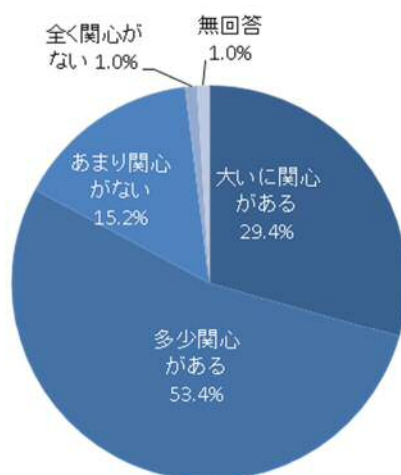
<sup>21</sup> 資源物持ち去り：浜松市やその指定する者以外の者が、ごみ集積所等から、家庭系廃棄物及び集団回収資源物を無断で持ち去る（収集運搬する）こと。

<sup>22</sup> 戸別収集：家庭ごみを集積所ではなく、各家庭の玄関先や集合住宅の前等に出して、一軒ずつ収集していく方法。

## エ 市民意識について

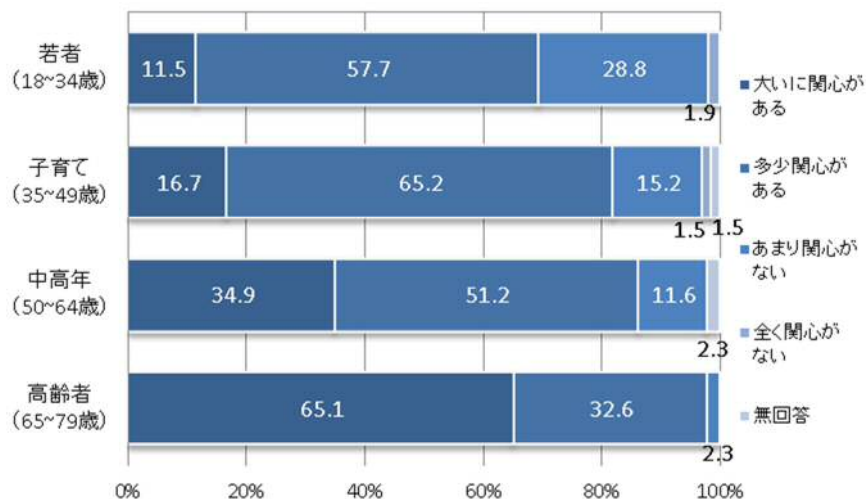
令和2年12月に実施した広聴モニターアンケート<sup>23</sup>の結果では、ごみの減量と資源化への関心について、「関心がある」（「大いに関心がある」と「多少関心がある」の合計）が約8割となりました（図表3-23）。また、世代別にみると、世代が高くなるにつれて「関心がある」の回答が高いという結果になりました（図表3-24）。

図表3-23 ごみの減量と資源化への関心



（出典）令和2年度 第4回  
浜松市広聴モニターアンケート調査結果

図表3-24 世代別ごみの減量と資源化への関心

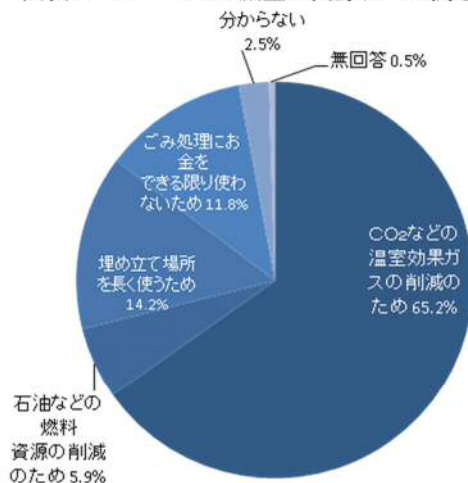


（出典）令和2年度 第4回 浜松市広聴モニターアンケート調査結果

<sup>23</sup> 広聴モニターアンケート：市の課題等について市民のニーズを把握し市政へ反映させることを目的とした、登録制の広聴モニターを対象に実施するアンケート調査。広聴モニターは、住民基本台帳に登録されている18歳以上の市民から無作為に抽出され、アンケート調査への協力依頼について承諾を得られた場合、広聴モニターとして登録される。

また、ごみの減量が必要な理由として、一番重要だと思うものとしては、「ごみを収集・焼却する際に排出されるCO<sub>2</sub>などの温室効果ガス削減のため」が約7割と最も多く、次いで「ごみの埋め立て場所を長く使うため」、「ごみ処理にお金をできるだけ使わないため」、「ごみを収集・焼却する際に必要な石油などの燃料資源の削減のため」という結果となりました（図表3-25）。

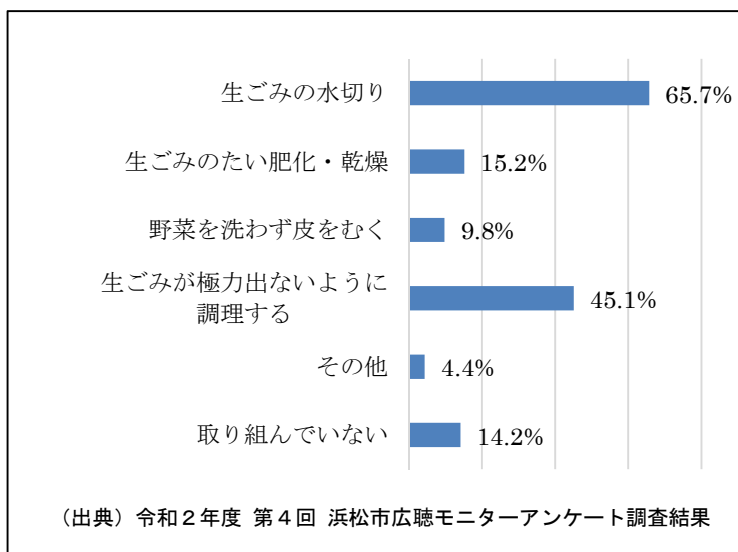
図表3-25 ごみの減量と資源化への関心



（出典）令和2年度 第4回 浜松市広聴モニターアンケート調査結果

市民が普段から取り組んでいるごみ減量の取組みのうち、生ごみの減量に関しては、「生ごみの水切り」は約7割の人が、「生ごみが極力出ないように調理する」は約5割の人が取り組んでいると回答していて、生ごみの減量は多くの人が意識して取り組んでいるという結果になりました（図表3-26）。

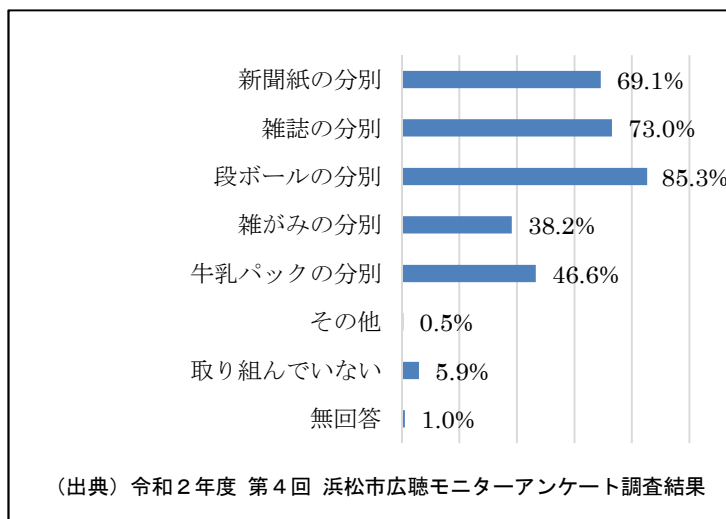
図表3-26 生ごみの減量に関して取り組んでいること（複数回答可）



（出典）令和2年度 第4回 浜松市広聴モニターアンケート調査結果

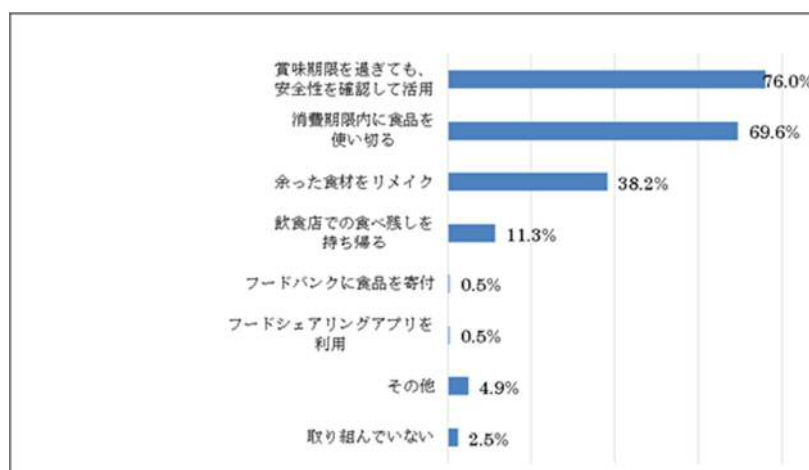
古紙類の分別については、「新聞紙の分別」「雑誌の分別」、「段ボールの分別」はどれも約7割以上の人に取り組んでいました。一方、「雑がみの分別」は取り組んでいる人が約4割に留まる結果となり、雑がみは他の品目と比べてリサイクルできる紙として認知度が低いと考えられます（図表3-27）。

図表3-27 古紙類の分別に関して取り組んでいること（複数回答可）



食品ロスの削減に関しては、「賞味期限を過ぎても、安全性を確認して活用」や「消費期限内に食品を使い切る」と言った賞味期限・消費期限を意識した取り組みを、約7割の人が実施していました。一方、「余った食材をリメイク」、「飲食店での食べ残しを持ち帰る」といった食べきりの取り組みについては、実施している人が少ないという結果になりました。また、フードバンク<sup>24</sup>やフードシェアリング<sup>25</sup>アプリの活用はほとんどなく、これらの活用が望まれます（図表3-28）。

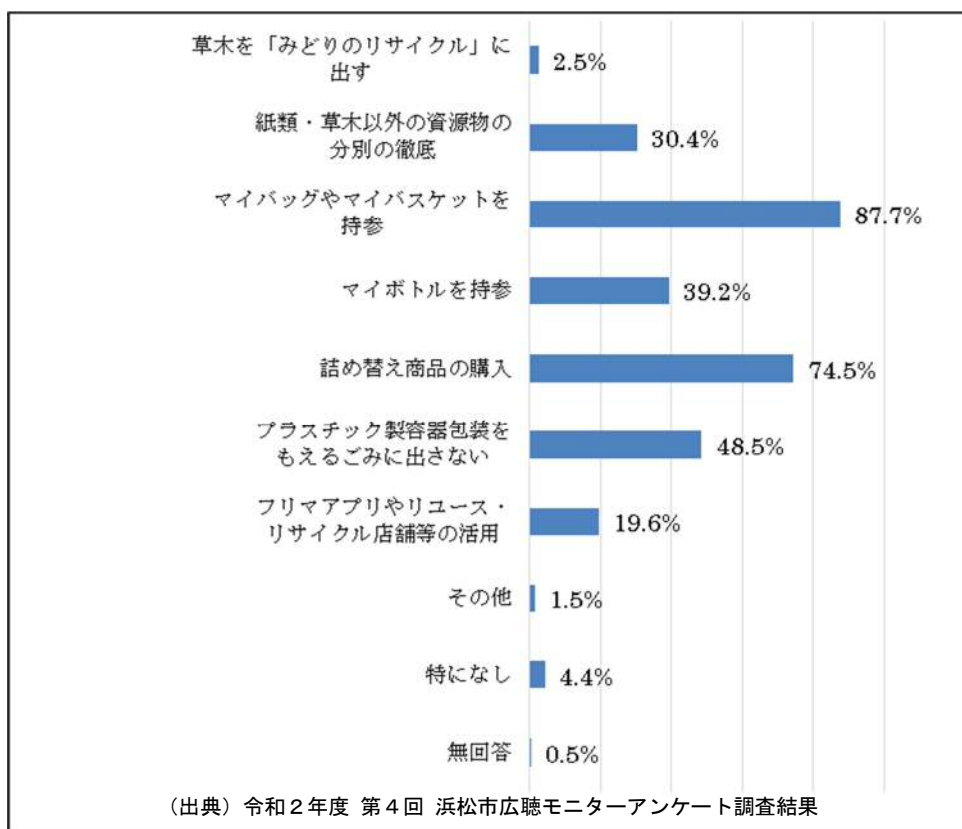
図表3-28 食品ロスの削減に関して取り組んでいること（複数回答可）



24 **フードバンク**：企業や個人から、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通できなくなった食品や農産物の寄附を受け、福祉施設等に無償で提供する活動及び、その活動を行う団体。  
 25 **フードシェアリング**：食品ロス削減に関する取り組みの一つで、飲食店などで残った又は余った商品を必要な人に紹介・案内することにより、本来破棄されていた食品を減らす取り組み。

そのほかごみ減量に関して取り組んでいることについては、「マイバッグやマイバスケットを持参」や「詰め替え商品の購入」は、いずれも7割超の人が取り組んでおり、「プラスチック製容器包装をもえるごみに出さない」は、約5割の人が取り組んでいるという結果になりました（図表3-29）。

図表3-29 そのほかごみの減量に関して取り組んでいること（複数回答可）



## オ ごみ処理の課題と今後の方向性について

### ① 家庭系ごみの減量

浜松市のごみ排出量は、平成 26 年度以降、微減傾向にあります。事業系ごみは減少しているものの、家庭系ごみは、横ばいの状況が続いています。また、連絡ごみは年々増加しており、平成 29 年度までは減少していたもえないごみも、平成 30 年度以降は増加傾向に転じています。

このため、今後は、もえるごみのほか、家庭ごみ全体のごみの減量に向けた取組みを進めます。

### ② 食品ロス対策・プラスチック資源循環への対応

今後、拡大させる必要がある取組みとして、食品ロス対策があげられます。家庭系・事業系のもえるごみの中には、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品（食品ロス）が相当量含まれていますので、SDGs の観点からも食品ロス対策をより一層推進しなければいけません。

さらに、プラスチックごみ対策についても、海洋プラスチックごみ問題や SDGs への取組みを踏まえるほか、プラスチック資源循環に係る国の動向を注視しながら、プラスチック製品の使用抑制やプラスチック製容器包装の分別徹底、プラスチック製品の再資源化の推進により、資源循環を一層進めます。

### ③ 生ごみバイオマス事業への対応

民間事業者による生ごみバイオマス事業については、令和 3 年 4 月現在、事業は開始しておらず、期待したごみ減量・資源化効果が現れていません。引き続き、民間事業者の事業計画を注視し、生ごみバイオマス事業を推進します。

### ④ 啓発方法の検討

市民アンケートの結果からは、ごみの減量と資源化への関心を持っている市民が 8 割程度いるものの、近年の家庭ごみの減量に結びついていません。

古紙類の分類では「雑がみ」の分別の認知度が低く、食品ロス削減の取組みでも、実施率が低い取組みがありました。このため、より多くの市民が、ごみの減量や資源化への行動に結びつくような啓発方法の検討を行い、適切な情報発信を行います。

### ⑤ リサイクル率の向上

リサイクル率については、民間事業者による回収拠点の整備等に伴い、市が直接回収する資源物の排出量や資源物集団回収量の減少により、低い水準で横ばいの傾向が続いています。

また、ごみ組成調査の結果からは、家庭系ごみ・事業系ごみともに、紙類やプラスチック製容器包装等として資源化可能な物が多く混入していることが確認されています。

このため、排出抑制の取組みを第一に考えたうえで、分別の徹底についても、



より広く周知等を行い、資源物の適正排出促進の取組みを進めるとともに、市民全体としての資源化の目標を民間事業者の回収量も含めて把握し、資源物の集団回収や拠点回収をはじめとした、市民がより排出しやすい環境の整備を行います。

#### ⑥ 最終処分量の削減

最終処分量については、連絡ごみの増加に伴い、破碎処理後の不燃物が増えたため平成 28 年度以降は増加傾向にあります。最終処分場の長期利用を可能とするため、ごみの減量や分別の徹底に取り組むとともに、最終処分量を減らす処理方法の検討を行います。

#### ⑦ 効率的なごみ処理体制の整備

ごみ処理の実施にあたっては、合併以降、事業の委託化や、ごみ処理施設の統廃合、ごみ処理施設での焼却余熱によるエネルギーの有効活用などに積極的に取り組み、ごみ処理経費の削減や効率化を進めてきました。安定的なごみ処理と資源化を行うことを前提としつつ、今後、厳しい財政状況の中で引き続き効率的なごみ処理体制の整備を推進します。

#### ⑧ 持続可能なごみ処理体制の維持

焼却・溶融施設については、持続可能なごみ処理体制を維持するため、建設を進めている新清掃工場について、令和 6 年度に確実に稼働できるよう、工事の進捗状況等を管理します。また、新清掃工場の稼働後も、引き続き市内のごみの収集が遅延なく行われるよう、効率的なごみの収集体制を検討します。さらに、西部清掃工場についても令和 11 年度に更新時期を迎えるため、令和 3 年度から更新施設の設計等を検討し、今後の施設更新に向けた計画的な事業を実施します。

破碎・保管施設については、近年では、リチウムイオン電池がもえないごみに混入され、破碎処理による衝撃で発煙・発火し、施設での処理が停滞する事案が発生しています。今後はリチウムイオン電池の処理体制を研究し、ごみ処理に支障がないよう対応します。

最終処分場については、平和最終処分場の残余年数を踏まえ、持続可能なごみ処理を行うための施設のあり方について検討します。また、引佐最終処分場や浜北環境センターのような小規模埋立処分場についても、より有効な活用方法を検討します。

#### ⑨ 災害に備えたごみ処理体制の強化

近年、気候変動により風水害が多発し、災害に備えたごみ処理体制の強化が重要となっています。災害廃棄物<sup>26</sup>の適正かつ迅速な処理体制の整備を推進するため、職員の研修体制の充実や関係機関との連携を強化します。

<sup>26</sup> 災害廃棄物：地震や風水害等自然災害により発生する、被災した自宅の片づけや損壊家屋の撤去に伴う廃棄物。

## 4 基本理念

- ・国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められ、SDGs 未来都市に選定されている本市においても、持続可能な循環型社会の構築を目指すこととしています。
- ・ごみを処理する過程では、収集・運搬・再生・処分といったごみ処理体制が必要であり、持続可能な体制整備が必要です。また、ごみ処理施設では、ごみ処理の過程で多くのエネルギーや資源を使い、二酸化炭素を排出するなど、環境に負荷をかけています。
- ・ごみ減量・資源物のリサイクルの取組みは、市民・事業者の日々の生活や事業活動と密接に結びついており、これらの取組みは、地球温暖化や天然資源の枯渇等、地球規模の環境問題の解決につながります。
- ・「循環型社会形成推進法」においては、地方自治体の責務として、循環型社会の形成の基本原則にのっとり、循環資源<sup>27</sup>について適正に循環利用及び処分が行われることを確保するための必要な措置を実施することが定められています。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においては、一般廃棄物の減量に関する住民の自主的な活動の促進を図り、一般廃棄物の適正な処理と処理事業の能率的な運営に努めることが定められています。
- ・本市では、本計画の上位計画である「第2次浜松市環境基本計画（改定版）」において、総合方針に「環境・社会・経済が調和する持続可能な社会の創造」を掲げ、ごみの減量や資源物のリサイクル、食品ロスの削減やプラスチックの資源循環を推進する「資源を有効に活用する循環型都市」を目指すことを基本方針の1つとして掲げています。
- ・このようなことから、これまでの取組みの結果を踏まえ、新たな基本理念を掲げ、ごみの発生そのものの抑制に取組みつつ、再使用・再生利用を一層徹底し、市民・事業者・市の3者が、それぞれの立場での取組みや、連携した取組みを進めることとします。

### 【基本理念】

**市民・事業者・市の連携により  
資源を有効に活用する循環型都市を目指す**

<sup>27</sup> 循環資源：有価・無価を問わず、廃棄物等のうち、有用（＝再利用等が可能）なもの。

## 5 基本方針及び計画の目標等

### (1) 基本方針

本計画では、次の3つの基本方針に基づいて施策を展開します。

#### 基本方針1 「ごみの減量・資源化と適正処理の推進」

本市のごみ排出実態を踏まえ、引き続き、家庭や事業者に3Rの取組みを促すとともに、食品ロスやプラスチックごみ削減等への課題に対応し、ごみの減量・資源化と適正処理を推進します。

#### 基本方針2 「市民・事業者・市の協働による取組みの推進」

市民・事業者・市がごみ処理に関する情報を相互に発信しあうことで、意識変革や環境教育に努めるとともに、ごみの減量・資源化と適正処理について、市民・事業者・市が共に考え、協働で自然環境や生活環境の保全に取り組みます。

#### 基本方針3 「ごみ処理と資源化の体制整備の推進」

安定的なごみ処理と資源化を行うため、新清掃工場の稼働や新たな清掃工場の建設計画策定を見据え、効率的なごみ処理体制を構築します。また大規模災害発生時に備え、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制を構築します。

図表5-1 市民・事業者・市の役割

市民の役割	事業者の役割	市の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>・使い捨て製品の使用抑制による廃棄物の減量。</li><li>・資源化が容易な商品、再生品、簡易な包装の商品の選択、購入。</li><li>・廃棄物等の分別を行うこと等による、資源物の資源化。</li><li>・集団回収その他資源化を目的とする活動への参加、協力。</li><li>・市のごみ減量・資源化・廃棄物適正処理の推進施策への協力。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・使い捨て製品の使用抑制による廃棄物の減量。</li><li>・分別や再生しやすい商品・製品の開発、修理及び回収体制の確保。</li><li>・製造、加工、販売に際しての、再生品の利用。</li><li>・簡易包装の推進、容器包装の資源化と、市民への適正な容器包装の選択機会の提供。</li><li>・廃棄物等の分別を行うこと等による、資源物の資源化。</li><li>・自らの責任による廃棄物の適正処理。</li><li>・市のごみ減量、資源化、廃棄物適正処理の推進施策への協力。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ごみ減量、資源化、廃棄物適正処理に係る総合的施策の策定及び実施。</li><li>・資源物の収集、廃棄物の分別等による資源化。</li><li>・市民及び事業者への廃棄物の減量及び資源化の推進に関する情報提供、啓発活動。</li><li>・廃棄物の減量及び資源化の推進に関して市民及び事業者が行う、自主的な活動の支援。</li><li>・ごみ処理に係る職員の資質向上、施設の整備と能率的な運営。</li></ul>

## (2) 計画期間

本計画は、当初計画の残期間を計画期間とし、令和4年度から令和10年度までの7年間とします。また、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

計画期間：令和4年度～令和10年度

## (3) 計画目標

本市のごみ処理の状況や国の方針等を踏まえ、計画最終年度（令和10年度）における計画目標値及び数値目標を見直し、市としてごみの減量・資源化を進めるため、図表5-2のとおりとします。

従来の計画目標である「一人1日あたりのごみ排出量」は家庭系・事業系のごみに加え、資源物も含まれた指標であり、結果を施策に直接繋げることが難しい状況でした。そのため、新たな計画指標として、「ごみ」と「資源物」を分け、本市として最終処分まで行う「ごみ総排出量」を設定し、施設計画等にも活用できる指標とします。また、本市の特色としては、民間の回収拠点の充実があげられます。このため、資源物集団回収分や行政によるごみ集積所等での回収分のみを用いた従来の計画目標である「リサイクル率」に代え、民間回収分を含む新たな指標を「資源化率」として計画目標に設定します。なお、数値目標は国が策定した将来目標を参考に、本市の目指すべき目標値を定めました。

図表5-2 計画目標

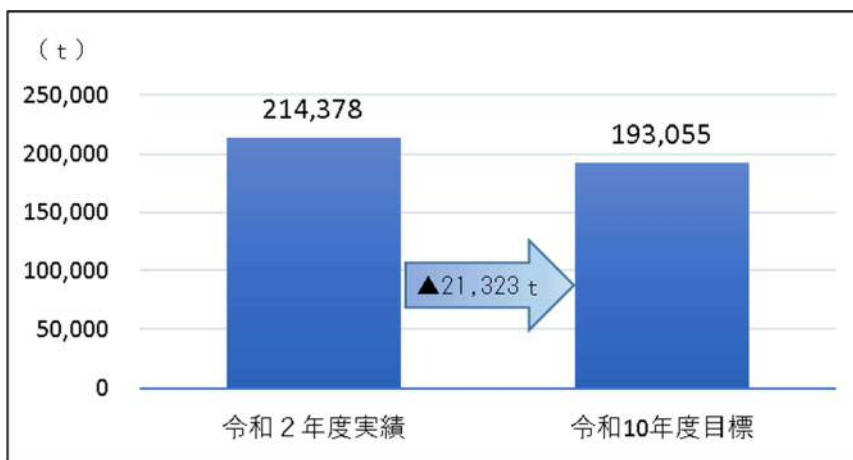
計画目標値	指標説明	令和10年度目標値
ごみ総排出量	「もえるごみ」「もえないごみ」「連絡ごみ」等の総量	193,055 t 以下
資源化率	民間回収分を含めたリサイクル率	30.2%以上
最終処分量	最終処分場に埋め立てるごみの総量	11,583 t 以下

## ア ごみ総排出量

**ごみ総排出量：214,378 t → 193,055 t 以下**  
(令和2年度実績) (令和10年度目標)  
 ※ごみ総排出量：「もえるごみ」「もえないごみ」「連絡ごみ」等の総量

本市で排出されるごみの総量を削減する計画目標値として、令和2年度に214,378 tであったごみ総排出量を、21,323 t削減し、令和10年度までに193,055 t以下に抑制します。

図表5-3 ごみ総排出量



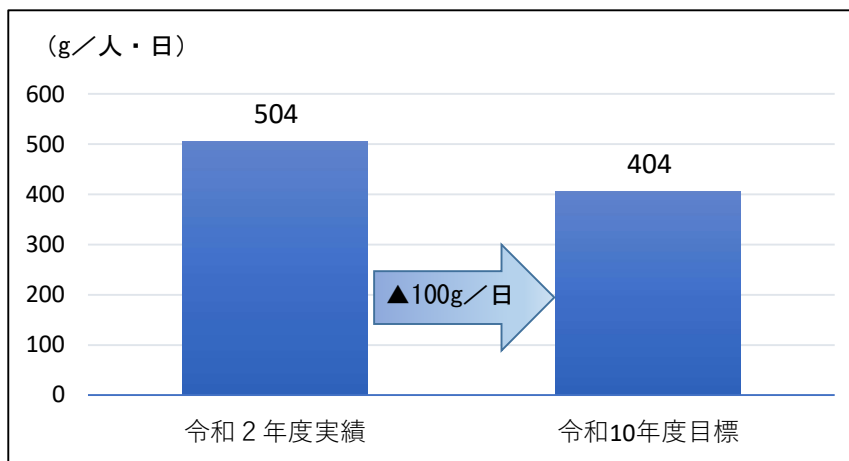
また、計画目標値に対し、具体的な取組みの目標とする「補助指標」を以下のとおり設定します。

### ① 一人1日あたりの家庭系ごみの排出量

国の循環型社会形成推進基本計画にも指標として示され、本市の課題として特に排出量を減らしたい家庭系ごみ（もえるごみ・もえないごみ・連絡ごみの合計）を補助指標に設定します。

**504g/人・日 → 404g/人・日以下**  
(令和2年度実績) (令和10年度目標)

図表5-4 一人1日あたりの家庭系ごみの排出量

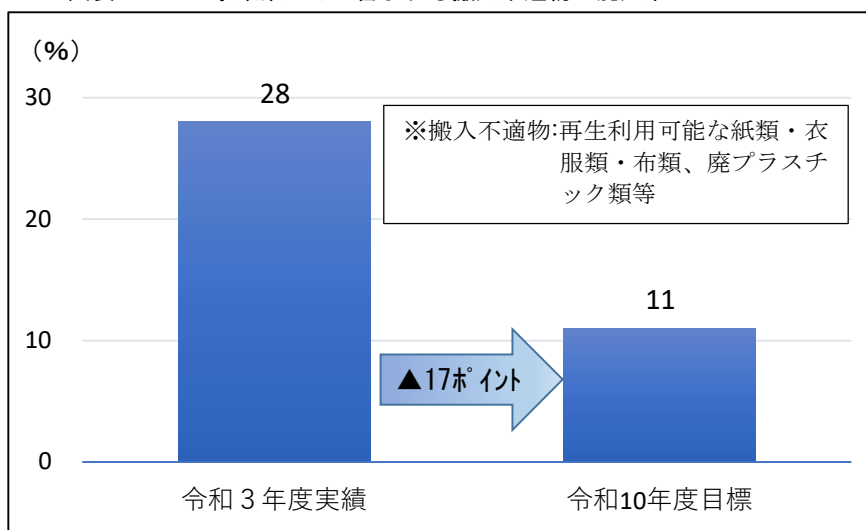


## ② 事業系ごみに含まれる搬入不適物の混入率

事業系ごみの排出量の推移は、市内の景況や産業動態等に大きく影響を受けるため、適正処理に関する取組みの成果として、より実効性のある指標として、「搬入不適合物」の混入率を補助指標に設定します。

**28%** → **11%以下**  
(令和3年度実績) (令和10年度目標)

図表5-5 事業系ごみに含まれる搬入不適物の混入率



※直近のごみ組成調査を行った令和3年度と比較。

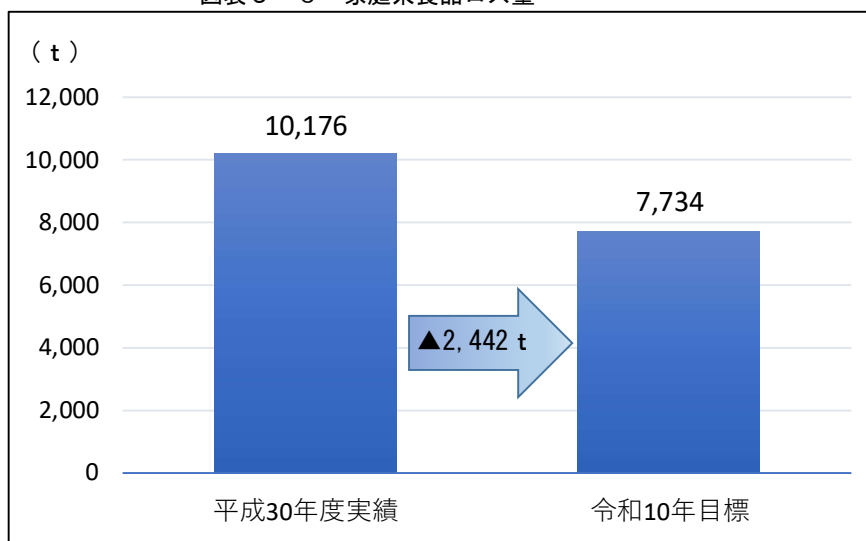
## ③ 家庭系食品ロス量

(ごみ組成調査による「食品ロス」推計量)

「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく食品ロス削減推進計画の目標として、補助指標に設定します。

**10,176 t** → **7,734 t 以下**  
(平成30年度実績) (令和10年度目標)

図表5-6 家庭系食品ロス量



※直近の家庭系食品ロス量推計年度である平成30年度と比較。

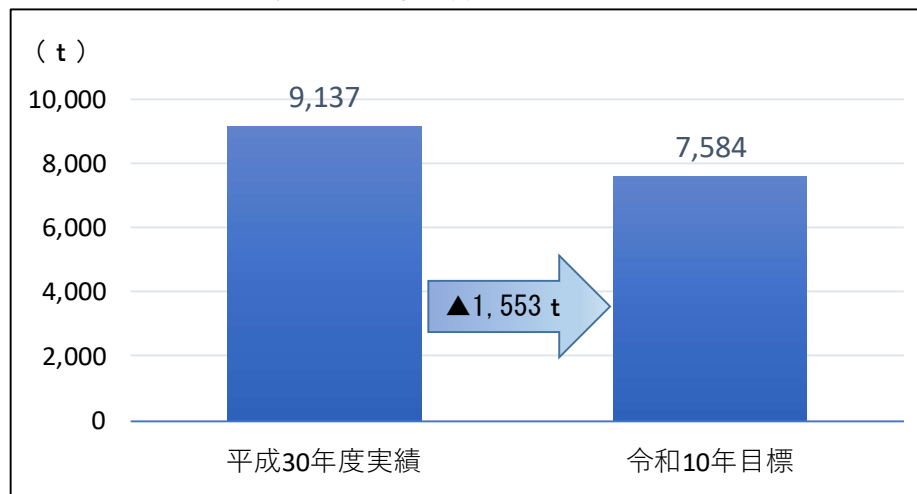
#### ④ 事業系食品ロス量

(ごみ組成調査による「食品ロス」推計量)

「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく食品ロス削減推進計画の目標として、補助指標に設定します。

**9,137 t** → **7,584 t 以下**  
(平成30年度実績) (令和10年度目標)

図表5-7 事業系食品ロス量



※直近の事業系食品ロス量推計年度である平成30年度と比較。

計画目標値に対し、取組みの結果を表す「参考指標」を以下のとおり設定します。

#### ⑤ ごみの処理に係る二酸化炭素排出量

(ごみ焼却量におけるプラスチック類等の含有率による推計量)

ごみ減量や資源化による地球温暖化対策の取組みとして、清掃工場から排出される二酸化炭素量を参考指標に設定します。

※参考 令和元年度のごみの処理に係る二酸化炭素排出量の実績は77,560t

### イ 資源化率

#### 資源化率 (民間回収分を含めたりサイクル率)

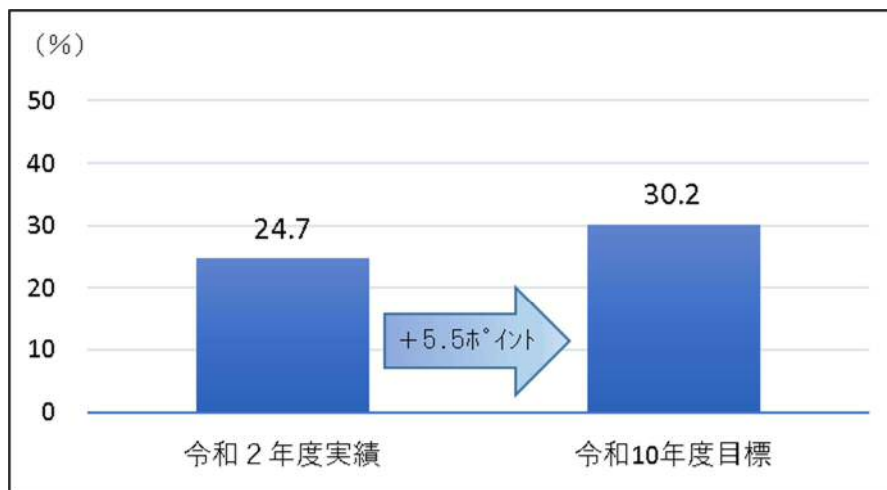
**24.7%** → **30.2%以上**  
(令和2年度実績) (令和10年度目標)

そのままではごみとして処理されてしまう資源物を、積極的に資源化へ誘導することは、ごみの減量施策においても重要です。このため、自治会等による資源物集団回収や民間事業者による資源物回収、行政によるごみ集積所や拠点施設での資源物回収など、官民協働で資源物の回収を促進し、全市一丸となった資源化の取組み

が必要です。

令和2年度に24.7%であった資源化率を5.5ポイント増加させ、令和10年度までに30.2%以上に高めます。

図表5-8 資源化率



また、計画目標値に対し、具体的な取組みの目標とする「補助指標」を次のとおり設定します。

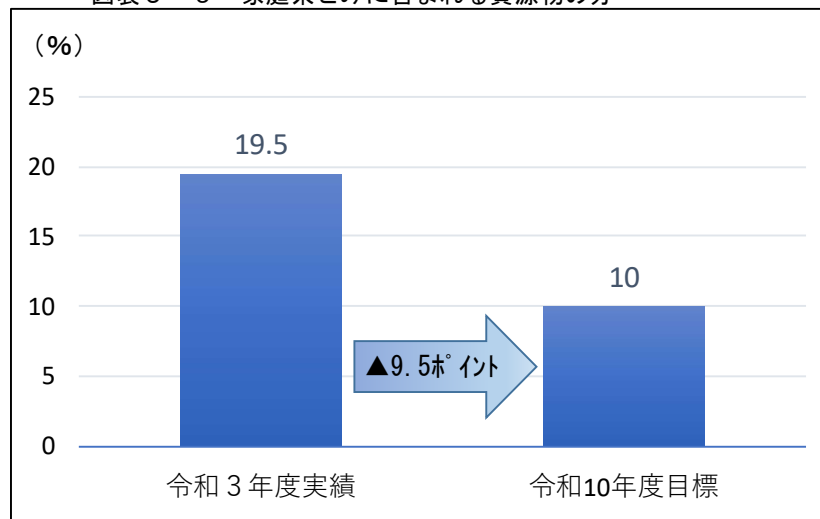
### ① 家庭系ごみに含まれる資源物の割合

(ごみ組成調査による「もえるごみに含まれる資源物の割合」の推計値)

資源物の分別を進める中で、家庭系資源物の分別率向上に取り組むため、補助指標として設定します。令和3年度19.5%であったものを半減させることを目標とします。

19.5% → 10%以下  
(令和3年度実績) (令和10年度目標)

図表5-9 家庭系ごみに含まれる資源物の分



※直近の家庭系の割合算出年度である令和3年度との比較。



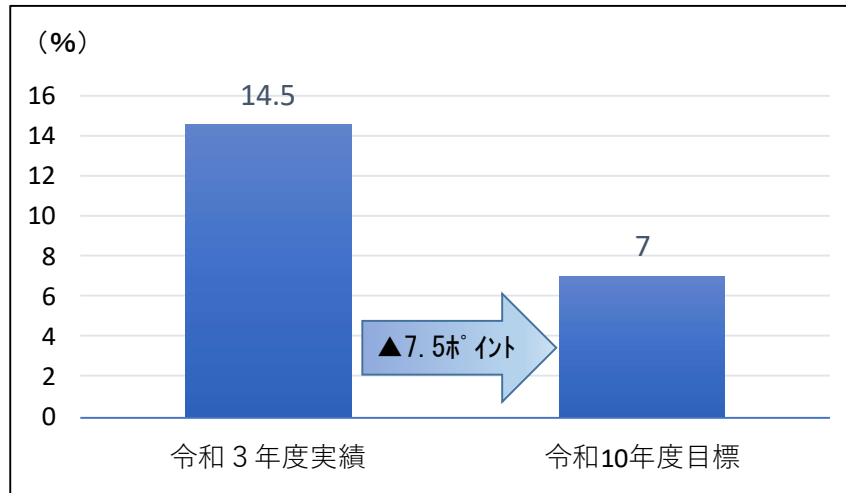
## ② 事業系ごみに含まれる資源物の割合

(ごみ組成調査による「もえるごみに含まれる資源物の割合」の推計値)

資源物の分別を進める中で、事業系資源物の分別率向上に取り組むため、補助指標として設定します。令和3年度 14.5%であったものを半減させることを目標とします。

14.5% → 7%以下  
(令和3年度実績) (令和10年度目標)

図表5-10 事業系ごみに含まれる資源物の分



※直近の事業系の割合算出年度である令和3年度との比較。

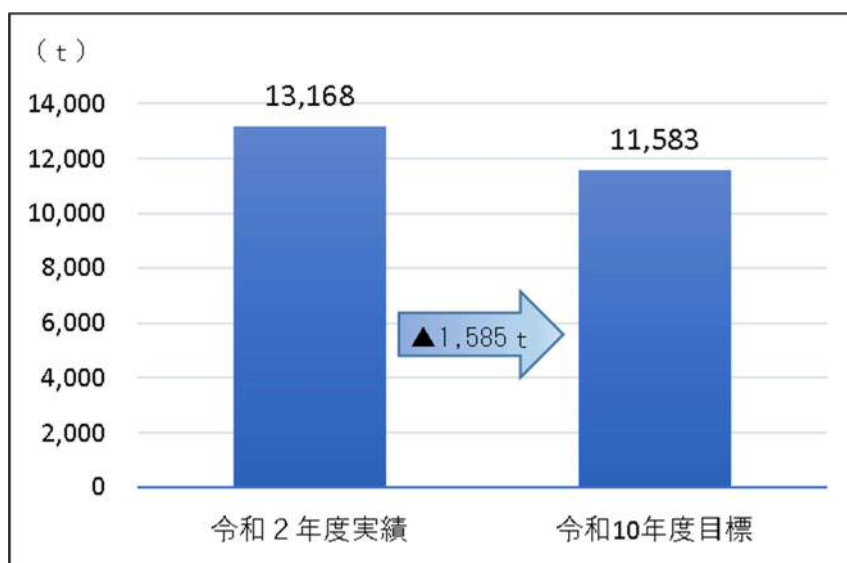
## ウ 最終処分量

**最終処分量： 13,168 t** → **11,583 t 以下**  
(令和2年度実績) (令和10年度目標)

「最終処分量」は、市が持続的にごみ処理を行う中で必ず必要となる最終処分場の維持に関する指標であるため、引き続き指標として設定します。

計画目標値として、令和2年度に13,168 tであった最終処分量を1,585 t削減し、令和10年度までに11,583 t以下に抑制します。

図表5-11 最終処分量



また、計画目標値に対し、取り組みの結果を表す「参考指標」を以下のとおりとします。

### ① 最終処分場の残余年数

最終処分場の状況がわかる指標として、本市の主な最終処分場である平和最終処分場の残余年数を参考指標として設定します。

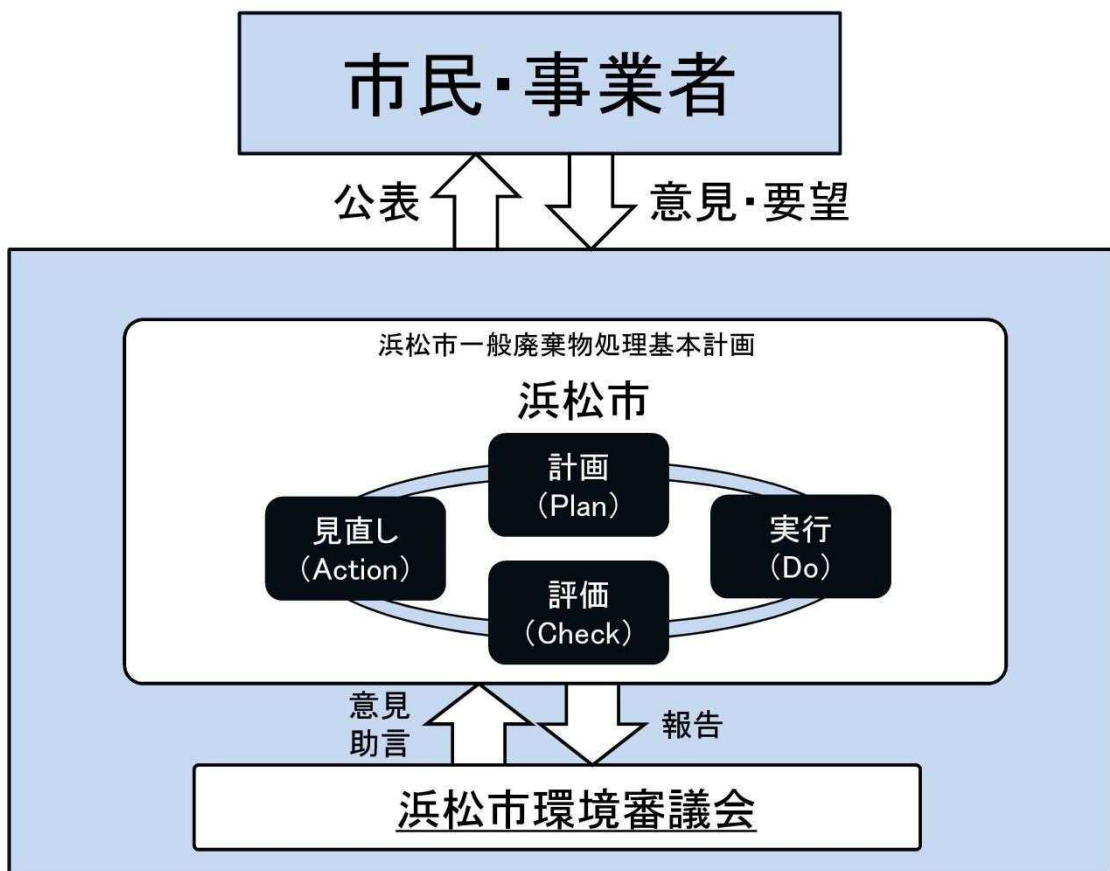
※参考 令和2年度末時点では残余年数は約20年

#### (4) 計画の進行管理

本計画で示した基本理念である「市民・事業者・市の連携により資源を有効に活用する循環型都市を目指す」を実現するためには、施策を着実に推進する必要があります。

本計画の目標達成に向けた進捗状況は、浜松市環境審議会<sup>28</sup>へ毎年報告し、今後の計画の推進にあたっての意見や助言を求めます。また、市ホームページ等で進捗状況を公開し、市民へお知らせします。

図表 5-12 計画の進行管理



<sup>28</sup> 浜松市環境審議会：環境基本法に基づき、浜松市の環境の保全および創造に関する基本的事項について、調査審議するために設置された組織。

## 6 施策体系

### 【基本理念】

市民・事業者・市の連携により  
資源を有効に活用する循環型都市を目指す

### 基本方針 1 「ごみの減量・資源化と適正処理の推進」

- 1-1 家庭系ごみの減量の推進
- 1-2 家庭系ごみの資源化の推進
- 1-3 事業系ごみの減量・資源化の推進
- 1-4 ごみの適正処理の推進



### 基本方針 2 「市民・事業者・市の協働による取組みの推進」

- 2-1 人材育成及び環境教育の推進
- 2-2 市民との協働の推進
- 2-3 事業者との協働の推進



### 基本方針 3 「ごみ処理と資源化の体制整備の推進」

- 3-1 安定的な体制整備の推進
- 3-2 効率的な体制整備の推進
- 3-3 災害時の体制整備の推進



## 7 個別施策

### 基本方針1 「ごみの減量・資源化と適正処理の推進」

#### (1) 家庭系ごみの減量の推進

- ・家庭系ごみの減量を推進するための新たな取組みを検討・実施します。
- ・ごみ減量施策の一つとして家庭ごみ有料化の導入について検討していきます。
- ・食品ロスを減らすための啓発や対策の充実を検討・実施します。
- ・生ごみの減量を推進するため、現在の取組みに加え、市民がライフスタイルに合わせた生ごみの減量を可能とする、効果的な施策を検討・実施します。
- ・リユースの取組みを促進させるため、市民のリユースに繋がる取組みを支援します。

#### (2) 家庭系ごみの資源化の推進

- ・リサイクルを推進するため、新たな資源化品目の調査・検討を行います。
- ・紙類の分別徹底を推進するため、雑がみの分別啓発と効率的な回収方法の検討を行います。
- ・市民の資源化の取組みを支援するために、行政の資源物回収拠点の整備や拡充を検討します。また、民間の資源物回収拠点情報についても収集し、市民に向けて広く発信します。
- ・生ごみの減量をより進めるため、事業系生ごみのバイオマス事業が安定的に事業運営できた後には、家庭系生ごみの分別収集・バイオマス事業の検討を行います。
- ・プラスチック資源の循環を推進するため、**プラスチック資源の分別収集に係る制度内容について**、情報収集と本市においての実施を検討します。

#### (3) 事業系ごみの減量・資源化の推進

- ・ごみの減量・資源化を推進するため、事業者への指導體制を強化します。
- ・事業系ごみのうち生ごみの資源化を促進するため、生ごみのバイオマス事業を推進します。

#### (4) ごみの適正処理の推進

- ・分別排出を指導・徹底するため、指導體制を検討し充実を図ります。
- ・自治会による集積所の管理が充実するよう、自治会への支援を行います。
- ・ごみの不法投棄等を防止するための対策を強化します。

## 基本方針2 「市民・事業者・市の協働による取組みの推進」

### (1) 人材育成及び環境教育の推進

- ・ごみの減量・資源化に資する人材を育成し、様々な啓発活動や出前講座を実施することで、環境教育を充実します。
- ・年代や性別などを超え、幅広く市民にごみ減量・資源化について啓発するため、説明会やチラシ配布等の現在の手法に加え、SNS等活用した情報発信等の強化を検討・実施します。

### (2) 市民との協働の推進

- ・若年層のごみ減量の取組みを促進させるため、大学生との協働事業等を検討・実施します。
- ・地域環境美化活動をより充実させるため、環境美化推進員への支援を強化します。

### (3) 事業者との協働の推進

- ・事業者との取組みを強化するため、食品ロス対策・脱プラスチック推進をはじめとした連携強化や情報共有の場を充実させます。

## 基本方針3 「ごみ処理と資源化の体制整備の推進」

### (1) 安定的な体制整備の推進

- ・持続可能なごみ処理体制を維持するため、計画的に清掃工場を整備し、安定的に稼働させます。
- ・ごみ処理施設の安定稼働のため、県及び周辺市町と持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化に関する検討及び情報収集を行います。
- ・ごみ処理施設の安定稼働のため、リチウムイオン電池などの処理体制について研究します。
- ・地域の公衆衛生向上のため、安定的な収集体制を維持・構築します。
- ・(再掲) 市民の資源化の取組みを支援するために、行政の資源物回収拠点の整備や拡充を検討します。また、民間の資源物回収拠点情報についても収集し、市民に向けて広く発信します。
- ・資源化ループを充実させるため、資源化事業者への支援策を検討・実施します。

### (2) 効率的な体制整備の推進

- ・今後、より厳しさを増す財政状況の中で、必要なごみ処理体制を維持するため、安定的な処理に加え、民間活力の導入を含めた効率的なごみ処理体制の検討を行います。

- ・最終処分場について、効率的な利活用を行うとともに、将来的な在り方を整理します。
- ・令和6年度から清掃工場が市内南北に2拠点となるため、搬入地区割を見直すなど効率的な体制を構築します。

### **(3) 災害時の体制整備の推進**

- ・災害時の初動体制や、ごみ処理体制を万全なものとするため、社会状況の変化に即して、適宜、災害廃棄物処理計画やマニュアルの見直しを行うとともに、訓練の実施や職員の研修体制の充実を図ります。
- ・平時から関係機関・団体との災害対応に関する意見交換等を行い、災害時の連携を強化します。

## 基本方針1「ごみの減量・資源化と適正処理の推進」

### (1) 家庭系ごみの減量の推進

個別施策	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
家庭系ごみの減量を推進するための新たな取組みを検討・実施します。	調査・検討 ※調査検討で実施可能と判断した場合、開始時を決定し実施						
ごみ減量施策の一つとして家庭ごみ有料化の導入について検討していきます。	調査・検討 ※調査検討で実施可能と判断した場合、開始時を決定し実施						
食品ロスを減らすための啓発や対策の充実を検討・実施します。	調査・検討	実施					
生ごみの減量を推進するため、現在の取組みに加え、市民がライフスタイルに合わせた生ごみの減量を可能とする、効果的な施策を検討・実施します。	調査・検討	実施					
リユースの取組みを促進させるため、市民のリユースに繋がる取組みを支援します。	調査・検討	実施					

### (2) 家庭系ごみの資源化の推進

個別施策	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
リサイクルを推進するため、新たな資源化品目の調査・検討を行います。	調査・検討 ※調査検討で実施可能と判断した場合、開始時を決定し実施						
紙類の分別徹底を推進するため、雑がみの分別啓発と効率的な回収方法の検討を行います。	調査・検討 ※調査検討で実施可能と判断した場合、開始時を決定し実施						
市民の資源化の取組みを支援するために、行政の資源物回収拠点の整備や拡充を検討します。また、民間の資源物回収拠点情報についても収集し、市民に向けて広く発信します。	調査・検討	実施					
生ごみの減量をより進めるため、事業系バイオマス事業が安定的に事業運営できた後には、家庭系生ごみの分別収集・バイオマス事業の検討を行います。	調査・検討 ※調査検討で実施可能と判断した場合、開始時を決定し実施						
プラスチック資源の循環を推進するため、 <b>プラスチック資源の分別収集に係る制度内容について</b> 、情報収集と本市においての実施を検討します。	調査・検討 ※調査検討で実施可能と判断した場合、開始時を決定し実施						

### (3) 事業系ごみの減量・資源化・適正処理の推進

個別施策	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
ごみの減量・資源化を推進するため、事業者への指導体制を強化します。	実施 ※調査検討で実施可能と判断した場合、開始時を決定し実施						
事業系ごみのうち生ごみの資源化を促進するため、生ごみのバイオマス事業を推進します。	調査・検討	実施					

### (4) ごみの適正処理の推進

具体的施策	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
分別排出を指導・徹底するため、指導体制を検討し充実を図ります。	調査・検討 ※調査検討で実施可能と判断した場合、開始時を決定し実施						
自治会による集積所の管理が充実するよう、自治会への支援を行います。	調査・検討 ※調査検討で実施可能と判断した場合、開始時を決定し実施						
ごみの不法投棄等を防止するための対策を強化します。	実施						



**基本方針2 「市民・事業者・市の協働による取組の推進」**

**(1) 人材育成及び環境教育の推進**

個別施策	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
ごみの減量・資源化に資する人材を育成し、様々な啓発活動や出前講座を実施することで、環境教育を充実します。	← 実施 →						
年代や性別などを超え、幅広く市民にごみ減量・資源化について啓発するため、説明会やチラシ配布等の現在の手法に加え、SNS等活用した情報発信等の強化を検討・実施します。	← 実施 →						

**(2) 市民との協働の推進**

個別施策	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
若年層のごみ減量の取組みを促進させるため、大学生との協働事業等を検討・実施します。	← 調査・検討 →		← 実施 →				
地域環境美化活動をより充実させるため、環境美化推進員への支援を強化します。	← 実施 →						

**(3) 事業者との協働の推進**

個別施策	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業者との取組みを強化するため、食品ロス対策・脱プラスチック推進をはじめとした連携強化や情報共有の場を充実させます。	← 実施 →						

**基本方針3 「ごみ処理と資源化の体制整備の推進」**

**(1) 安定的な体制整備の推進**

個別施策	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
持続可能なごみ処理体制を維持するため、計画的に清掃工場を整備し、安定的に稼働させます。	← 実施 →						
ごみ処理施設の安定稼働のため、県及び周辺市町と持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化に関する検討及び情報収集を行います。	← 検討・情報収集 →						
ごみ処理施設の安定稼働のため、リチウムイオン電池などの処理体制について研究します。	← 実施 →						
地域の公衆衛生向上のため、安定的な収集体制を維持・構築します。	← 実施 →						
(再掲)市民の資源化の取組みを支援するために、行政の資源物回収拠点の整備や拡充を検討します。また、民間の資源物回収拠点情報についても収集し、市民に向けて広く発信します。	← 調査・検討 →	← 実施 →					
資源化ループを充実させるため、資源化事業者への支援策を検討・実施します。	← 調査・検討 →		← 実施 →				

**(2) 効率的な体制整備の推進**

個別施策	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
今後、より厳しさを増す財政状況の中で、必要なごみ処理体制を維持するため、安定的な処理に加え、民間活力の導入を含めた効率的なごみ処理体制の検討を行います。	← 調査・検討 →		← 実施 →				
最終処分場について、効率的な利活用を行うとともに、将来的な在り方を整理します。	← 実施 →						
令和6年度から清掃工場が市内南北に2拠点となるため、搬入地区割を見直すなど効率的な体制を構築します。	← 調査・検討 →		← 実施 →				

**(3) 災害時の体制整備の推進**

個別施策	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
災害時の初動体制や、ごみ処理体制を万全なものとするため、社会状況の変化に即して、適宜、災害廃棄物処理計画やマニュアルの見直しを行うとともに、訓練の実施や職員の研修体制の充実を図ります。	← 実施 →						
平時から関係機関・団体との災害対応に関する意見交換等を行い、災害時の連携を強化します。	← 実施 →						

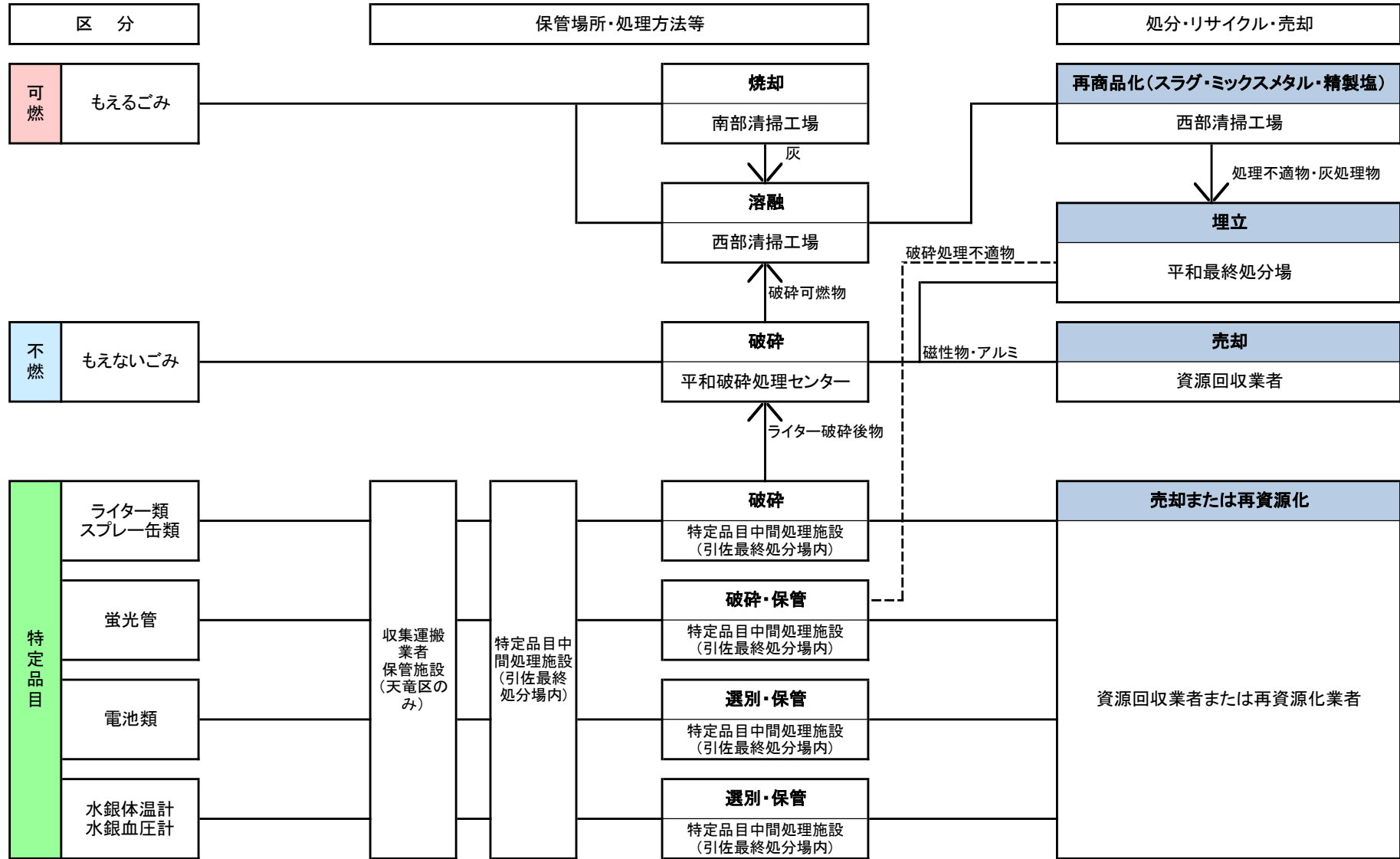
## (資料編)

1	ごみ分別処理フロー	1
2	ごみ量の将来推計値(現状の施策を継続実施した場合)	3
3	施設整備計画	5
4	家庭ごみ有料化に関すること(答申) <sup>※</sup>	6

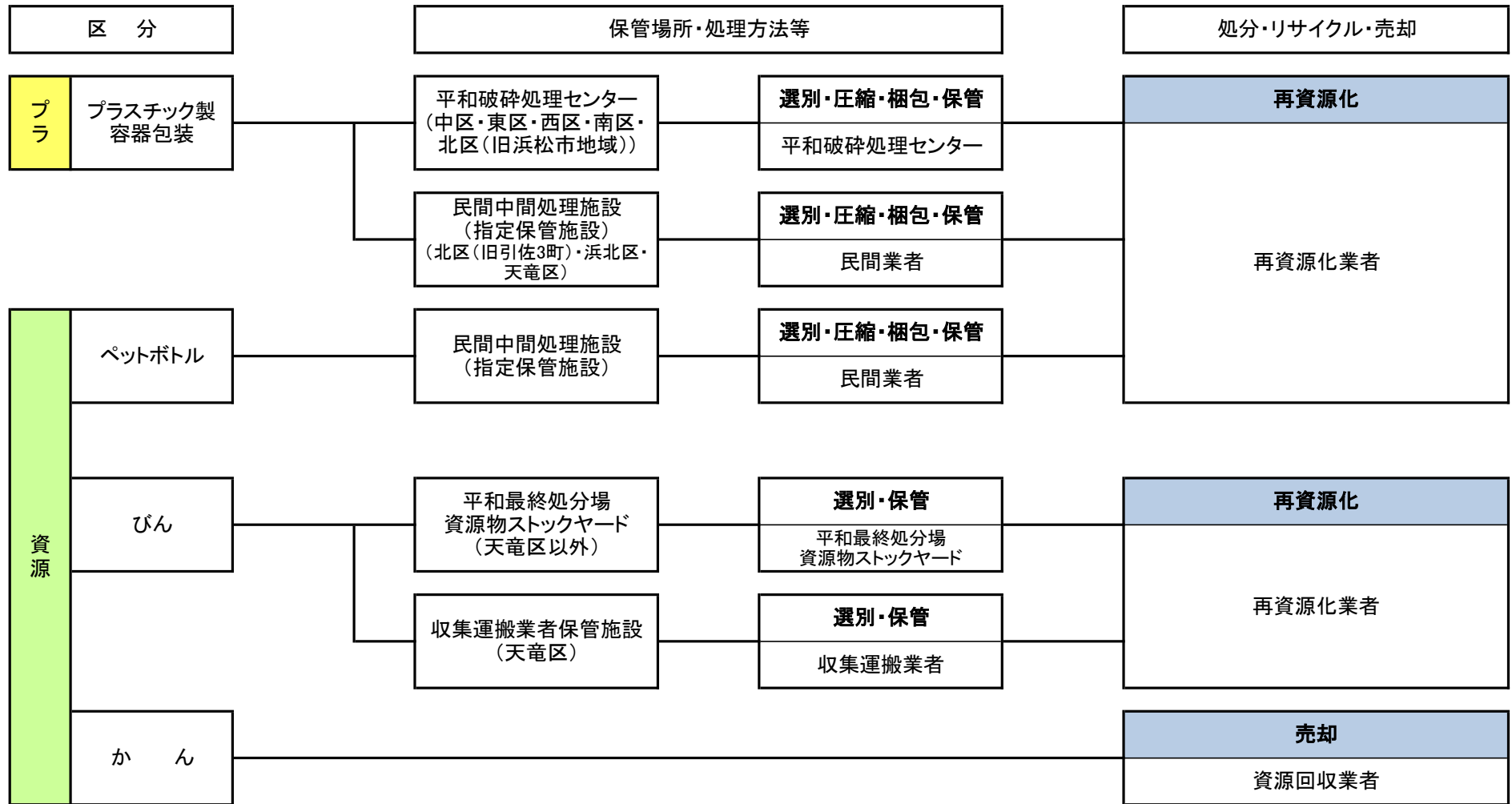
※本編P.38 「7 個別施策／基本方針1『ごみの減量・資源化と適正処理の推進』  
／(1) 家庭系ごみの減量の推進」の関連資料

# 1 ごみ分別処理フロー

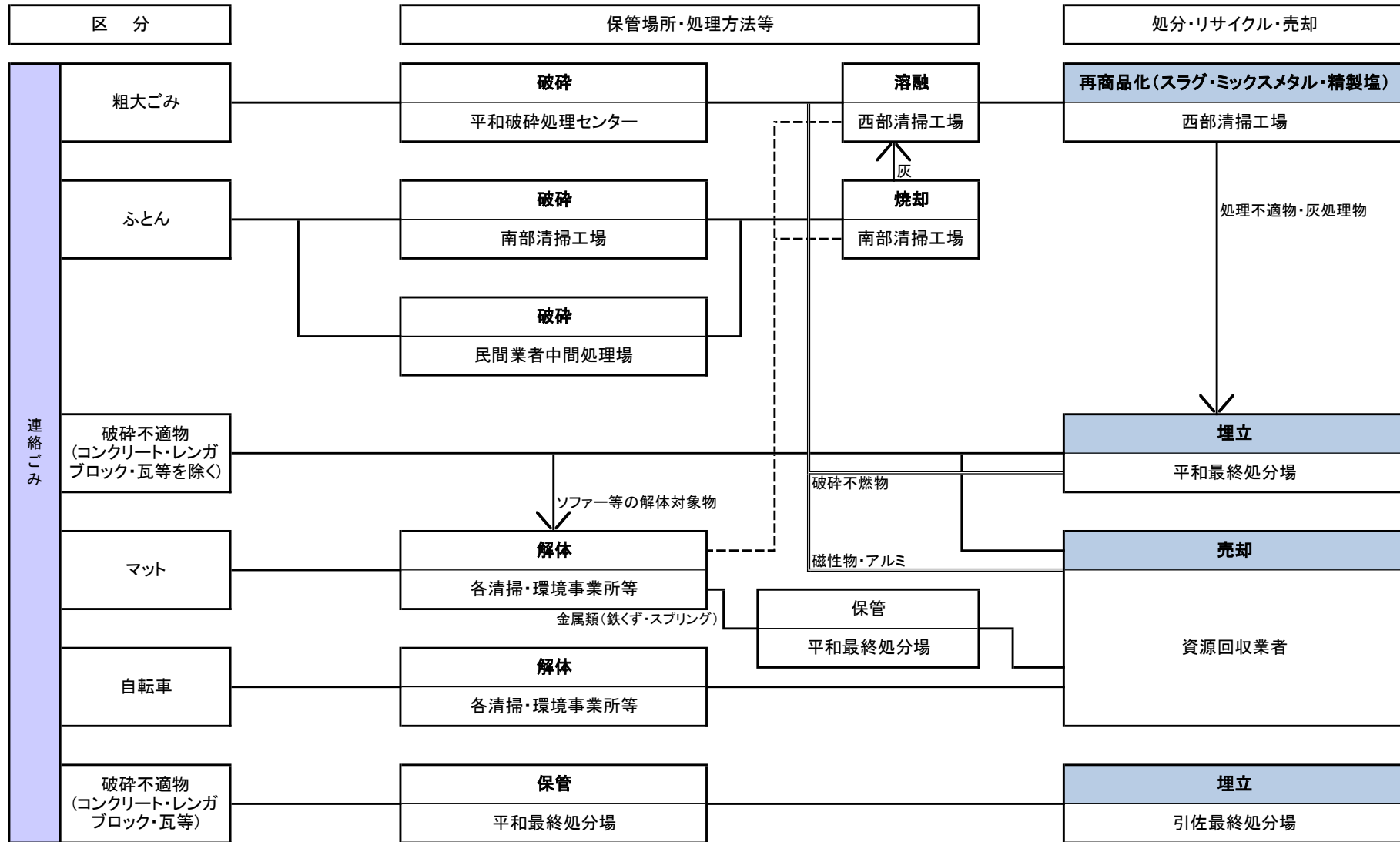
【もえるごみ・もえないごみ・特定品目】(令和3年度現在)



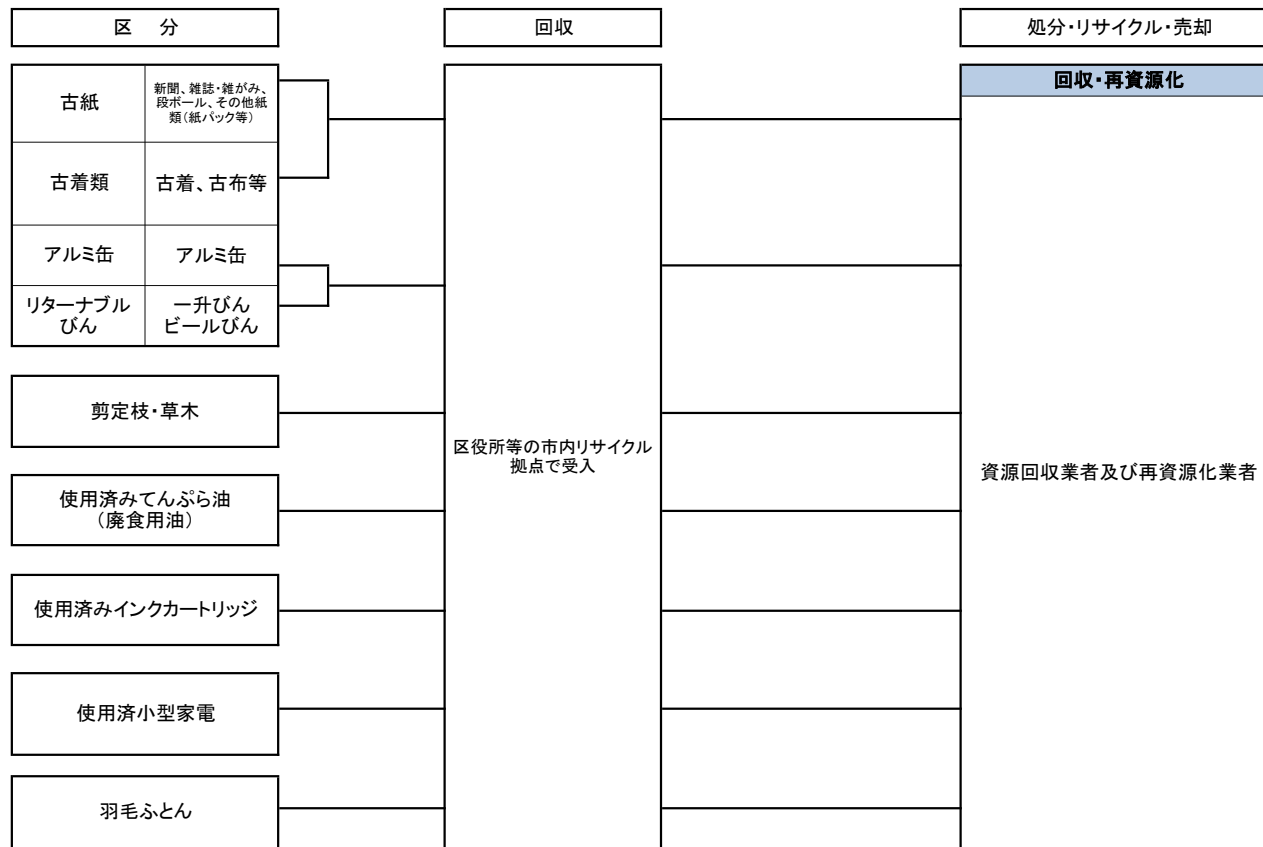
【プラスチック製容器包装・ペットボトル・びん・かん】(令和3年度現在)



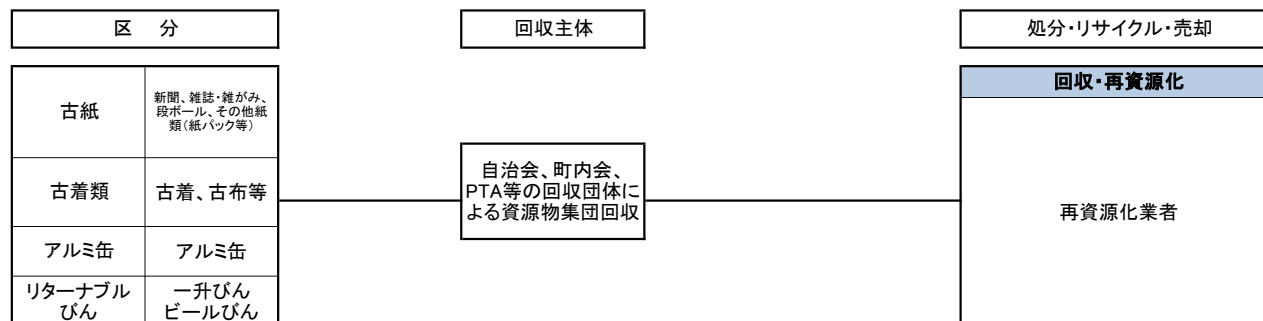
【連絡ごみ】(令和3年度現在)



【拠点回収品目】(令和3年度現在)



【資源物集団回収】(令和3年度)







・ 1人1日あたりのごみ排出量	単位	実績										推計									
	-	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
一人1日あたりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	490.8	500.3	517.5	488.3	491.7	497.6	490.3	487.2	497.6	495.0	503.6	494.3	494.4	494.4	494.4	494.3	494.3	494.2	494.1	
一人1日あたりの排出量	g/人・日	942.1	948.0	966.9	897.7	890.1	889.0	878.6	872.7	878.6	863.8	831.6	856.4	852.1	848.0	843.9	840.1	836.3	832.7	829.2	

・ 処理量等		単位	実績										推計									
		-	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
焼却・溶融量	焼却・溶融量	t/年	237,642.1	245,421.7	252,024.3	240,211.4	237,765.6	239,258.4	237,425.1	235,980.1	237,201.6	234,320.2	226,094.4	230,468.3	228,078.0	226,313.8	223,321.1	220,955.2	219,196.1	218,038.4	215,694.9	
資源化量	資源物量+再資源化量	t/年	59,552.6	58,376.0	57,123.5	57,152.2	53,765.0	51,698.1	49,224.8	49,257.0	48,655.2	47,436.0	44,005.0	43,623.7	42,489.6	41,518.3	40,367.4	39,403.7	38,573.4	37,913.8	37,085.0	
最終処分量	最終処分量×収集量	t/年	21,740.2	18,703.8	16,167.2	12,726.6	12,120.6	11,780.5	11,836.1	12,173.2	12,811.7	13,225.8	13,167.6	11,582.6	11,448.5	11,347.0	11,184.8	11,054.9	10,956.7	10,889.1	10,762.8	
リサイクル率	(資源物量+再資源化量)/総排出量	%	21.1%	20.6%	19.8%	21.5%	20.4%	19.6%	19.0%	19.2%	18.8%	18.7%	18.1%	17.6%	17.3%	17.1%	16.9%	16.7%	16.5%	16.3%	16.2%	
最終処分率	最終処分量/収集量	%	8.3%	7.1%	6.0%	5.1%	4.9%	4.7%	4.8%	5.0%	5.2%	5.5%	5.6%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	

※前提条件

- ごみ量の将来推計値は、以下の条件のもと算出した。
- 平成22年度から令和2年度までは実績値、令和3年度から令和10年度までは推計値を記載してある。
- 令和元年度現在のごみ減量施策を継続実施した場合の推計値である。
- 人口は、「浜松市“やらまいか”人口ビジョン」（令和2年度改定版）に基づく本市の将来人口推計を用いた。
- 令和元年度までのごみ・資源物量の実績を基に、一般にトレンド法といわれる傾向や変動を数式化した推計式により算出した。
- このため、新型コロナウイルス感染症のごみ排出量への影響は考慮していない。

### 3 施設整備計画

#### (1) 焼却・熔融施設

施設名称	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	備考
南部清掃工場	→		R6.3休止					新清掃工場稼働後休止
西部清掃工場	→							R11.3休止
新清掃工場	→ 建設工事		R6.4稼働	→				PFI事業(運営)契約期間:R26.3まで
西部清掃工場(更新)	→ 基本計画・生活環境影響調査等			→ 設計・建設工事				R11.4稼働予定

#### (2) 破碎・保管施設

施設名称	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	備考
平和破碎処理センター	→		R6.3休止					新破碎処理センター稼働後休止
新破碎処理センター	→ 建設工事		R6.4稼働	→				PFI事業(運営)契約期間:R26.3まで
引佐中間処理施設(特定品目破碎、選別施設)	→		R6.3休止					新破碎処理センター稼働後休止
南部清掃工場(布団破碎設備)	→		R6.3休止					新破碎処理センター稼働後休止
平和最終処分場(資源物ストックヤード)	→		R6.3休止					新破碎処理センター稼働後休止

#### (3) 埋立処分場

施設名称	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	備考
平和最終処分場(第2期)	→							埋立継続中
浜北環境センター								R3.12現在、埋立期間について調整中
舞阪吹上第2廃棄物最終処分場	→							埋立継続中
引佐最終処分場	→							埋立継続中



令和3年10月12日

浜松市長 鈴木康友 様

浜松市環境審議会

会長 田中 浩之

家庭ごみ有料化に関すること（答申）

令和2年7月20日付け浜環ご第77号により諮問のあった「家庭ごみ有料化に関すること」について、当審議会は専門部会である「ごみ減量推進部会」にて、約1年間、真摯に議論を重ねてきました。

ごみの減量は、気候変動対策に向けたCO<sub>2</sub>削減、資源の枯渇など地球規模の課題と深く関連する大変重要なテーマです。浜松市では、これまで「ごみ減量天下取り大作戦」をはじめとした様々なごみ減量施策を展開し、一定の効果をあげてきましたが、更なるごみ減量の取組みが必要です。

こうした中、ごみ減量推進部会にて、他政令指定都市等の家庭ごみ有料化の先行事例を調査したところ、いずれの都市も高い減量効果が認められることが確認され、家庭ごみの有料化が、市民の環境に配慮する意識変化や行動変容に繋がっていることが推察されました。

市が、引き続き環境負荷の低減に向けて、様々なごみの減量施策の推進に取り組む必要がある中で、家庭ごみ有料化は有効な施策の一つであると考えられます。

なお、家庭ごみ有料化は、市民の日常生活に大きな影響を与える施策であり、実施する場合には、社会及び経済情勢などを十分に考慮するとともに、下記の事項にも十分配慮してください。

記

- 1 実施に向けては、ごみ減量の重要性や、ごみ減量推進のために必要な取組みであることを、市民に十分説明するとともに、新たな制度に対する混乱を招かないよう周知を図ること。
- 2 家庭ごみ有料化の対象品目は、ごみの減量及び資源化の促進の観点から決定されること。
- 3 家庭ごみ有料化を実施する場合は、市民に分かりやすく、手間のかからない方法で実施されること。
- 4 手数料の額は、期待される減量効果、市民への負担、家庭ごみ有料化実施都市の実績等を総合的に考慮して決定されること。
- 5 個々の努力での減量が難しい品目については、市民にとって過度な負担とならないように一定の配慮をすること。
- 6 手数料収入は、ごみ減量へのモチベーションが働くよう、できるだけ市民に見える形で、ごみの減量及び資源化に資する事業を始めとする環境行政分野に活用されること。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 浜松市一般廃棄物処理基本計画 『生活排水処理基本計画編（改定版）』

（修正案）

令和4年●月改定



## 目次

1	計画改定の考え方	1
(1)	計画の目的及び改定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	2
2	本市を取り巻く状況及び生活排水処理の現状と課題	3
(1)	本市を取り巻く状況	3
(2)	生活排水処理の現状	5
(3)	水質の状況	15
3	生活排水処理の検証	17
(1)	目標達成状況	17
(2)	当初計画における行動計画の進捗状況	18
(3)	生活排水処理に係る課題	20
4	基本方針等	21
(1)	基本理念	21
(2)	基本方針	21
(3)	市民、事業者、市それぞれの役割	21
(4)	達成目標等	22
(5)	計画の進行管理	25
5	施策の展開と具体的行動	26
基本方針1	水環境改善のための目的意識の向上	27
基本方針2	生活排水による水環境への負荷低減	28
基本方針3	くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理体制の継続	29

# 1 計画改定の考え方

## (1) 計画の目的及び改定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項」に基づき、生活環境の保全、公衆衛生の向上、循環型社会<sup>1</sup>の形成を図りつつ、一般廃棄物<sup>2</sup>の適正な処理を行うため、市が区域内の処理計画を中長期的な視点から策定する計画で、ごみ処理基本計画と生活排水<sup>3</sup>処理基本計画とで構成されています。

浜松市では、平成 26 年 3 月に、平成 26 年度から令和 10 年度までの本市の生活排水処理行政の方向性を示す浜松市一般廃棄物処理基本計画「生活排水処理基本計画編」(以下「当初計画」という。)を策定し、生活環境の保全、公衆衛生の向上を目指してきました。

当初計画策定以後、国際的には「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、本市においても上位計画である「第 2 次浜松市環境基本計画」の改定を行うなど、当初計画策定時から廃棄物行政を取り巻く社会情勢は大きく変化してきました。

また、当初計画の中間目標年度である平成 30 年度を経過し、各施策の実施において生じた課題への対応も必要となっています。

これらの社会状況や課題を踏まえ、当初計画の見直しを行い、浜松市一般廃棄物処理基本計画「生活排水処理基本計画編(改定版)」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

---

<sup>1</sup> **循環型社会**：大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に替わるものとして、資源・エネルギーを循環的に利用する社会形成を目指した概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等になることを抑制すること、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用すること、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が出来る限り低減された社会」としている。

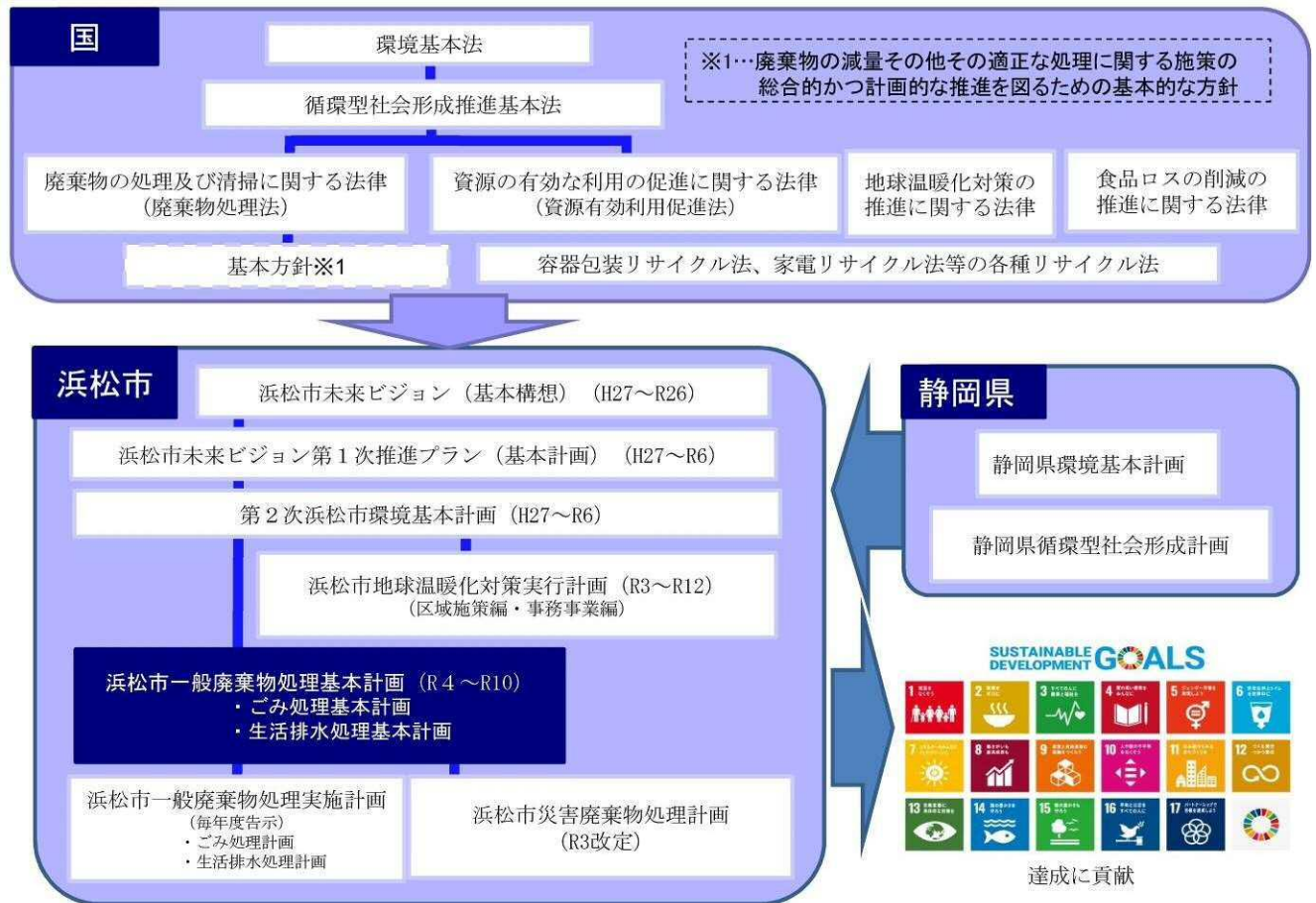
<sup>2</sup> **一般廃棄物**：産業廃棄物以外の廃棄物をいい、一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水(し尿・生活雑排水)」に分類される。

<sup>3</sup> **生活排水**：生活雑排水とし尿あるいは水洗便所排水を合わせたものをいいます。

## (2) 計画の位置付け

本市の総合計画である「浜松市未来ビジョン」やその個別計画である「第2次浜松市環境基本計画」を上位計画とし、関連する計画と整合性を図りつつ策定します(図表1-1)。

図表1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け



## 2 本市を取り巻く状況及び生活排水処理の現状と課題

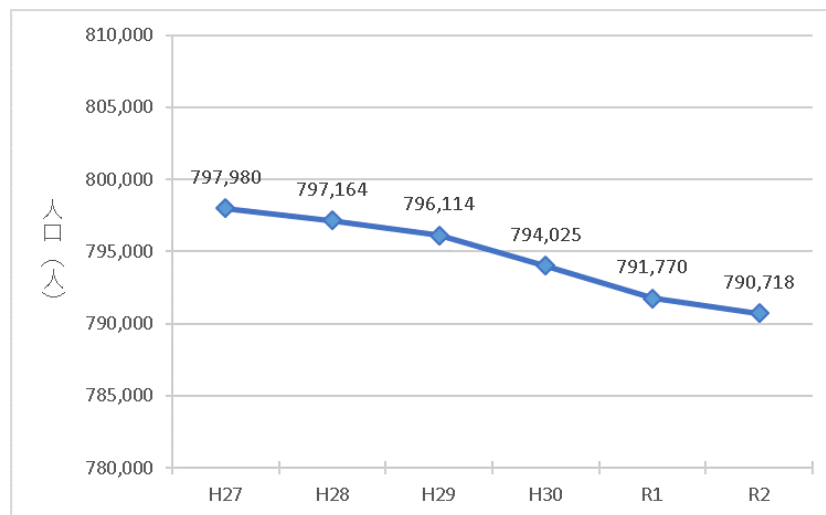
### (1) 本市を取り巻く状況

本市は人口約 80 万人、面積は 1,558 平方キロメートルで、静岡県最多の人口と最大の面積を有する都市です。

令和 2 年国勢調査結果によれば、10 月 1 日現在の本市の人口は、79 万 718 人となっており、平成 17 年以降、減少が続いています。平成 27 年から平成 29 年にかけては、年間約 1 千人の減少でしたが、平成 29 年から令和元年にかけては、年間約 2 千人の減少となっており、減少幅は拡大しています（図表 2-1）。

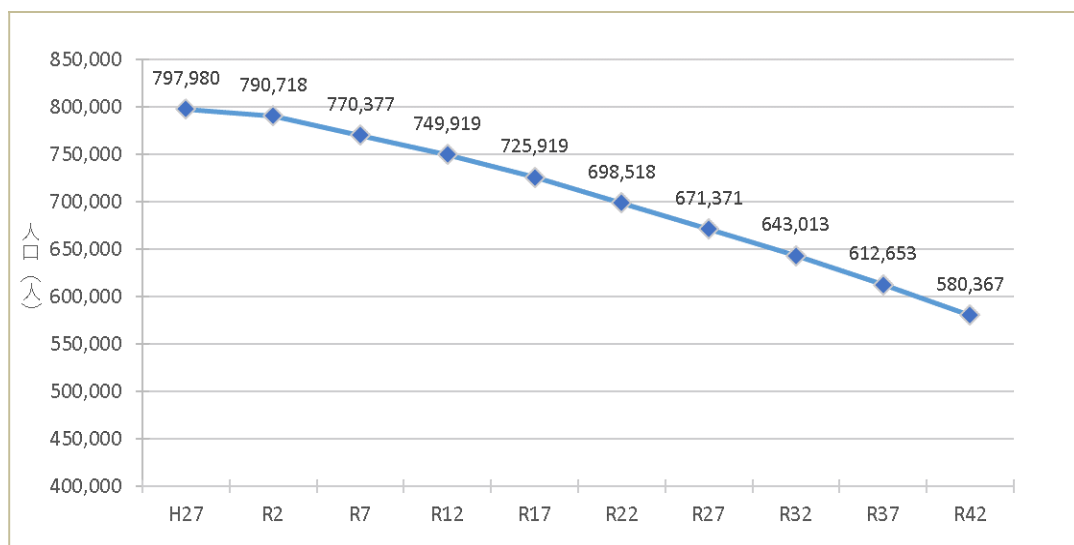
本市の将来人口推計によると、現在のままの出生率や移動率が継続すれば、引き続き人口減少が進むと想定され、令和 12 年には約 75 万人に減少すると推計されます（図表 2-2）。

図表 2-1 近年の総人口の推移



(出典) 浜松市”やらまいか”人口ビジョン(令和 2 年改訂版)及び令和 2 年浜松市の人口《国勢調査結果》を基に作成

図表 2-2 将来推計人口(総人口)



(出典) 浜松市”やらまいか”人口ビジョン(令和 2 年改訂版)及び令和 2 年浜松市の人口《国勢調査結果》を基に作成 ※令和 2 年までは実績値を表記



また、令和2年国勢調査結果によれば、世帯数は、10月1日現在32万749世帯です。本市の将来世帯推計によると、令和12年には32万7千世帯に増加する見込みです(図表2-3)。世帯主を年齢階層別に見ると、64歳以下の世帯は減少し、65歳以上の世帯が増加する見込みです(図表2-4)。さらにその内訳を見ると、65歳以上の単独世帯は令和12年には平成27年の1.6倍に増加し(図表2-5)、平成27年には総世帯数に占める高齢者単独世帯数は9%程度であったものが、令和12年には14%程度に上昇すると推計されます。

図表2-3 総世帯数の推計

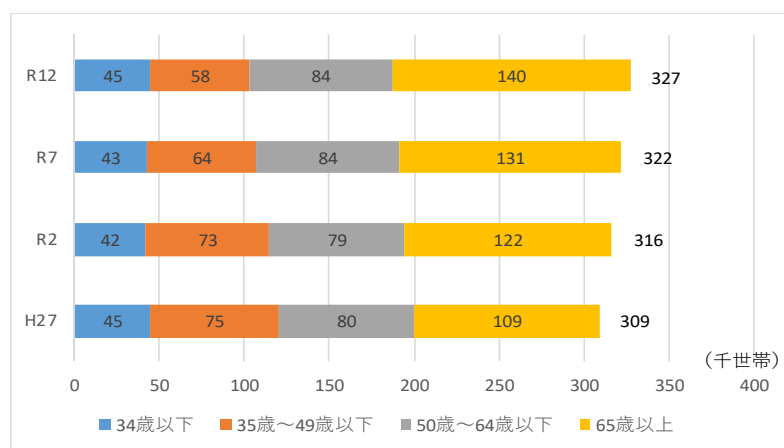
(世帯)

年次	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
総世帯数	309,227	320,749	322,000	327,000	330,000	332,000

(出典) 浜松市”やらまいか”人口ビジョン(令和2年改訂版)及び令和2年浜松市の人口《国勢調査結果》を基に作成

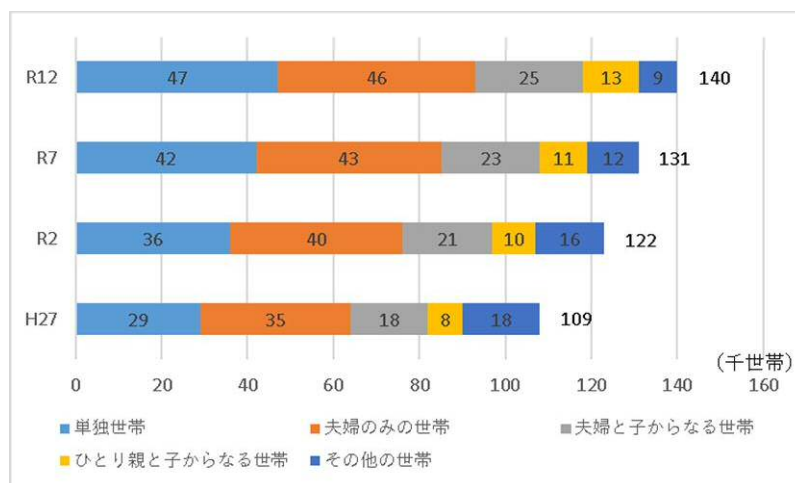
※令和2年までは実績値を表記

図表2-4 本市の世帯主年齢階層別将来世帯数



(出典) 浜松市”やらまいか”人口ビジョン(令和2年改訂版)を基に作成

図表2-5 65歳以上世帯の世帯累計別将来世帯数



(出典) 浜松市”やらまいか”人口ビジョン(令和2年改訂版)を基に作成

## (2) 生活排水処理の現状

### ア 処理形態別人口

本市の処理形態別人口<sup>4</sup>の実績及び動向を図表2-6、2-7に示します。公共下水道の統計資料では、各年度末（3月31日）の住民基本台帳人口を使用します。

公共下水道の整備により、平成26年度末時点に対し、令和2年度末時点で公共下水道処理人口<sup>5</sup>、公共下水道接続人口<sup>6</sup>が増加しています。合併処理浄化槽人口<sup>7</sup>は、単独処理浄化槽人口<sup>8</sup>やくみ取り便槽人口からの設置替えにより増加傾向となっています。

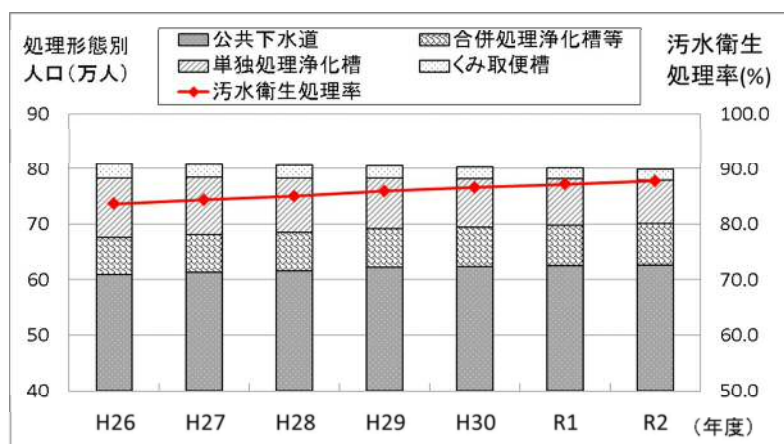
公共下水道接続人口及び合併処理浄化槽人口の増加に伴い、汚水衛生処理率<sup>9</sup>は上昇傾向となっており、平成26年度の83.6%から令和2年度の87.7%まで、4.1%上昇しています。

図表2-6 処理形態別人口の実績

区分	単位	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
①総人口	人	808,959	807,898	806,407	804,989	802,728	800,870	797,938
②公共下水道処理人口	人	644,662	646,342	646,216	650,722	649,742	649,733	648,769
③公共下水道接続人口	人	609,472	613,046	615,097	621,784	623,428	624,943	625,410
④合併処理浄化槽人口	人	63,894	65,351	67,330	67,028	68,446	71,011	72,628
⑤単独処理浄化槽人口	人	106,847	102,068	97,785	91,196	86,906	83,484	79,437
⑥農業集落排水 <sup>10</sup> 人口	人	2,030	2,024	1,969	1,854	1,838	1,796	1,760
⑦くみ取り便槽人口	人	25,992	24,687	23,494	22,394	21,390	19,636	18,703
汚水衛生処理率	%	83.6	84.3	85.0	85.9	86.5	87.1	87.7

※各年度末の住民基本台帳人口を基に作成。汚水衛生処理率＝[(③+④+⑥)/①]×100

図表2-7 処理形態別人口の動向



※合併処理浄化槽等＝合併処理浄化槽＋農業集落排水

<sup>4</sup> 処理形態別人口：生活排水をどのような方法（公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、農業集落排水、くみ取り便槽）で処理しているのかを、人口で示したものを。

<sup>5</sup> 公共下水道処理人口：公共下水道が整備され、供用が開始された範囲における人口。

<sup>6</sup> 公共下水道接続人口：公共下水道の供用が開始され、実際に公共下水道を利用している人口。

<sup>7</sup> 合併処理浄化槽：し尿（トイレ排水）と併せて生活雑排水（台所、洗濯、風呂等日常生活に伴って出される汚水）を処理する浄化槽。

<sup>8</sup> 単独処理浄化槽：し尿（トイレ排水）のみを処理し、生活雑排水（台所、洗濯、風呂等日常生活に伴って出される排水）を処理できない浄化槽。

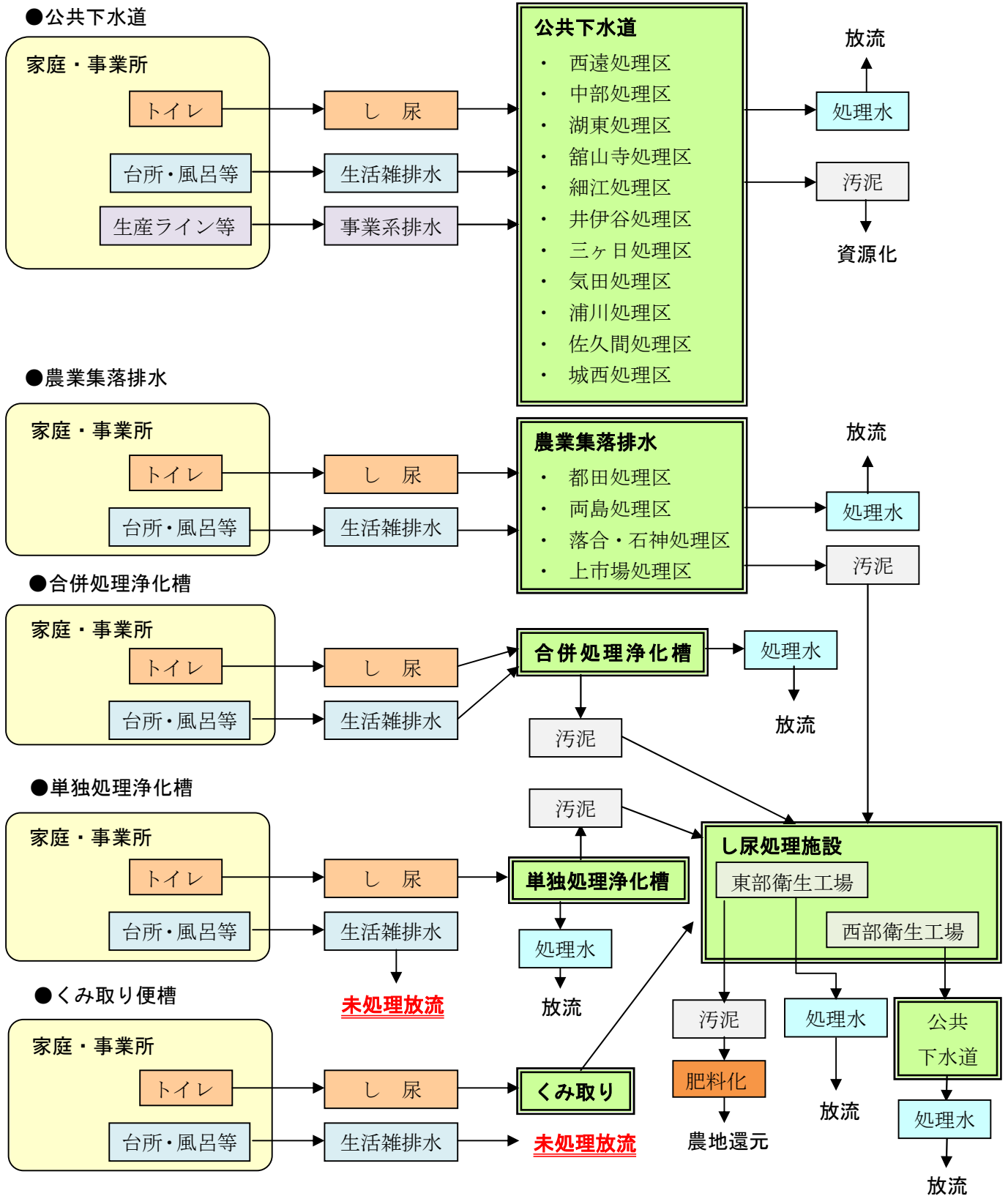
<sup>9</sup> 汚水衛生処理率：生活雑排水を衛生的に処理しているのかを示す数値であり、公共下水道接続人口＋合併処理浄化槽人口＋農業集落排水人口を総人口で割った数字。

<sup>10</sup> 農業集落排水：農業振興地域内の集落のし尿と生活雑排水を併せて処理する施設。法的には浄化槽（合併処理浄化槽）に位置づけられる。

## イ 生活排水の処理の流れ

公共下水道及び公共下水道以外の生活排水処理フローを図表2-8に示します。

図表2-8 生活排水処理フロー



## ウ 生活排水処理施設

### ① 公共下水道

これまでの下水道は、市街地拡大、人口増加、生活様式の高度化に伴う水利用の増加等を前提として、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、市街地の浸水防除等を目的に事業を推進してきました。しかしながら、少子高齢社会や人口減少の到来、環境保全意識の高まり等による節水社会への変化等、社会を取り巻く環境が変化してきており、下水道の整備方針についても大きな転換期を迎えています。

また、地震対策、浸水対策等、下水道機能の質的向上に関する新たな取組みが急務となっています。

地球温暖化や水、資源、エネルギー問題等の環境問題が深刻化しており、環境負荷を抑えた循環型社会への転換が求められる中で、「浜松市下水道ビジョン（平成27年度改訂版）」に基づいた、効率的な事業運営と供用開始区域内における接続率<sup>11</sup>の向上を目指しています。

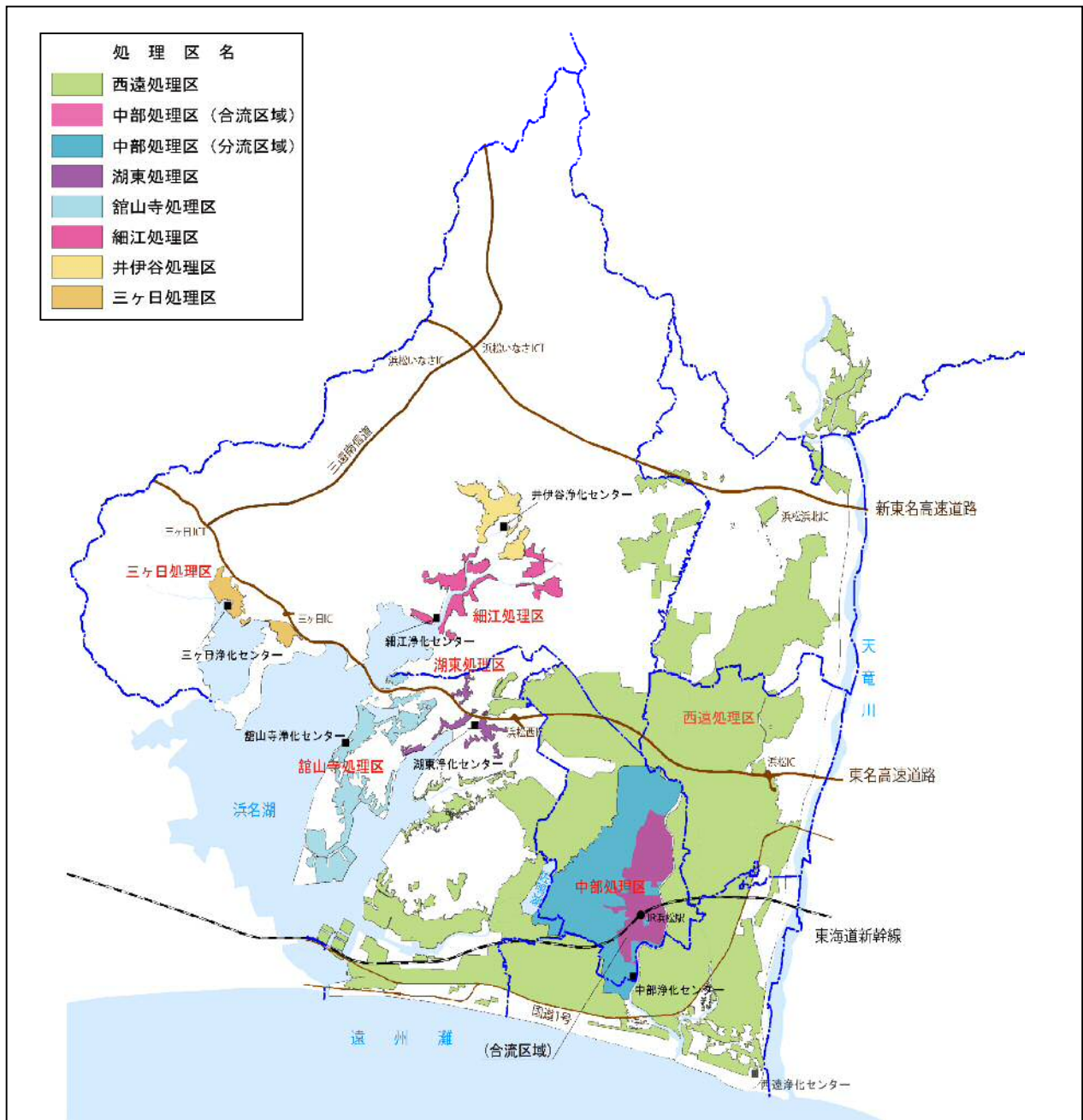
本市の下水道処理施設の状況を図表2-9に、公共下水道事業計画区域を図表2-10、2-11に示します。

図表2-9 下水道処理施設の状況

施設名称	処理区域	処理方式	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)
西遠浄化センター	西遠処理区	標準活性汚泥法	200,000
中部浄化センター	中部処理区	標準活性汚泥法	124,000
湖東浄化センター	湖東処理区	凝集剤併用型硝化内生脱窒法＋急速ろ過法	2,400
舘山寺浄化センター	舘山寺処理区	凝集剤併用型嫌気-硝化内生脱窒法＋急速ろ過法	9,000
細江浄化センター	細江処理区	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法＋急速ろ過法	4,800
井伊谷浄化センター	井伊谷処理区	有機物及び凝集剤併用型循環式硝化脱窒法＋急速ろ過法	3,400
三ヶ日浄化センター	三ヶ日処理区	凝集剤併用型高度処理バクテリアレーション法＋急速ろ過法	1,800
気田浄化センター	気田処理区	バクテリアレーション法	1,300
浦川浄化センター	浦川処理区	バクテリアレーション法＋急速ろ過法	800
佐久間浄化センター	佐久間処理区	バクテリアレーション法＋急速ろ過法	1,155
城西浄化センター	城西処理区	膜分離活性汚泥法	1,375

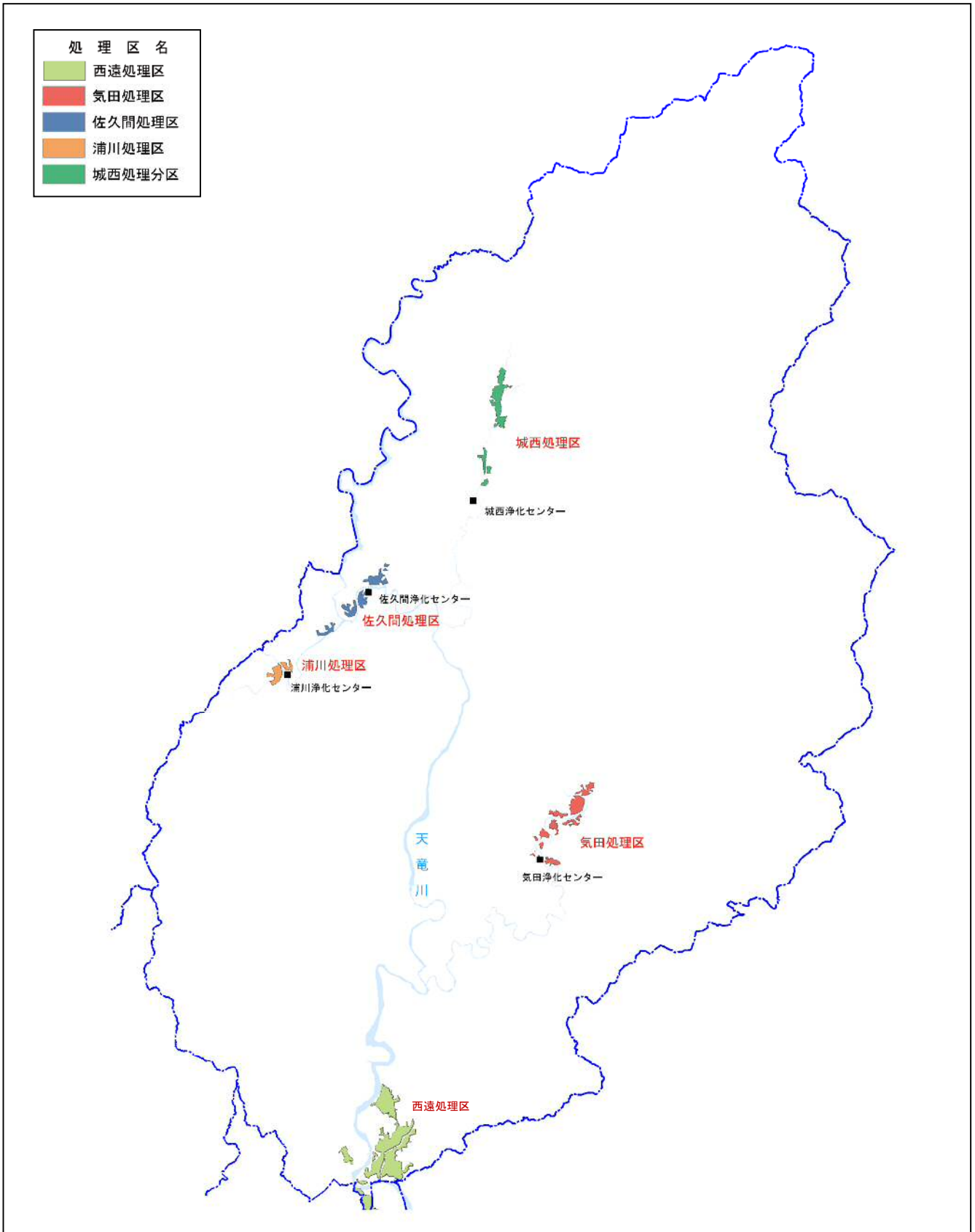
<sup>11</sup> 接続率：公共下水道処理人口に対する、公共下水道接続人口の割合。汚水衛生処理率の向上のためには公共下水道が供用開始になった地域においては、可能な限り早い時期に公共下水道に接続する必要がある。

図表 2-10 公共下水道事業計画区域（天竜区以外）



資料：上下水道部資料（令和3年4月1日現在）

図表 2-11 公共下水道事業計画区域（天竜区）



資料：上下水道部資料（令和3年4月1日現在）

## ② 農業集落排水

農業振興地域における農業用排水の水質保全、機能維持を図ることを目的に、原則として処理対象人口が概ね1,000人以下の規模を対象として計画・施工しています。下水道類似施設を設置する事業であり、供用開始区域において、接続率のさらなる向上を目指しています。

本市の農業集落排水の状況を図表2-12に示します。

図表2-12 農業集落排水の状況と処理主体

処理施設の種類	処理区域	対象となる生活排水	処理主体
農業集落排水	(北区) 都田地区 (天竜区) 両島地区、落合・石神地区、 上市場地区	し尿、生活雑排水	浜松市

## ③ 浄化槽

公共下水道事業計画区域外において合併処理浄化槽への設置替えを促進するため、職員による戸別訪問を継続するほか、イベント等にも出展し設置替えの啓発を図っています。

単独処理浄化槽はし尿のみを処理し生活雑排水は未処理のまま放流されるため、公共用水域における汚濁負荷が高いと言えます。生活排水を適正処理し、汚水衛生処理率を向上させるためには合併処理浄化槽への設置替えを促進する必要があります。

また、浜松市浄化槽設置事業費補助金については、申請者全員に交付できるよう予算措置に努めています。

本市の浄化槽の状況を図表2-13に示します。

図表2-13 浄化槽の状況

処理施設の種類	処理区域	対象となる生活排水	処理主体	
浄化槽	合併処理浄化槽	-	し尿、生活雑排水	個人・事業主等
	単独処理浄化槽	-	し尿	個人・事業主等

## ④ し尿処理施設

くみ取りし尿及び浄化槽汚泥<sup>12</sup>を処理する本市のし尿処理施設<sup>13</sup>は、東部衛生工場と西部衛生工場の2施設に統廃合し、運転を停止した浜北クリーンセンター、天竜衛生センターについては災害時の貯留施設として位置づけています。

<sup>12</sup> 浄化槽汚泥：浄化槽処理において発生する汚泥。

<sup>13</sup> し尿処理施設：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って設置され、し尿及び浄化槽汚泥を処理する施設。

稼働中の施設については長寿命化計画に基づく整備工事を行い、東部衛生工場については平成 27 年度～29 年度に完了しました。西部衛生工場についても計画に基づき進めています。

なお、各施設の状況を図表 2-14、図表 2-15 に示します。

図表 2-14 し尿処理施設の状況

施設名称	処理方法	稼働年月	処理能力	放流先
東部衛生工場	1・2次処理：標準脱窒素処理 高度処理：凝集沈殿＋砂ろ過＋ 活性炭吸着	昭和 61 年 3 月	200 kL/日	豊町 30 号排水路 (天竜川)
西部衛生工場	し渣除去後希釈し、公共下水道へ放流	昭和 56 年 2 月	400 kL/日	公共下水道 (西遠浄化センターへ)

図表 2-15 災害時の貯留施設の状況

施設名称	貯留能力	稼働年月	休止年月	現状
天竜衛生センター	約 2,300 m <sup>3</sup>	平成 3 年 3 月	平成 30 年 3 月	休止中
浜北クリーンセンター	約 2,200 m <sup>3</sup>	平成 4 年 9 月	平成 21 年 3 月	休止中

### ⑤ し尿貯留槽（北遠地域貯留槽）

天竜区内（中山間部）の佐久間町、水窪町、龍山町及び春野町において、家庭や事業所等から収集したくみ取りし尿及び浄化槽汚泥を各地区に配置したし尿貯留槽に一時貯留し、東部衛生工場に搬入した後、処理しています。各し尿貯留槽は老朽化が進んでいるため、計画的に更新していきます。

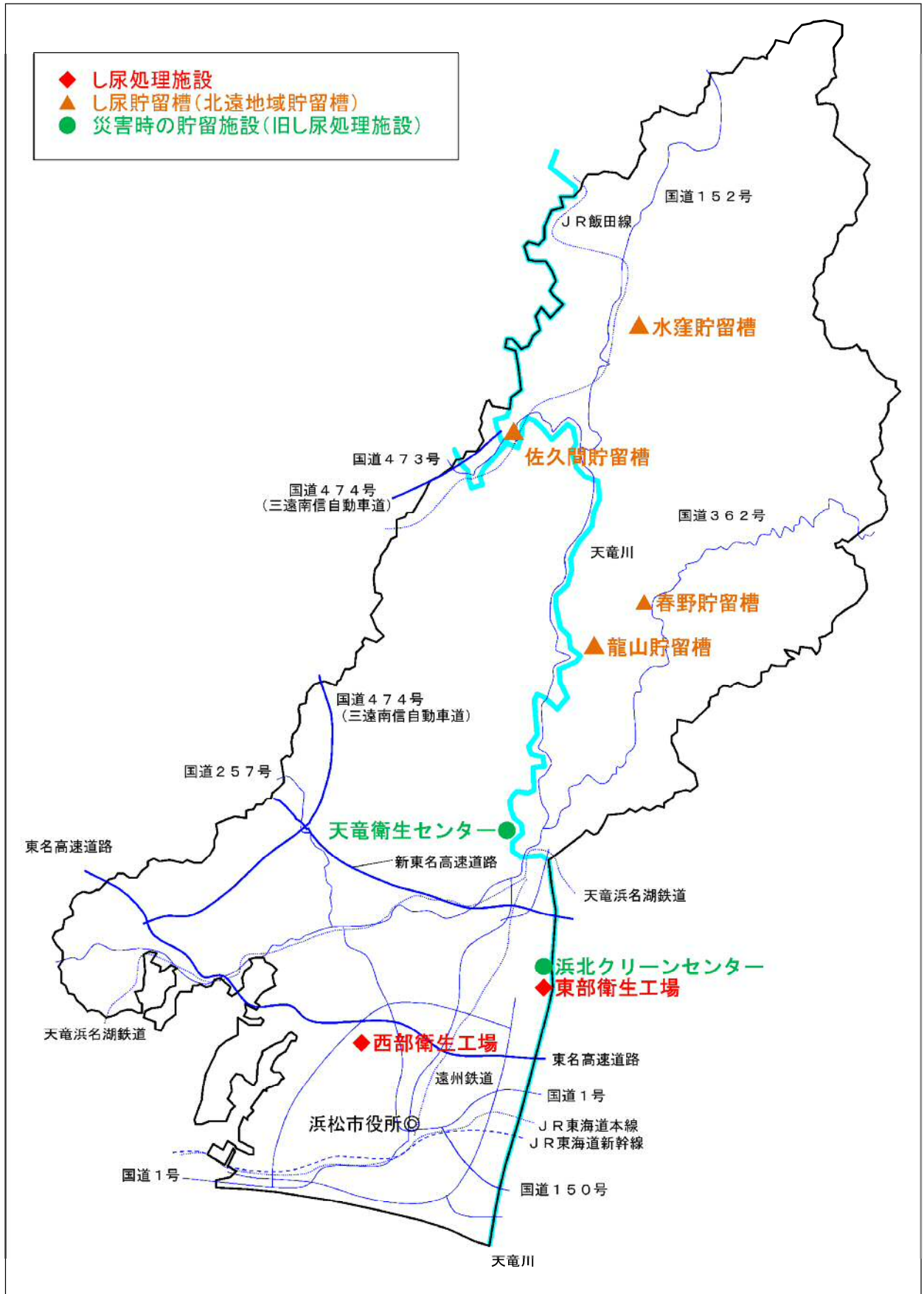
なお、し尿貯留槽の状況及び位置を図表 2-16、2-17 に示します。

図表 2-16 し尿貯留槽（北遠地域貯留槽）の状況

貯留槽名	所在地	築造年	容量 (m <sup>3</sup> )	敷地面積 (m <sup>2</sup> )
佐久間貯留槽	天竜区佐久間町中部 12-4	昭和 30 年代	88	357.39
水窪貯留槽	天竜区水窪町地頭方 63-4	昭和 46 年	122	641.00
龍山貯留槽	天竜区龍山町戸倉 67-1	昭和 44 年	100	55.00
春野貯留槽	天竜区春野町宮川 986-4	昭和 57 年	60	88.77



図表 2-17 一般廃棄物処理施設（し尿処理施設等）配置図



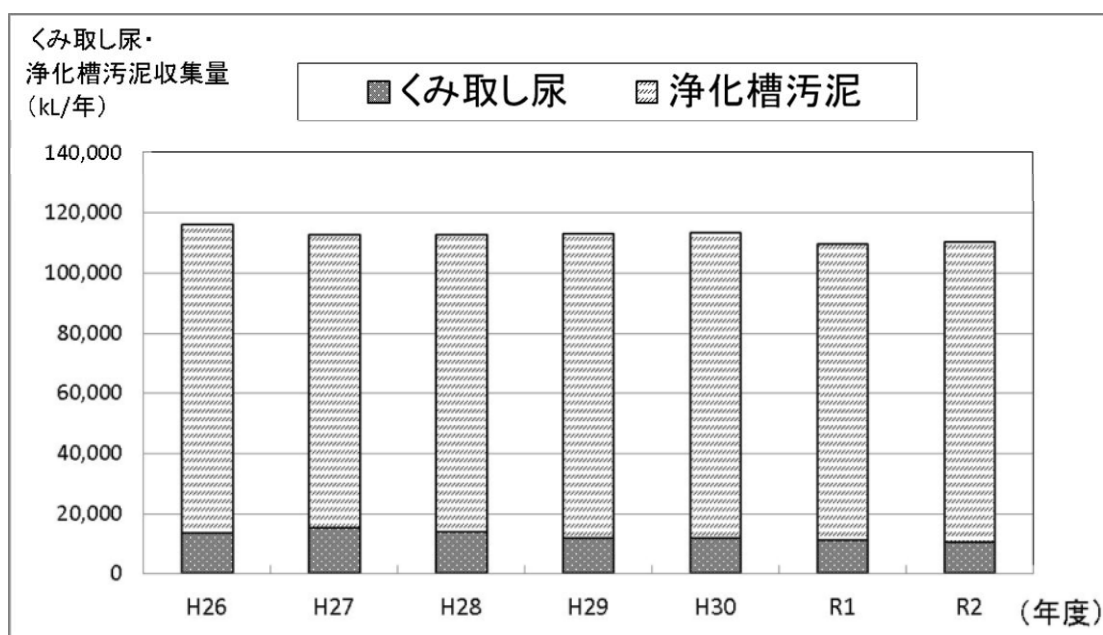
## エ くみ取りし尿及び浄化槽汚泥収集量

くみ取りし尿及び浄化槽汚泥収集量の推移を図表 2-18、2-19 に示します。くみ取りし尿については、水洗化(公共下水道接続・合併処理浄化槽への設置替え)や人口減少が進み、減少傾向となっています。浄化槽汚泥については多少の増減はあるもののほぼ横ばいの状況となっています。

図表 2-18 くみ取りし尿・浄化槽汚泥収集量の過去 7 年間の推移 単位：kL

区分 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
くみ取りし尿	13,722	15,219	14,055	11,891	11,898	11,190	10,612
浄化槽汚泥	102,331	97,584	98,764	101,247	101,671	98,665	99,919
計	116,053	112,803	112,819	113,138	113,569	109,855	110,531

図表 2-19 くみ取りし尿・浄化槽汚泥収集量の推移



## オ くみ取りし尿・浄化槽汚泥の収集体制

くみ取りし尿・浄化槽汚泥については、収集区域を8つに区分けし、収集運搬業者による安定した収集体制を構築しています（図表2-20）。

図表2-20 くみ取りし尿・浄化槽汚泥の収集体制

収集区域	収集運搬業者
中区・東区・南区・西区(旧浜松地域)・北区(旧浜松地域)	(一財)浜松市清掃公社
西区(舞阪・雄踏地域)	(株)ハマエイ
北区(細江地域)	(有)西遠デトリー
北区(引佐地域)	東名興産(株)
北区(三ヶ日東部地域)	東名興産(株)
北区(三ヶ日西部地域)	(有)明治商会
浜北区	(株)ハマエイ (株)ハマセイ東海
天竜区	(株)ハマエイ

### (3) 水質の状況

市内の環境基準点における BOD<sup>14</sup>（河川）もしくは COD<sup>15</sup>（湖沼・海域）の状況を、図表 2-21、2-22 に示します。

令和 2 年度は、佐鳴湖（拓希橋）で環境基準<sup>16</sup>を達成できていません。また、最近 5 年間の BOD・COD の達成状況を確認すると、佐鳴湖（拓希橋）では基準を満足していない状況が続いています。

図表 2-21 市内の環境基準点における BOD・COD の達成状況（令和 2 年度）

水域名	観測地点	類型	環境基準		75%値 <sup>17</sup> (mg/L)	達成状況
			BOD	COD		
天竜川	鹿島橋	河川 AA	1mg/L 以下	-	0.6	○
天竜川	掛塚橋	河川 AA	1mg/L 以下	-	0.6	○
都田川	落合橋	河川 A	2mg/L 以下	-	1.7	○
伊佐地川	中之谷橋	河川 B	3mg/L 以下	-	0.8	○
新川	志都呂橋	河川 C	5mg/L 以下	-	3.7	○
馬込川	茄子橋	河川 C	5mg/L 以下	-	1.1	○
馬込川	白羽橋	河川 C	5mg/L 以下	-	1.0	○
佐久間ダム	貯水池ダムサイト	湖沼 A	-	3mg/L 以下	2.1	○
佐鳴湖	拓希橋	湖沼 B	-	5mg/L 以下	7.0	×
遠州灘	馬込川沖	海域 A	-	2mg/L 以下	1.0	○
遠州灘	浜名湖沖	海域 A	-	2mg/L 以下	1.2	○
浜名湖	湖心	海域 A	-	2mg/L 以下	2.0	○
浜名湖	塩田	海域 B	-	3mg/L 以下	1.6	○
浜名湖	白洲	海域 B	-	3mg/L 以下	2.4	○
浜名湖	猪鼻湖	海域 B	-	3mg/L 以下	2.9	○

(出典) 令和 2 年度浜松市の環境測定結果  
令和 2 年度大気汚染及び水質汚濁等の状況（静岡県）

<sup>14</sup> BOD（生物化学的酸素要求量）：川の汚れを表す代表的な指標。この数値が大きいほど水は汚れている。

<sup>15</sup> COD（化学的酸素要求量）：湖、海の汚れを表す代表的な指標。この数値が大きいほど水は汚れている。

<sup>16</sup> 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として定められた基準。

<sup>17</sup> 75%値：BOD や COD の環境基準適合状況を判定するときに用いる。年間の測定値（日平均値）を小さいものから順に並べた時、データ数 × 0.75 番目になる値のこと。（例）年間の 12 回の測定を行う場合は、小さいほうから 9 番目の値になる。

図表 2-22 環境基準点における最近 5 年間の BOD・COD の達成状況

水域名	観測地点	類型	H28	H29	H30	R 1	R 2
天竜川	鹿島橋	河川 AA	○	○	○	○	○
天竜川	掛塚橋	河川 AA	○	○	○	○	○
都田川	落合橋	河川 A	○	○	○	○	○
伊佐地川	中之谷橋	河川 B	○	○	○	○	○
新川	志都呂橋	河川 C	○	○	○	○	○
馬込川	茄子橋	河川 C	○	○	○	○	○
馬込川	白羽橋	河川 C	○	○	○	○	○
佐久間ダム	貯水池ダムサイト	湖沼 A	○	○	○	○	○
佐鳴湖	拓希橋	湖沼 B	×	×	×	×	×
遠州灘	馬込川沖	海域 A	○	○	○	○	○
遠州灘	浜名湖沖	海域 A	○	○	○	○	○
浜名湖	湖心	海域 A	×	○	○	○	○
浜名湖	塩田	海域 B	○	○	○	○	○
浜名湖	白洲	海域 B	○	○	○	○	○
浜名湖	猪鼻湖	海域 B	○	○	○	○	○

(出典) 令和 2 年度浜松市の環境測定結果  
令和 2 年度大気汚染及び水質汚濁等の状況 (静岡県)

### 3 生活排水処理の検証

#### (1) 目標達成状況

当初計画では目標年度を定めて、具体的な数値目標を設定しています。それらの目標達成状況を検証しました。

#### ア 当初計画の数値目標の達成状況

当初計画の汚水衛生処理率の数値目標と達成状況を図表3-1に示します。また、当初計画における処理形態別人口の見通しと実績値の比較を図表3-2に示します。当初計画では汚水衛生処理率の数値目標を平成30年度では90.6%、令和10年度では97.0%としており、平成30年度の実績は86.5%であるため目標を4.1%下回りました。

図表3-1 当初計画の数値目標と達成状況

区分	単位	当初計画		実績
		目標	目標	
		H30	R10	
汚水衛生処理率	%	90.6	97.0	86.5

図表3-2 当初計画における処理形態別人口の見通しと実績値の比較

区分	単位	当初計画		実績
		目標	目標	
		H30	R10	
人口	人	790,200	756,300	802,728
水洗化・生活雑排水処理人口	人	716,070	733,370	694,432
汚水衛生処理率	%	90.6	97.0	86.5
合併処理浄化槽人口 <sup>※1</sup>	人	92,200	108,670	69,166
公共下水道接続人口	人	622,000	623,100	623,428
農業集落排水人口	人	1,870	1,600	1,838
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	55,500	20,000	86,906
単独処理浄化槽人口	人	55,500	20,000	86,906
非水洗化人口	人	18,630	2,930	21,390
くみ取りし尿人口	人	18,630	2,930	21,390

※1平成30年度の合併処理浄化槽人口には、コミュニティプラントの人口が含まれる

## (2) 当初計画における行動計画の進捗状況

### ア 環境負荷低減のための処理体制づくり

公共下水道が整備されている区域の接続率を向上するため、職員による戸別訪問を計画的に実施し、効果的な啓発に努めました。

浄化槽を使用している住宅等へは、広報はままつへの掲載や市ホームページにより浄化槽に関しての周知を行いました。また、浄化槽法に基づく浄化槽の適正な維持管理や、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽への設置替えについて、職員による戸別訪問を実施し、リーフレットを配布して市民等への普及啓発を呼びかけました。

### イ 施設の相互連携による処理の最適化

運転を停止したし尿処理施設のうち、天竜衛生センター及び浜北クリーンセンターを災害時の貯留施設として位置づけています。また、東部衛生工場及び西部衛生工場については、民間に包括運転管理委託しました。

### ウ 持続性のある資源循環型の社会づくり

一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画により、環境負荷の少ない社会づくりや、安定したし尿処理機能を確認するとともに、事故や災害時においても市のし尿処理を持続させるため、各し尿処理施設、災害時の貯留施設、周辺市町などと連携に取り組んできました。

### エ 当初計画に定めた具体的行動の進捗状況について

当初計画に定めた施策の平成 26 年度から令和 2 年度までの具体的行動の進捗状況は、完了が 8 件、計画どおり継続する取組みが 14 件、遅れている取組みはありませんでした（図表 3-3）。全体的に計画どおり進んでいますが（図表 3-4）、計画目標である汚水衛生処理率を達成するため、着実な成果が上がるよう個別施策や具体的行動を確認し、見直す必要があります。

図表 3-3 令和 2 年度末における具体的行動の進捗状況

区分	進捗状況	件数
完了	すでに完了したもの	8
継続	当初の計画どおり順調に進み、継続するもの	14
遅れている	当初の計画より進捗が遅れているもの	0
合計		22

図表 3-4 令和2年度末における具体的行動の進捗評価

◎…完了 ○…継続 △…遅れている

基本方針1：水環境改善のための目的意識の共有

個別施策	具体的行動	進捗評価
市民団体・自治会等との協働の呼びかけ	水環境に関する意見交換会の開催	○
	環境教育教室の開催	○
広報誌やインターネットを用いた情報発信	水質調査結果の公表	○
	公共下水道の整備状況の公表	○

基本方針2：生活排水による水環境への負荷低減のための取組

個別施策	具体的行動	進捗評価
公共下水道の整備と接続率向上のための施策	公共下水道整備区域については、より計画的かつ効果的な戸別訪問により接続を促すよう呼びかける	○
	“水洗便所改造資金貸付あっ旋及び利子補給”制度の周知を図る	○
	下水道整備予定区域については、効率的に整備を行う下水道整備予定	○
合併処理浄化槽への設置替えと適正管理の指導	合併処理浄化槽への切り替えを呼びかける	○
	“浄化槽設置者に対する補助制度”の周知を図る	○
	浄化槽の保守点検・管理の必要性の周知を図る	○

基本方針3：くみ取りし尿・浄化槽汚泥の安定的な処理と強靱なし尿処理体制の確立

個別施策	具体的行動	進捗評価
し尿処理施設の性能水準の確保と安定的な処理	運転管理業務委託の業務の確認・指導	○
	し尿処理施設において安定的な処理をするために、年次計画の策定・維持管理	○
	下水道処理施設等との連携の検討	○
し尿処理施設の長寿命化計画の策定と実施	ライフサイクルコストの低減	◎
	長寿命化計画の策定・実施	○
	将来処理量の推定と処理施設の確保	◎
	施設の統廃合、汚泥処理の集約化など施設の最適化	◎
大規模災害を想定した強靱なし尿処理体制の確立	生活排水処理施設（し尿処理・下水処理施設等）の強靱化	◎
	災害時計画の策定	◎
	災害時における緊急マニュアルの作成	◎
	近隣自治体との緊急時相互受入等の協定の締結	◎
	収集業者との協定の締結	◎



### (3) 生活排水処理に係る課題

#### ア 公共下水道

公共下水道の効率的な事業運営のため、接続率の向上を目指しています。接続促進については、戸別訪問の対象を絞り込み効果的な勧奨業務を強化する等、今後も接続率向上に向けた取組を継続する必要があります。

#### イ 合併処理浄化槽

公共下水道事業計画区域外において、生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ放流されてしまう単独処理浄化槽、くみ取便槽の住宅や施設に対して、合併処理浄化槽への設置替えを促進する必要があります。

また、合併処理浄化槽が正常に機能するためには、保守点検、清掃及び水質検査を定期的に行う必要があることから、浄化槽法に基づく維持管理が適正に行われるよう、市民等に対し一層の啓発を行っていく必要があります。

#### ウ し尿処理施設

し尿処理施設においては、稼働から東部衛生工場は30年以上、西部衛生工場が40年以上経過しています。

東部衛生工場の基幹設備については、平成29年度に長寿命化工事を完了させ、20年程度の長寿命化を図りました。西部衛生工場においても、長寿命化計画に基づく工事を行っています。

安定したし尿処理施設を継続するために、南海トラフ地震等の大規模災害を想定した施設保全計画を策定し、適正な維持管理をしていく必要があります。

#### エ 収集・運搬

くみ取りし尿及び浄化槽汚泥については、収集区域を8つに区分け収集しています。くみ取りし尿及び浄化槽汚泥収集量は合併処理浄化槽への設置替えが進むことにより緩やかに増加する見通しのため、今後も効率的な収集体制を維持していく必要があります。

#### オ 水環境

環境基準点におけるBOD・CODの環境基準達成状況を確認すると、佐鳴湖（拓希橋）においては環境基準を満たしていない状況です。

工場や事業所からの排水が規制される状況において、家庭から排出される未処理の生活雑排水が水質汚濁の原因の一つとなっています。浜名湖や佐鳴湖の水質改善のため、汚水衛生処理率の向上を図る必要があります。

## 4 基本方針等

### (1) 基本理念

国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標 SDGs」が定められ、本市においても「浜松市 SDGs 未来都市計画」を策定し、環境分野においても持続可能な循環型社会の構築を目指しています。

そこで、基本理念として水環境の改善のための基本的な取組を『市民・事業者・市』の3者が、それぞれの立場で推進します。

『市民・事業者・市の連携による水環境改善の取組の推進』

### (2) 基本方針

先に示した基本理念の実現のための基本方針を以下に示します。

基本方針 1：水環境改善のための目的意識の向上

基本方針 2：生活排水による水環境への負荷低減

基本方針 3：くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理体制の継続

### (3) 市民、事業者、市それぞれの役割

#### ア 市民の役割

市民は、家庭から排出される生活排水が、水環境の汚濁原因となっていることを理解し、可能な限り水環境に悪影響を及ぼさないよう努めなければなりません。公共下水道が整備されている地域については、公共下水道に接続すること、公共下水道が整備されていない地域については、合併処理浄化槽を設置することが必要です。

#### イ 事業者の役割

事業者も家庭と同様に、水環境の汚濁原因となっていることを理解し、可能な限り水環境に悪影響を及ぼさないよう努めなければなりません。工場等で大量に水を利用する事業者については水質汚濁防止法が適用されますが、同法が適用されない小規模な作業所や飲食店等についても、グリストラップ・オイルトラップの設置や適正な維持管理等、それぞれの対策が必要です。

## ウ 市の役割

市は、一般廃棄物の処理主体として適正な処理体制を整備及び維持していく必要があります。将来人口やくみ取りし尿及び浄化槽汚泥収集量の変動を予測し、将来にわたって適正な処理施設の管理や整備の計画（施設保全計画）を立てる必要があります。

また、適正な水環境の維持についての計画や行動は、策定及び周知、実施にあたっての中心的役割を担います。さらに事業所等には直接、依頼及び指示できる立場であり、より良い循環型社会の形成のための施策を進めていきます。

## （４）達成目標等

生活排水処理の基本理念及び基本方針を実行するための指針の一つとして、最終目標年度における数値目標を改定します。

### ア 将来人口の見通し

住民基本台帳人口は平成 24 度をピークとして、それ以降は減少傾向となっています。令和 2 年度実績は 797,938 人、最終目標年度である令和 10 年度は 758,102 人になると予測されます。

### イ 処理形態別人口の見通し

実績を基に試算した処理形態別人口及び汚水衛生処理率の推移、変動を図表 4-1、4-2 に示します。今後計画どおりに公共下水道接続人口及び合併処理浄化槽人口の割合が増加すると、汚水衛生処理率は令和 2 年度実績の 87.7% に対し、令和 10 年度には 95.3% になる見込みです。

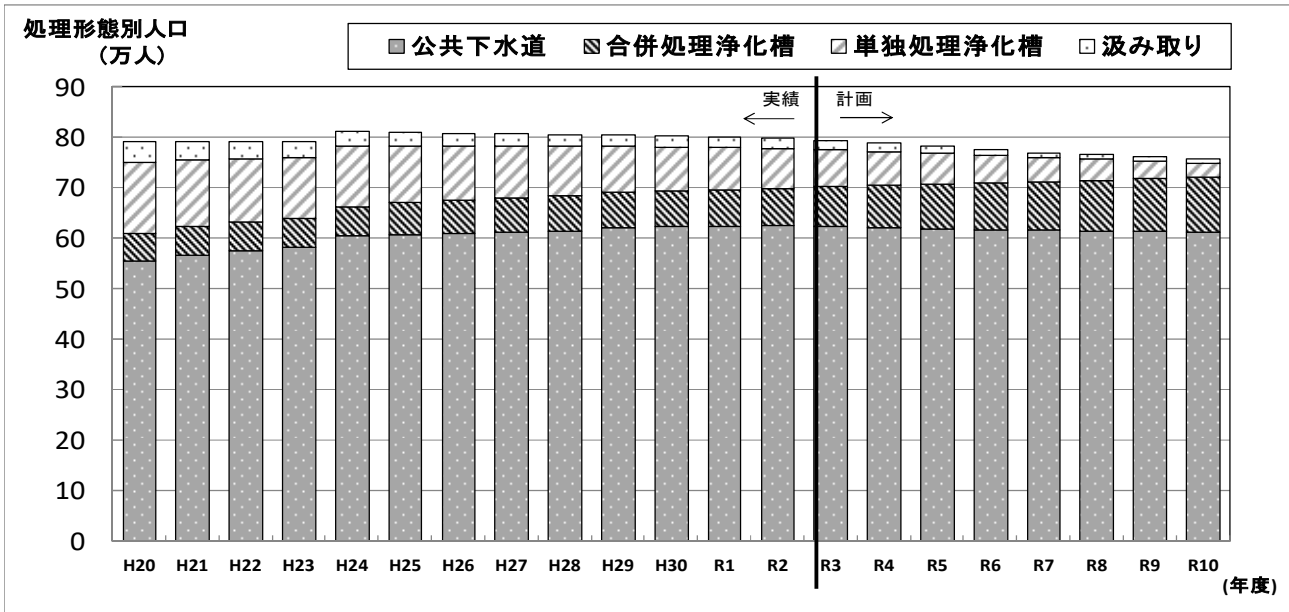
図表 4-1 処理形態別人口の推移

区分	単位	実績 <sup>※1</sup>	予測 <sup>※2</sup>	
		R 2	R 4	R10
計画処理区域内人口	人	797,938	788,925	758,102
水洗化・生活雑排水処理人口	人	699,798	705,340	722,100
汚水衛生処理率	%	87.7	89.4	95.3
合併処理浄化槽人口	人	72,628	81,221	107,000
公共下水道接続人口	人	625,410	622,399	613,500
農業集落排水人口	人	1,760	1,720	1,600
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	79,437	66,586	27,900
単独処理浄化槽人口	人	79,437	66,586	27,900
非水洗化人口	人	18,703	16,999	8,102
くみ取りし尿人口＋自家処理人口	人	18,703	16,999	8,102

※1 住民基本台帳を基に作成

※2 (出典) 浜松市”やらまいか”人口ビジョン(令和 2 年度改訂版)を基に作成

図表 4-2 処理形態別人口の変動



ウ くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理量の見通し

前述の処理形態別人口を基に、将来のくみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理量を推計しました（図表 4-3、4-4）。

くみ取りし尿量及び単独処理浄化槽の浄化槽汚泥の処理量は減少するものの、原単位が大きい合併処理浄化槽の浄化槽汚泥が増加することから、全処理量は緩やかに増加する見通しです。

図表 4-3 くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理量

区分	し尿及び浄化槽汚泥の原単位 <sup>18</sup> (L/人・日)	処理量 (kL/年) <sup>※1</sup>		
		実績	推計 <sup>※2</sup>	
			R 2	R 4
くみ取りし尿	1.55	10,612.2	9,591.5	4,571.5
浄化槽汚泥	合併処理浄化槽	99,918.6	76,200.8	100,386.4
	単独処理浄化槽		26,567.8	11,132.1
計	-	110,530.8	112,360.1	116,090.0

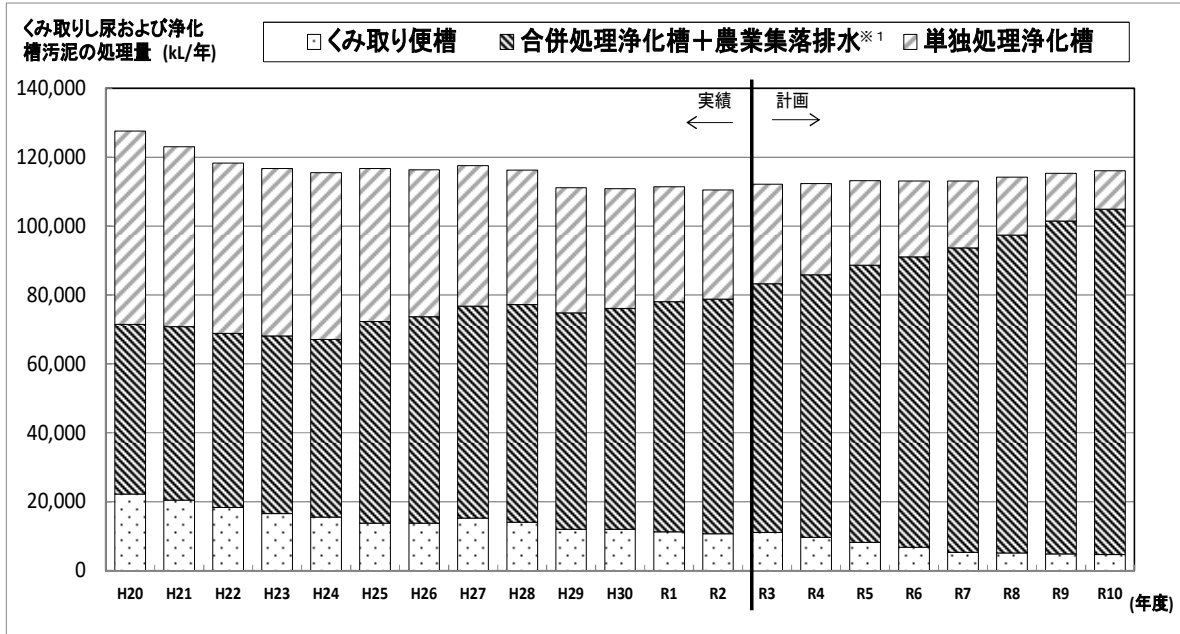
※表中の原単位は少数第2位までの表示のため、処理量の計算が合わない場合があります。

※<sup>1</sup>本市にて過去5年間の実績を基に、令和3年度以降の処理量を試算した。

※<sup>2</sup>合併処理浄化槽、単独処理浄化槽それぞれの浄化槽汚泥の処理量の推計の値は、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版」(公益社団法人 全国都市清掃会議)の数値を基に試算した。

<sup>18</sup>し尿及び浄化槽汚泥の原単位：1日に1人が排出する、くみ取りし尿や浄化槽汚泥の量を示すものであり、単位はL/人・日で表される。排出量(=処理量)(kL/年)÷人口(人)÷年間日数(日/年)×1,000(L/kL)で求められる。

図表 4-4 くみ取りし尿・浄化槽汚泥の処理量の将来推計



※1 合併処理浄化槽+農業集落排水と単独処理浄化槽の令和2年度までの実績の値は、各年度の浄化槽汚泥処理量の総量の実績を、人口や発生量等の資料を基に案分したものである（令和3年3月31日現在）

## エ 改定計画期間

本計画は、当初計画の残期間を計画期間とし、令和4年度から令和10年度までとします。また、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直します。

## オ 改定計画目標

将来人口及び処理形態別人口の推計を踏まえて、本計画における生活排水処理の改定計画目標を以下のとおりとします。目標値は公共下水道の接続率向上や合併処理浄化槽の普及促進を計画的に図ることで達成可能な数値であると考えます。

汚水衛生処理率

令和10年度（最終目標年度）：95.3%

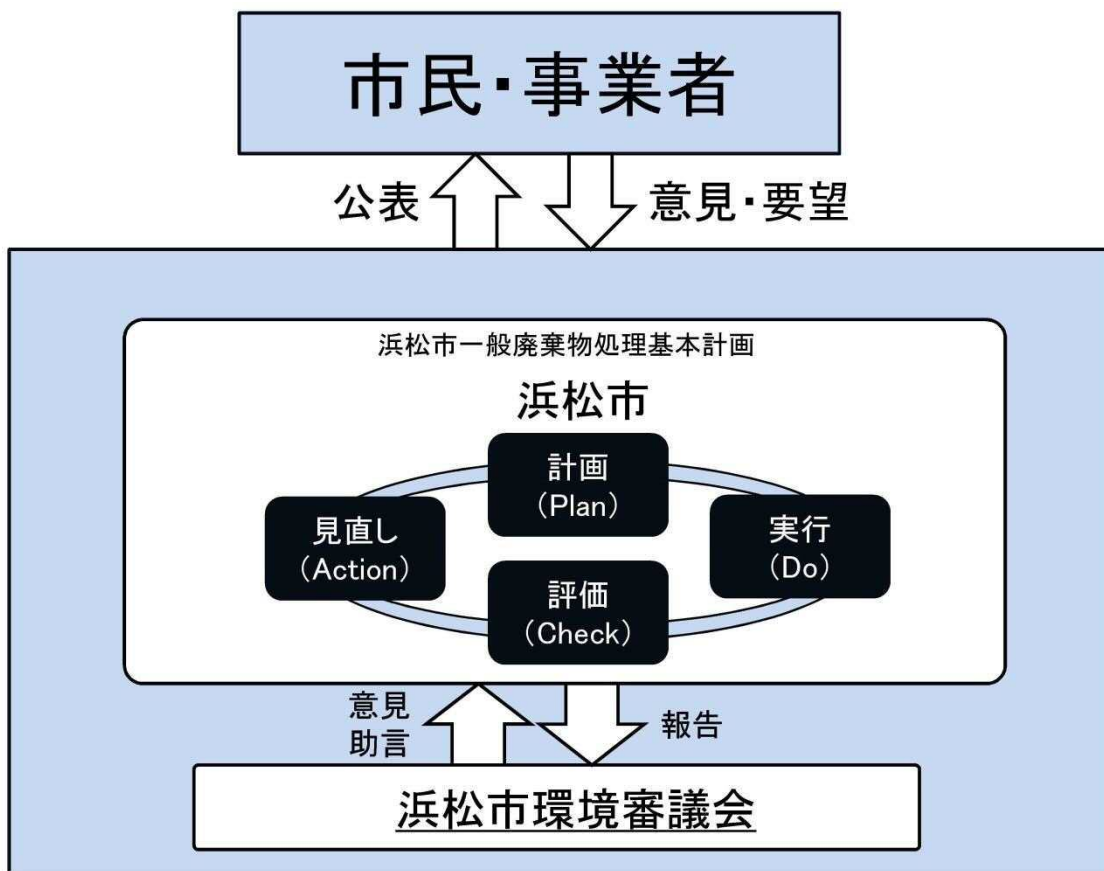
## (5) 計画の進行管理

本計画で示した基本理念である「市民・事業者・市の連携による水環境改善の取組の推進」を実現するためには、施策を着実に推進する必要があります。

本計画の目標達成に向けた進捗状況は、浜松市環境審議会<sup>19</sup>へ毎年報告し、今後の計画の推進にあたっての意見や助言を求めます。また、市ホームページ等で進捗状況を公開し、市民へお知らせします。

計画の進行管理を図表4-5に示します。

図表4-5 計画の進行管理



<sup>19</sup> 浜松市環境審議会：環境基本法に基づき、浜松市の環境の保全および創造に関する基本的事項について、調査審議するために設置された組織。

## 5 施策の展開と具体的行動

### 基本理念

『市民・事業者・市の連携による水環境改善の取組の推進』

#### 基本方針1：水環境改善のための目的意識の向上



- (1) 市民団体や自治会等との連携
- (2) 広報誌やインターネット等を用いた情報発信

#### 基本方針2：生活排水による水環境への負荷低減



- (1) 公共下水道の整備と接続率の向上
- (2) 合併処理浄化槽への設置替えと適正管理

#### 基本方針3：くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理体制の継続



- (1) し尿処理施設の性能水準の確保と安定的な処理
- (2) 大規模災害時に対応したし尿処理体制の継続

## 基本方針1：水環境改善のための目的意識の向上

### (1) 市民団体や自治会等との連携

- ・水環境改善に向けた取組みにおいて市民、事業者の協力を得るため、市民団体等との情報共有や自治会等への出前講座の開催を通じて、地域全体としての目的意識向上に取り組みます。
- ・小学生等を対象に環境教育を行い、環境意識の向上を図ります。

### (2) 広報誌やインターネット等を用いた情報発信

- ・毎年実施している水質調査結果等を広報誌やインターネット等で情報発信し、本市の水環境の現状を市民の皆様に把握してもらい、水環境改善のための取組について理解と協力を得られるよう取り組みます。



## 基本方針２：生活排水による水環境への負荷低減

### (1) 公共下水道の整備と接続率の向上

- ・市街化区域やその周辺区域、浜名湖や佐鳴湖等の水質を保全するため、公共下水道事業計画区域において、効率的に整備を実施します。
- ・接続率の向上を図るため、公共下水道整備区域において、職員による計画的かつ効果的な戸別訪問を実施します。

### (2) 合併処理浄化槽への設置替えと適正管理

- ・合併処理浄化槽の普及促進を図るため、公共下水道事業計画区域外において、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を使用している家屋等を対象に、職員による戸別訪問を実施し、合併処理浄化槽への設置替えを推奨します。
- ・浄化槽を使用している家屋等を対象に、職員による戸別訪問を実施し、浄化槽が適正に維持管理されるよう周知啓発します。

## 基本方針3：くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理体制の継続

### (1) し尿処理施設の性能水準の確保と安定的な処理

- ・くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理については、年次計画により安定的な処理体制の継続を図ります。
- ・し尿処理施設の性能水準の確保のため運転管理業務受託者の業務の確認や指導等を的確に行います。
- ・将来のし尿等の安定的な処理のため、下水道処理施設等との連携を検討します。

### (2) 大規模災害時に対応したし尿処理体制の継続

- ・南海トラフ地震等で想定される大規模災害時においても、災害廃棄物処理計画やマニュアルに基づき、近隣自治体との緊急時相互受入等の協定等を活用し、し尿処理体制の継続に努めます。
- ・収集運搬業者と連携し、大規模災害を想定した防災訓練を定期的を実施します。
- ・大規模災害発生後も、し尿処理施設にて適正な処理を継続するための、施設保全計画を策定します。
- ・大規模災害発生時等、し尿処理施設でのし尿等の受入が困難になった際、一時的な貯留を行えるよう、運転を停止した施設の処理槽等においても適正な維持管理を継続します。

## (資料編)

1 処理形態別人口推計	1
2 し尿・浄化槽汚泥処理量	1
3 浜名湖及び佐鳴湖の水質	2

# 1 処理形態別人口推計

図表 1 - 1 処理形態別人口推計

年度	総人口※1 A	くみ取り 人口	単独処理 浄化槽人口	合併処理 浄化槽人口	コミュニティプラ ント等人口※2 C	農業集落排 水処理人口 D	公共下水道			汚水衛生 処理率 BCDF/A	下水道 普及率 E/A	備考
							処理人口 E	接続人口 F	接続率 F/E			
H20	792,104	40,164	140,630	52,540	662	2,245	601,383	555,863	92.4	77.2	75.9	実績
H21	792,446	37,033	130,697	53,769	654	2,514	610,876	567,779	92.9	78.8	77.1	
H22	792,173	34,793	124,001	53,930	669	2,216	618,315	576,564	93.2	80.0	78.1	
H23	791,710	30,436	121,655	54,840	689	2,164	622,594	581,926	93.5	80.8	78.6	
H24	812,762	28,727	121,424	54,990	714	2,094	645,115	604,813	93.8	81.5	79.4	
H25	810,847	27,119	111,373	62,440	720	2,083	644,550	607,112	94.2	82.9	79.5	
H26	808,959	25,992	106,847	63,894	724	2,030	644,662	609,472	94.5	83.6	79.7	
H27	807,898	24,687	102,068	65,351	722	2,024	646,342	613,046	94.8	84.3	80.0	
H28	806,407	23,494	97,785	67,330	732	1,969	646,216	615,097	95.2	85.0	80.1	
H29	804,989	22,394	91,196	67,028	733	1,854	650,722	621,784	95.6	85.9	80.8	
H30	802,728	21,390	86,906	68,446	720	1,838	649,742	623,428	96.0	86.5	80.9	
R1	800,870	19,636	83,484	71,011	0	1,796	649,733	624,943	96.2	87.1	81.1	
R2	797,938	18,703	79,437	72,628	0	1,760	648,769	625,410	96.4	87.7	81.3	
R3	795,108	19,528	72,471	76,925	0	1,740	646,423	624,445	96.6	88.4	81.3	
R4	788,925	16,999	66,586	81,221	0	1,720	642,974	622,399	96.8	89.4	81.5	
R5	782,743	14,472	61,378	85,518	0	1,700	639,501	619,676	96.9	90.3	81.7	
R6	776,560	11,943	55,448	89,814	0	1,680	636,779	617,675	97.0	91.3	82.0	
R7	770,377	9,415	48,925	94,111	0	1,660	634,020	616,267	97.2	92.4	82.3	
R8	766,285	8,976	42,146	98,407	0	1,640	632,185	615,116	97.3	93.3	82.5	
R9	762,194	8,541	34,642	102,704	0	1,620	631,097	614,688	97.4	94.3	82.8	
R10	758,102	8,102	27,900	107,000	0	1,600	629,225	613,500	97.5	95.3	83.0	

(出典) 上下水道部資料を基に作成

※1 令和3年度以降の総人口は、浜松市”やらまいか”人口ビジョン(令和2年改訂版)を基に推計

※2 令和元年度以降のコミュニティプラント等は、令和元年度より公共下水道に接続されたため公共下水道接続人口に含まれる

# 2 し尿・浄化槽汚泥処理量

図表 2 - 1 し尿処理量の現況と見通し

年度	処理量(kL/年)				し尿及び浄化槽汚泥の原単位(L/人/日)			計画平均処理量(kL/日)					備考
	計	くみ取り し尿	単独処理 浄化槽※1	合併処理 浄化槽※2	くみ取り し尿	単独処理 浄化槽	合併処理 浄化槽	計	くみ取り し尿	浄化槽汚泥			
										計	単独	合併	
H20	129,828.6	22,189.2	59,139.0	48,500.4	1.51	1.15	2.53	-	-	-	-	-	実績
H21	124,860.0	20,405.5	54,887.2	49,567.3	1.51	1.15	2.53	-	-	-	-	-	
H22	122,351.5	18,250.7	53,256.8	50,844.0	1.44	1.18	2.58	-	-	-	-	-	
H23	121,760.4	16,478.2	52,918.3	52,363.9	1.48	1.19	2.61	-	-	-	-	-	
H24	121,904.8	15,510.0	53,354.3	53,040.5	1.48	1.20	2.64	-	-	-	-	-	
H25	118,193.7	13,701.0	45,073.8	59,418.9	1.38	1.11	2.61	-	-	-	-	-	
H26	116,052.5	13,721.9	42,529.7	59,800.9	1.45	1.09	2.56	-	-	-	-	-	
H27	112,802.8	15,219.3	38,947.7	58,635.8	1.68	1.04	2.45	-	-	-	-	-	
H28	112,819.4	14,055.3	37,710.2	61,053.9	1.64	1.06	2.48	-	-	-	-	-	
H29	113,137.9	11,890.8	37,111.1	64,136.0	1.45	1.11	2.62	-	-	-	-	-	
H30	113,568.8	11,897.7	35,650.4	66,020.7	1.52	1.12	2.64	-	-	-	-	-	
R1	109,855.3	11,190.3	32,887.8	65,777.2	1.56	1.08	2.53	-	-	-	-	-	
R2	110,530.8	10,612.2	31,722.2	68,196.4	1.55	1.09	2.57	-	-	-	-	-	
R3	112,104.0	11,018.2	28,916.0	72,169.8	1.55	1.09	2.57	307.1	30.2	276.9	79.2	197.7	推計
R4	112,360.1	9,591.5	26,567.8	76,200.8				307.8	26.3	281.6	72.8	208.8	
R5	113,196.2	8,187.8	24,556.9	80,451.5				310.1	22.4	287.7	67.3	220.4	
R6	113,125.2	6,738.7	22,123.8	84,262.7				309.9	18.5	291.5	60.6	230.9	
R7	113,126.7	5,312.0	19,521.1	88,293.6				309.9	14.6	295.4	53.5	241.9	
R8	114,205.4	5,064.6	16,816.3	92,324.5				312.9	13.9	299.0	46.1	252.9	
R9	115,311.6	4,832.1	13,860.0	96,619.5				315.9	13.2	302.7	38.0	264.7	
R10	116,090.0	4,571.5	11,132.1	100,386.4				318.1	12.5	305.5	30.5	275.0	

(出典) 上下水道部資料を基に作成

※表中の各処理量は小数第1位までの表示のため、合計の計算が合わない場合があります。

※1、※2 平成20年度～令和2年度の合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の処理量は、各年度の浄化槽汚泥処理量の総量の実績を人口や発生量等の資料を基に案分したものです。

### 3. 浜名湖及び佐鳴湖の水質

図表 3-1 浜名湖の水質(令和2年度)

項目 測定地点	類型	pH			COD(mg/L)				DO(mg/L)			大腸菌群数(MPN/100mL)			全窒素(mg/L)		全燐(mg/L)	
		平均値	最大値 最小値	達成 状況	平均値	最大値 最小値	75%値	達成 状況	平均値	最大値 最小値	達成 状況	平均値	最大値 最小値	達成 状況	平均値	最大値 最小値	平均値	最大値 最小値
湖心	海域A,海域Ⅲ	8.4	8.6 8.2	×	1.8	2.2 1.2	2.0	◎	8.8	10 7.2	×	1	4 0	◎	0.29	0.69 0.15	0.023	0.045 0.014
塩田	海域B	8.2	8.4 8.0	×	1.6	2.7 0.9	1.6	◎	7.8	8.4 6.8	◎	40	110 0	-	0.27	1.1 0.11	0.035	0.14 0.014
白洲	海域B,海域Ⅲ	8.4	8.7 8.1	×	2.0	3.7 1.2	2.4	◎	9.0	12 6.6	◎	710	1,700 4	-	0.85	1.8 0.30	0.010	0.013 0.006
猪鼻湖	海域B,海域Ⅲ	8.5	9.0 8.2	×	2.5	3.4 1.6	2.9	◎	9.7	12 7.3	◎	47	170 0	-	0.84	3.0 0.18	0.043	0.10 0.018
【参考】 環境基準	海域A	-	8.3以下 7.8以上	-	-	-	2以下	-	-	-	-	-	1,000以下 -	-	-	-	-	-
	海域B	-	8.3以下 7.8以上	-	-	-	3以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	海域Ⅲ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.6以下	-	0.05以下	-

(出典) 令和2年度浜松市の水質測定状況を基に作成

(注) 凡例：◎は環境基準達成、×は環境基準未達成

※全窒素及び全燐の環境基準については、湖心等の平均値で評価する。令和2年度は環境基準を達成した。

図表 3-2 佐鳴湖の水質(令和2年度)

項目 測定地点	類型	pH			COD(mg/L)				SS(mg/L)			DO(mg/L)			全窒素(mg/L)		全燐(mg/L)		透明度(m)	
		平均値	最大値 最小値	達成 状況	平均値	最大値 最小値	75%値	達成 状況	平均値	最大値 最小値	達成 状況	平均値	最大値 最小値	達成 状況	平均値	最大値 最小値	平均値	最大値 最小値	平均値	最大値 最小値
湖心	-	8.2	8.6 7.5	-	6.6	9.1 4.8	7.6	-	17	27 8	-	11	14 6.8	-	1.4	1.6 1.1	0.14	0.25 0.082	0.3	0.5 0.2
拓希橋	湖沼B	8.2	8.7 7.2	×	6.4	9.1 4.7	7.0	×	19	30 12	×	8.8	11 4.5	×	1.3	1.5 1.0	0.16	0.42 0.087	0.3	0.4 0.2
【参考】 環境基準	湖沼B	-	8.5以下 6.5以上	-	-	-	5以下	-	-	15以下 -	-	-	-	-	(0.6以下)	-	(0.05以下)	-	-	-

(出典) 令和2年度浜松市の水質測定状況を基に作成

(注) 凡例：◎は環境基準達成、×は環境基準未達成

※全窒素及び全燐の環境基準については、あてはめ水域に該当しないため参考値(湖沼IV)。



## パブリック・コメントに寄せられた主な意見と計画修正点

### 1 主な意見

主にごみ処理基本計画編に対して意見をいただいた。主な意見は以下のとおり。

意見 内容	案に対する 反映度	市の考え方
<p>①プラスチックごみに関する意見</p> <p>プラスチックごみが問題となっているが、計画のほとんどが家庭から排出されるもえるごみが中心となっているのはどうか。本計画にプラスチックごみ対応を盛り込めないか。</p>	案の修正	<p>プラスチックごみに関しては、プラスチックの資源循環の取組みが重要と考えている。市としては、プラスチック製品を購入した後、各家庭から排出されるプラスチックへの対応が重要と考えている。対応については、計画案 38 ページに記載しているが、国の方針が示されたことから案の修正を行う。</p>
<p>②国勢調査結果に関する意見</p> <p>本計画の本市の総人口の推移について、12月1日の報道発表によると国勢調査の確定値が出たが、どのように反映するのか。</p>	案の修正	<p>計画案中、令和2年国勢調査結果（速報値）を基に記載していた総人口と総世帯数の値を、確報値へ修正する。</p>
<p>③分別・減量・資源化の周知に関する意見</p> <p>市として分別・減量・資源化などの広報を強化すべき。</p>	盛り込み 済	<p>計画案 39 ページの基本方針 2 「市民・事業者・市の協働による取組の推進」の「(1)人材育成及び環境教育の推進」に記載したように、広報活動を強化する。また、啓発の方法については、今後の参考にさせていただく。</p>
<p>④基本方針 1 (1) に関する意見</p> <p>「家庭系ごみの減量を推進するために、家庭系ごみの過半数を占める生ごみ、雑がみの減量を重点的に取り組んでいきます。」にしてはどうか。</p>	その他	<p>もえるごみに含まれる生ごみや雑がみの減量は重要な取組みですが、これら以外の品目についても減量を行うことは必要なため、計画案のとおりとさせていただく。</p>
<p>⑤基本方針 1 (2) に関する意見</p> <p>「紙類の分別徹底を推進するため、雑がみの分別啓発と、各自治会の集積所において、雑がみ回収ができる日を週1回以上、設定します。」にしてはどうか。</p>	今後の 参考	<p>効率的な回収方法については、今後、費用対効果等考慮しながら検討するため、現時点では具体的な回収方法について決定していない。このため、計画案のとおりとさせていただく。提案は、今後の検討の参考とさせていただく。</p>

※パブリック・コメントでは、計画案 P.38、基本方針1（1）中の「・ごみ減量施策の一つとして家庭ごみ有料化の導入について検討していきます。」の記載について、多くの意見が寄せられた。有料化に関する意見については、今後の検討の参考とさせていただく。

## 2 計画修正点

### (1) 2 主な意見①に関して

・『ごみ処理基本計画編（改定版）』38 ページ

修正前	（前略）プラスチック資源の循環を推進するため、プラスチック一括回収に係る国の方針を注視しながら情報収集と本市においての実施を検討します。
修正後	（前略）プラスチック資源の循環を推進するため、 <u>プラスチック資源の分別収集に係る制度内容</u> について、情報収集と本市においての実施を検討します。

### (2) 2 主な意見②に関して

#### ア 総人口を確報値へ修正

・『ごみ処理基本計画編（改定版）』4 ページ

・『生活排水処理基本計画編（改定版）』3 ページ

修正前	（前略）令和2年国勢調査結果（速報値）によれば、10月1日現在の本市の人口は、79万1,155人となっており、平成17年以降、減少が続いています。 （中略）
修正後	（前略） <u>令和2年国勢調査結果</u> によれば、10月1日現在の本市の人口は、 <u>79万718人</u> となっており、平成17年以降、減少が続いています。（中略）

#### イ 総世帯数を確報値へ修正

・『ごみ処理基本計画編（改定版）』5 ページ

・『生活排水処理基本計画編（改定版）』4 ページ

修正前	また、令和2年国勢調査結果（速報値）によれば、世帯数は、10月1日現在31万9千9百世帯です。（中略）
修正後	また、 <u>令和2年国勢調査結果</u> によれば、世帯数は、10月1日現在 <u>32万749世帯</u> です。（中略）

### (3) その他

#### ごみ処理基本計画編と整合性を図るため修正

・『生活排水処理基本計画編（改定版）』29 ページ

修正前	（前略）南海トラフ地震等で想定される大規模災害時においても、災害時における緊急マニュアル、（中略）
修正後	（前略）南海トラフ地震等で想定される大規模災害時においても、 <u>災害廃棄物処理計画やマニュアルに基づき</u> 、（中略）